

令和 8 年第 2 回定例会

さ つ ま 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 8 日 開会

令和 8 年 6 月 26 日 閉会

さ つ ま 町 議 会

令和8年第2回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
6.	8	月		本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告及び所信表明 ・議案上程 ・選挙（選管委員・同補充員） ・陳情		
	9	火	休	会		
	10	水		本会議（2日目） ・一般質問（5人）		
	11	木		本会議（3日目） ・一般質問（2人）		
	12	金		本会議（4日目） ・総括質疑 常任委員会		
	13	土	休	会		
	14	日	休	会		
	15	月		常任委員会		
	16	火		常任委員会		
	17	水	休	会		
	18	木	休	会		
	19	金	休	会		
	20	土	休	日		
	21	日	休	日		
	22	月	休	会		
	23	火	休	会		
	24	水		常任委員会、議会運営委員会、全員協議会		
	25	木	休	会		
	26	金		本会議（最終日） ・常任委員長報告、採決 ・追加議案上程 ・請願、陳情 ・議員派遣の件 ・閉会中の継続調査の件 ・閉会		

令和8年第2回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和8年 6月 8日

閉会 令和8年 6月26日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
第45号	専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について）	R8.6.8	R8.6.8	承認	—
第46号	令和8年度さつま町一般会計補正予算（第2号）	R8.6.8	R8.6.8	原案可決	—
第47号	さつま町税条例の一部改正について	R8.6.8	R8.6.26	原案可決	総務厚生
第48号	令和8年度さつま町一般会計補正予算（第3号）	R8.6.8	R8.6.26	原案可決	2委員会
第49号	令和8年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）	R8.6.8	R8.6.26	原案可決	文教経済
第50号	さつま町環境センターし尿汲取作業車（小型3t車）購入契約の締結について	R8.6.8	R8.6.8	可決	—
第51号	令和8年度さつま町消防団小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について	R8.6.8	R8.6.8	可決	—
第52号	令和8年度さつま町消防本部高規格救急自動車及び救急用資機材一式購入契約の締結について	R8.6.8	R8.6.8	可決	—
第53号	さつま町農業委員会委員の任命について	R8.6.8	R8.6.8	同意	—
第54号	さつま町農業委員会委員の任命について	R8.6.8	R8.6.8	同意	—
第55号	さつま町農業委員会委員の任命について	R8.6.8	R8.6.8	同意	—
第56号	さつま町農業委員会委員の任命について	R8.6.8	R8.6.8	同意	—
第57号	さつま町農業委員会委員の任命について	R8.6.8	R8.6.8	同意	—
第58号	さつま町農業委員会委員の任命について	R8.6.8	R8.6.8	同意	—
第59号	さつま町農業委員会委員の任命について	R8.6.8	R8.6.8	同意	—
第60号	さつま町農業委員会委員の任命について	R8.6.8	R8.6.8	同意	—
第61号	さつま町農業委員会委員の任命について	R8.6.8	R8.6.8	同意	—
第62号	さつま町農業委員会委員の任命について	R8.6.8	R8.6.8	同意	—

第63号	令和8年度災害時用発電機購入契約の締結について	R8. 6. 26	R8. 6. 26	可決	—
第64号	学校給食センター給食配送車購入事業契約の締結について	R8. 6. 26	R8. 6. 26	可決	—
令和7年 陳情 第7号	日本政府に対して核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情書	R8. 2. 24	R8. 6. 26	不採択	総務厚生
報告 第4号	令和7年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	R8. 6. 8	R8. 6. 8	報告済	—
報告 第5号	令和7年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について	R8. 6. 8	R8. 6. 8	報告済	—
報告 第6号	令和7年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）について	R8. 6. 8	R8. 6. 26	報告済	—
報告 第7号	令和7年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	R8. 6. 8	R8. 6. 26	報告済	—
報告 第8号	令和8年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について	R8. 6. 8	R8. 6. 26	報告済	—
	防衛施設等調査特別委員会報告の件	R8. 6. 26	R8. 6. 26	報告済	—
	議員派遣の件	R8. 6. 26	R8. 6. 26	決定	—
	閉会中の継続調査の件	R8. 6. 26	R8. 6. 26	決定	—

令和8年第2回さつま町議会定例会会議録

目 次

○6月8日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について）	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第46号 令和8年度さつま町一般会計補正予算（第2号）	6
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第47号 さつま町税条例の一部改正について	7
（提案理由説明）	
議案第48号 令和8年度さつま町一般会計補正予算（第3号）	7
（提案理由説明）	
議案第49号 令和8年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）	7
（提案理由説明）	
議案第50号 さつま町環境センターし尿汲取作業車（小型3t車）購入契約の締結について	8
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第51号 令和8年度さつま町消防団小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について	9
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第52号 令和8年度さつま町消防本部高規格救急自動車及び救急用資機材一式購入契約の締結について	10
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第53号 さつま町農業委員会委員の任命について	11
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第54号 さつま町農業委員会委員の任命について	11
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第55号 さつま町農業委員会委員の任命について	11
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	

議案第 5 6 号 さつま町農業委員会委員の任命について	1 1
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 5 7 号 さつま町農業委員会委員の任命について	1 1
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 5 8 号 さつま町農業委員会委員の任命について	1 1
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 5 9 号 さつま町農業委員会委員の任命について	1 1
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 6 0 号 さつま町農業委員会委員の任命について	1 1
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 6 1 号 さつま町農業委員会委員の任命について	1 1
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 6 2 号 さつま町農業委員会委員の任命について	1 5
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第 4 号 令和 7 年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	1 6
(内容説明・質疑)	
報告第 5 号 令和 7 年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について	1 7
(内容説明・質疑)	
報告第 6 号 令和 7 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第 4 号) について	1 7
(内容説明)	
報告第 7 号 令和 7 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	1 7
(内容説明)	
報告第 8 号 令和 8 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第 1 号) について	1 7
(内容説明)	
散 会	1 8

○ 6 月 1 0 日 (第 2 日)

一般質問表	1 9
会議を開催した年月日及び場所	2 4
出欠席議員氏名	2 4
出席事務局職員	2 4
出席説明員氏名	2 4
本日の会議に付した事件	2 5
開 議	2 6
一 般 質 問	2 6
古田 昌也議員	2 6
国の動向による財源確保について	
小規模事業者の継続支援について	
川口 憲男議員	3 4

町営住宅の維持管理について	
公有財産の在り方について	
堅山 秀樹議員	4 2
農地中間管理機構（農地バンク）の機能強化について	
「第5次さつま町農林業いきいきプラン策定」について	
中東情勢悪化に伴う資材高騰対策について	
農産物直売所及び物産館の今後の運営方針について	
武 さとみ議員	5 4
学校での「平和教育」や、町民の平和に関する様々な意見について	
人口減少に歯止めをかけるための方策について	
徳留 和樹議員	6 5
本町の基幹産業である農業の今後の政策は	
環境資源を生かした町づくりについて	
散 会	7 4
○6月11日（第3日）	
一般質問表	7 5
会議を開催した年月日及び場所	7 7
出欠席議員氏名	7 7
出席事務局職員	7 7
出席説明員氏名	7 7
本日の会議に付した事件	7 8
開 議	7 9
一 般 質 問	7 9
有川 美子議員	7 9
犯罪被害者等支援条例の制定について	
道路河川愛護作業補助金（公民会対象）について	
防災士の育成について	
桑波田 大議員	9 3
誘致強化と交流人口拡大について	
散 会	1 0 0
○6月12日（第4日）	
会議を開催した年月日及び場所	1 0 1
出欠席議員氏名	1 0 1
出席事務局職員	1 0 1
出席説明員氏名	1 0 1
本日の会議に付した事件	1 0 2
議案付託表	1 0 3
開 議	1 0 4
議案第47号 さつま町税条例の一部改正について	1 0 4
（総括質疑・委員会付託）	

議案第48号 令和8年度さつま町一般会計補正予算（第3号）	104
（総括質疑・委員会付託）	
議案第49号 令和8年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）	105
（総括質疑・委員会付託）	
散 会	105

○6月26日（第5日）

会議を開催した年月日及び場所	107
出欠席議員氏名	107
出席事務局職員	107
出席説明員氏名	107
本日の会議に付した事件	108
開 議	109
議案第47号 さつま町税条例の一部改正について	109
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第48号 令和8年度さつま町一般会計補正予算（第3号）	109
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第49号 令和8年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）	109
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第63号 令和8年度災害時用発電機購入契約の締結について	112
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第64号 学校給食センター給食配送車購入事業契約の締結について	113
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
陳情第7号 日本政府に対して核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情書	114
（委員長報告・質疑・討論・起立採決）	
報告第6号 令和7年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）について	116
（質疑）	
報告第7号 令和7年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	116
（質疑）	
報告第8号 令和8年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について	116
（質疑）	
防衛施設等調査特別委員会報告の件	116
（委員長報告）	
議員派遣の件	118
（決定）	
閉会中の継続調査の件	119
（決定）	
閉 会	119

令和8年第2回さつま町議会定例会

第 1 日

令和8年6月8日

令和8年第2回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和8年6月8日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(14名)

1番 岸 良 光 廣 議員	2番 上別府 ユ キ 議員
3番 堅 山 秀 樹 議員	4番 徳 留 和 樹 議員
5番 橋之口 富 雄 議員	6番 古 田 昌 也 議員
7番 桑波田 大 議員	8番 武 さとみ 議員
9番 宮之脇 尚 美 議員	10番 柏 木 幸 平 議員
11番 有 川 美 子 議員	12番 川 口 憲 男 議員
13番 中 村 慎 一 議員	14番 新 改 秀 作 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

早 崎 行 宏 事務局 長	神 園 大 士 事務局 長補佐兼議事係 長
奥 平 一 樹 議事係 主任	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上 野 俊 市 町 長	角 茂 樹 副 町 長
中 山 春 年 教 育 長	富 満 悦 郎 総 務 課 長
菊 野 祐 二 危機管理 監	大 平 誠 総合政策課 長兼行革推進室 長
西 冨 豪 紀 財 政 課 長	小野原 和 人 税 務 課 長
堀 孝 志 町民環境課 長	山 口 良 浩 農林課 長兼担い手支援室 長
山 口 泰 徳 さつまPR課 長	太 田 竜 也 産業・定住支援室 長
上 原 光 志 水 道 課 長	松 山 明 浩 農業委員会事務局 長
西 一 樹 消 防 長	古 川 秀 人 消防総務課 長
藤 園 育 美 教育総務課 長	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）
（さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 第 6 議案第46号 令和8年度さつま町一般会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第47号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 8 議案第48号 令和8年度さつま町一般会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第49号 令和8年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第50号 さつま町環境センターし尿汲取作業車（小型3t車）購入契約の締結について
- 第11 議案第51号 令和8年度さつま町消防団小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について
- 第12 議案第52号 令和8年度さつま町消防本部高規格救急自動車及び救急用資機材一式購入契約の締結について
- 第13 議案第53号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第14 議案第54号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第15 議案第55号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第16 議案第56号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第17 議案第57号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第18 議案第58号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第19 議案第59号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第20 議案第60号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第21 議案第61号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第22 議案第62号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第23 報告第 4号 令和7年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第24 報告第 5号 令和7年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第25 報告第 6号 令和7年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）について
- 第26 報告第 7号 令和7年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第27 報告第 8号 令和8年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について

△開 会 午前 9時30分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和8年第2回さつま町議会定例会を開会します。

△開 議

○新改 秀作議長

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○新改 秀作議長

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、13番、中村慎一議員及び1番、岸良光廣議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○新改 秀作議長

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月26日までの19日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月26日までの19日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○新改 秀作議長

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的な事については、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件について報告します。

監査委員から例月出納検査、令和7年度上水道事業企業会計たな卸資産監査、令和7年度工事関係監査及び令和7年度定期監査の結果について報告がありましたので、その写しをお配りしてあります。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○新改 秀作議長

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

おはようございます。

行政報告につきましては、印刷してお配りしているところでございますが、この中で、3月

22日の町制施行20周年記念式典及び町民大会、4月14日の宮之城中学校分教室開級式、5月22日の南九州ブロックB&G海洋センター連絡協議会総会及び災害時相互応援協定締結式の3件について、補足して御報告を申し上げます。

はじめに3月22日の町制施行20周年記念式典及び町民大会についてでございます。

昨年の3月に町制施行20周年を迎えて以来、今回の記念式典までの1年間を町制施行20周年記念事業の実施期間として位置づけ、収録型イベントをはじめ、さまざまな記念事業や取組を進めてきたところでございます。

この20周年記念事業の締めくくりとしまして、これまでの歩みを振り返るとともに、先人の御尽力に感謝し、さらなる飛躍への決意を共有する機会として、記念式典及び町民大会を開催したところであります。

また、前日の21日には、西郷菊次郎翁を縁として、友好交流町である龍郷町の青少年ミュージカルを島外公演としては、初めてこのさつま町で開催し、多くの方々に感動を与えていただいたところであります。

22日式典当日は、御来賓の皆様をはじめ、多くの町民の皆様に御出席いただき、また、友好交流の市町であります、青森県鶴田町、熊本県菊池市、鹿児島県中種子町及び龍郷町からも、御臨席を賜り、盛会のうちに開催することができました。

また、町民大会では、青山学院大学陸上競技部監督の原晋氏による記念講演を開催したところであります。

20周年記念事業の開催にあたりましては、町議会をはじめ、関係機関、関係団体など、多くの町民の皆様に御協力いただきましたことに、改めて厚く御礼を申し上げます。

今後につきましても、町制20周年を契機として、これまで築き上げてきた歴史と伝統を大切にしながら、町民の皆様とともに、「住み続けたい」、「住んでみたい」と思えるまちづくりに一層取り組んでまいります。

次に、4月14日の宮之城中学校分教室開級式についてでございます。

本町教育委員会におきまして、不登校の生徒を対象とした、鹿児島県内で先駆けての設置となります、学びの多様化学校宮之城中学校分教室、愛称「みらいる〜ム拓く」を、山崎小学校特別教室棟内に開設し、4月14日に関係者出席のもと、開級式が執り行われたところでございます。

この学びの多様化学校は、従来の学校教育の枠にとらわれず、不登校の生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成できるのが大きな特徴であります。

開設にあたりましては、教育委員会を中心に、これまで90回を超える丁寧な面談を重ね、生徒や保護者の皆様の思いに寄り添いながら、ソフト面・ハード面の準備を進めてきたところでございます。

子どもたちが伸び伸びと自由に、かつ安心して過ごせる学びの場を提供するとともに、「自分で決める」、「自分で歩む」、「自分で拓く」目標を支える発達支持的生徒指導を進めることは、次代を担う子どもたちの社会的自立を支え、豊かな人格形成を育むために極めて重要であると考えております。

今後におきましても、教育委員会や学校関係者、地域と強固に連携をしながら、一人一人の個性を尊重した多様な教育機会を確保し、子どもたちの未来への一步を後押しする支援の充実に努めてまいります。

最後に、5月22日の南九州ブロックB&G海洋センター連絡協議会総会に引き続き行われました、災害時相互応援協定締結式についてでございます。

この協定につきましては、南九州の海洋センターが所在する31の自治体において、大規模災害が発生し、被災自治体のみでは十分な対応が困難な場合に、B&G財団と協定自治体が相互に協力し合うことを目的として締結したものであります。

具体的には、海洋センター等の施設を活用した避難者の受入れ、資機材の提供、人員派遣、応急対策、さらには復旧・復興支援まで、幅広い分野で迅速かつ円滑な支援を行う体制を構築するものでございます。

今回の協定締結により、災害発生時に自治体同士が補完し合える体制が広域的に整備され、本町の防災力向上にも大きく寄与するものと考えております。

今後におきましても、地域・自治体・関係団体との連携を一層深めながら、災害に強いまちづくりを着実に進めてまいりたいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。

〔上野 俊市町長降壇〕

○新改 秀作議長

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第45号 専決処分の承認を求めること について（専決第2号）」

○新改 秀作議長

次は、日程第5「議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、「議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」であります。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正に、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○小野原和人税務課長

それでは、「議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について）」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、議案第４５号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第４５号 専決処分の承認を求めることについて（専決第２号）」を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第４５号 専決処分の承認を求めることについて（専決第２号）」は、承認されました。

△日程第６「議案第４６号 令和８年度さつま町一般会計
補正予算（第２号）」

○新改 秀作議長

次は、日程第６「議案第４６号 令和８年度さつま町一般会計補正予算（第２号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、「議案第４６号 令和８年度さつま町一般会計補正予算（第２号）」についてであります。

これは、災害対策費に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１８０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４５億２,３６３万５,０００円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○西園 豪紀財政課長

それでは「議案第４６号 令和８年度さつま町一般会計補正予算（第２号）」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第４６号は、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、議案第４６号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから「議案第４６号 令和８年度さつま町一般会計補正予算（第２号）」を採決します。
お諮りします。原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第４６号 令和８年度さつま町一般会計補正予算（第２号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第７「議案第４７号 さつま町税条例の一部改正について」、日程第８「議案第４８号 令和８年度さつま町一般会計補正予算（第３号）」、日程第９「議案第４９号 令和８年度さつま町上水道事業会計補正予算（第１号）」

○新改 秀作議長

次は、日程第７「議案第４７号 さつま町税条例の一部改正について」から日程第９「議案第４９号 令和８年度さつま町上水道事業会計補正予算（第１号）」までの議案３件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、議案第４７号から議案第４９号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第４７号 さつま町税条例の一部改正について」であります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第４８号 令和８年度さつま町一般会計補正予算（第３号）」についてであります。

これは、消防施設に要する経費及び有害鳥獣対策費、企画費並びに、その他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億１,５７０万３,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４６億３,９３３万８,０００円とするものであります。

次に、「議案第４９号 令和８年度さつま町上水道事業会計補正予算（第１号）」であります。

これは、収益的収入並びに資本的収入及び支出の経費を補正しようとするもので、収益的収入を９７万２,０００円増額し、補正後４億４,２１１万３,０００円にしようとするものであります。

また、資本的収入を２,６６６万６,０００円減額し、補正後２億１,５１５万１,０００円に、

資本的支出を1,596万6,000円減額し、補正後3億6,462万6,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○小野原和人税務課長

それでは「議案第47号 さつま町税条例の一部改正について」内容を御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○西園 豪紀財政課長

それでは「議案第48号 令和8年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○上原 光志水道課長

「議案第49号 令和8年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

ただいま議題となっています各議案に対する質疑は、6月12日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第10「議案第50号 さつま町環境センターし尿
汲取作業車（小型3t車）購入契約の締結について」

○新改 秀作議長

次は、日程第10「議案第50号 さつま町環境センターし尿汲取作業車（小型3t車）購入契約の締結について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは「議案第50号 さつま町環境センターし尿汲取作業車（小型3t車）購入契約の締結について」であります。

これは、さつま町環境センターし尿汲取作業車（小型3t車）の購入について、去る4月27日に入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、町民環境課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○堀 孝志町民環境課長

それでは「議案第50号 さつま町環境センターし尿汲取作業車（小型3t車）購入契約の締結について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第50号 さつま町環境センターし尿汲取作業車（小型3t車）購入契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第50号 さつま町環境センターし尿汲取作業車（小型3t車）購入契約の締結について」は、可決することに決定しました。

△日程第11「議案第51号 令和8年度さつま町消防団
小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」

○新改 秀作議長

次は、日程第11「議案第51号 令和8年度さつま町消防団小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは「議案第51号 令和8年度さつま町消防団小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」であります。

これは、さつま町消防団小型動力ポンプ積載車の購入について、去る4月27日入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○西 一樹消防長

「議案第51号 令和8年度さつま町消防団小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第５１号は、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第５１号 令和８年度さつま町消防団小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって「議案第５１号 令和８年度さつま町消防団小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」は、可決することに決定しました。

△日程第１２「議案第５２号 令和８年度さつま町消防本部高規格救急自動車及び救急用資機材一式購入契約の締結について」

○新改 秀作議長

次は、日程第１２「議案第５２号 令和８年度さつま町消防本部高規格救急自動車及び救急用資機材一式購入契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは「議案第５２号 令和８年度さつま町消防本部高規格救急自動車及び救急用資機材一式購入契約の締結について」であります。

これは、さつま町消防本部高規格救急自動車及び救急用資機材一式の購入につきまして、去る４月２７日入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○西 一樹消防長

「議案第５２号 令和８年度さつま町消防本部高規格救急自動車及び救急用資機材一式購入契約の締結について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○有川 美子議員

改めまして、1点だけ質問させていただきます。

確か、救急車の救急自動車と資機材一式っていうのは、令和4年の9月もですね、多分同じだと思うんですが、3,300万円ということでございました。

今回、まったく同じ救急自動車で600万円ほど違うのかっていう、そのところの何かこう影響というのが把握できていたら教えていただきたいのと、あと、今回の入札は、何社入札されたかっていうのが可能であればお願いいたします。

○西 一樹消防長

高規格救急自動車等の購入価格の御質問でございますけれども、確かに、前回の令和4年の車もトヨタの契約で資機材等も似たようなものでございますけれども、一部資機材のほうは強化するような資機材を入れております。

また、この入札によりますことから、高騰の理由というのはなかなかこちら側としては理解するところは難しい部分がございますけれども、昨今の資機材とか、資材の高騰とか、そういったものも影響があるのではないかというふうに思っております。

入札につきましては、2社に指名を行いまして、1社の応札でございました。

○新改 秀作議長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第52号 令和8年度さつま町消防本部高規格救急自動車及び救急用資機材一式購入契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって「議案第52号 令和8年度さつま町消防本部高規格救急自動車及び救急用資機材一式購入契約の締結について」は、可決することに決定しました。

△日程第13「議案第53号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第14「議案第54号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第15「議案第55号 さつま町農業委員会委員の任命について」、

日程第１６「議案第５６号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第１７「議案第５７号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第１８「議案第５８号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第１９「議案第５９号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第２０「議案第６０号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第２１「議案第６１号 さつま町農業委員会委員の任命について」

○新改 秀作議長

次は、日程第１３「議案第５３号 さつま町農業委員会委員の任命について」から日程第２１「議案第６１号 さつま町農業委員会委員の任命について」までの議案９件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、議案第５３号から議案第６１号までを一括して、提案の理由を申し上げます。

これは、さつま町農業委員会委員が、令和８年７月３１日付けをもって、任期満了となることに伴い、９名の方々をそれぞれ委員として任命しようとするものであります。

まず、議案第５３号で、引き続き、満園和徳氏を、次に、議案第５４号で、新たに東條治満氏を、次に、議案第５５号で、新たに楠元伸一氏を、次に、議案第５６号で、新たに市圀庄一氏を、次に、議案第５７号で、引き続き山内美千代氏を、次に、議案第５８号で、新たに平春行氏を、次に、議案第５９号で、引き続き山崎博文氏を、次に、議案第６０号で、引き続き南原奈美子氏を、最後に、議案第６１号で、引き続き濱田誠氏を委員に任命しようとするもので、いずれにつきましても、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、農林課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○山口 良浩農林課長兼担い手支援室長

それでは、議案第５３号から議案第６１号までの９名の方のさつま町農業委員会委員の任命について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第５３号から議案第６１号までの９件は、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、議案第５３号から議案第６１号までの議案９件は、委員会付託

を省略することに決定しました。

これから順に討論を行います。

まず、議案第５３号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第５３号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって「議案第５３号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次に、議案第５４号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第５４号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって「議案第５４号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次に、議案第５５号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第５５号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって「議案第５５号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次に、議案第５６号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第５６号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって「議案第５６号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次に、議案第５７号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第５７号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって「議案第５７号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次に、議案第５８号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第５８号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって「議案第５８号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次に、議案第５９号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第５９号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって「議案第５９号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次に、議案第６０号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第６０号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって「議案第６０号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次に、議案第６１号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第61号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって「議案第61号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

△日程第22「議案第62号 さつま町農業委員会委員の任命について」

○新改 秀作議長

次は、日程第22「議案第62号 さつま町農業委員会委員の任命について」についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、古田昌也議員の退場を求めます。

〔古田 昌也議員退場〕

○新改 秀作議長

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、「議案第62号 さつま町農業委員会委員の任命について」であります。

これは、さつま町農業委員会委員が、令和8年7月31日付けをもって任期満了となることに伴い、新たに古田妙子氏を委員に任命しようとするため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、農林課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○山口 良浩農林課長兼担い手支援室長

それでは、議案第62号について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第62号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって「議案第62号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

古田昌也議員の入場を求めます。

〔古田 昌也議員入場〕

○新改 秀作議長

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね10時45分とします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第23「報告第4号 令和7年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」、日程第24「報告第5号 令和7年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」

○新改 秀作議長

次は、日程第23「報告第4号 令和7年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」及び、日程第24「報告第5号 令和7年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題とします。

本件について、内容の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

まず、「報告第4号 令和7年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。

これは、戸籍住民基本台帳費ほか19事業に係る予算を地方自治法第213条の規定に基づき、翌年度へ繰越したので、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

次に、「報告第5号 令和7年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」であります。

これは、上水道事業会計において、建設改良事業に係る予算を地方公営企業法第26条第1項の規定により繰越したので、同条第3項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく願いをいたします。

す。

〔上野 俊市町長降壇〕

○西園 豪紀財政課長

それでは、「報告第4号 令和7年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○上原 光志水道課長

それでは、「報告第5号 令和7年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

ただいまの報告に対して、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。

これで、報告第4号及び報告第5号を終わります。

△日程第25「報告第6号 令和7年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）について」、日程第26「報告第7号 令和7年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第27「報告第8号 令和8年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」

○新改 秀作議長

次は、日程第25「報告第6号 令和7年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）について」から、日程第27「報告第8号 令和8年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」までの報告3件を一括して議題とします。

各報告について、内容の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、「報告第6号 令和7年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）について」、「報告第7号 令和7年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」並びに、「報告第8号 令和8年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」であります。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条の規定に基づき、提出がございましたので、地方自治法第243条の3の3第2項の規定により、それぞれ別冊のとおり提出するものでございます。

内容につきましては、産業・定住支援室長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○太田 竜也産業・定住支援室長

それでは、「報告第6号 令和7年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予

算（第４号）について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○太田 竜也産業・定住支援室長

続きまして、「報告第７号 令和７年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○太田 竜也産業・定住支援室長

続きまして、「報告第８号 令和８年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第１号）について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

ただいまの報告３件に対する質疑は、６月２６日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△散 会

○新改 秀作議長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

６月１０日は午前９時３０分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前１１時１０分

令和8年第2回さつま町議会定例会

第 2 日

令和8年6月10日

令和 8 年 第 2 回 定 例 会 一 般 質 問

令和 8 年 6 月 1 0 日（第 2 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(6) 古 田 昌 也	1 国の動向による財源確保について 現在、国において食品消費税率を 2 年間 0 %にする議論が活発化している。消費者にとっては、この急激な物価高騰の時代に大変喜ばしいことではあるが、本町のような地方自治体においては、大きな減収となり、消費税法に基づく社会保障の子育て・介護・医療・福祉サービス、またインフラ維持なども大きな影響や課題が生じると考えている。そこで、町長はどのように考えているのか。次の点を問う。 (1) 地方自治体に対する恒久的かつ十分な財源確保が不可欠であると考えるが、国に対して明確な財源措置を求めて行く考えはあるか。 (2) 税率変更に伴うシステム改修や事務処理の変更など、様々な人的負担と費用が発生すると考えるが、その対応を想定しているか。 (3) 消費税法に伴う社会保障、住民サービス等、行政サービス等に対する影響などを想定し、対策を講じる考えはあるか。 2 小規模事業者の継続支援について 昨今の急激な物価高騰により、農商工事業者を含むすべての事業者において、倒産・廃業が多くみられる。 要因としては、物価高騰も大いにあるが、事業者の高齢化、後継者不足、また急激なデジタル化や新たな法整備等も含まれており、地方での事業継続が困難になってきている。 本町の小規模事業者は、地域雇用の維持のみならず、高齢者の生活支援や地域コミュニティの維持・防災活動などにも重要な役割を担っていると考えるが、町長は本町の小規模事業者の現状をどのように認識しているか。
2	(12) 川 口 憲 男	1 町営住宅の維持管理について 町営住宅は、老朽化により維持管理が困難な時期を迎えているが、今後の対策について町長に問う。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		(1) 古い物件から廃止、建て替えの計画を示しているが、今後どのように進める考えか。 (2) 移住定住促進補助金等による支援により、定住人口の増加を図る計画だが、今後の町営住宅の在り方について、どのように考えているのか。 2 公有財産の在り方について 小中学校の閉校・再編により、建物等の有効活用が大きく進展しつつあり、町の振興に役立っていると考えるが、今後の取組について町長に問う。
3	(3) 豎 山 秀 樹	1 農地中間管理機構（農地バンク）の機能強化について 今年5月、政府による規制改革推進会議（農業分野を扱う作業部会）が開かれ、農地の集約を進めるために必要な制度や運用の見直し等が議論されている。その中で、農地中間管理機構（農地バンク）の機能強化を求める意見も出されている。 本町においては、担い手支援室を中心に農地の集約推進に向け、地権者と借り手耕作者とのパイプ役としてその機能を発揮している。しかしながら、近年、管理面積の増加や貸借に関する双方の意見確認や手続きの煩雑化により業務量も増加している。 こうした状況下、農地の集約推進を進めるためには、農地バンクの機能強化に取り組む必要があると考えるが、今後の対策及び方針について町長の見解を問う。 2 「第5次さつま町農林業いきいきプラン策定」について 本計画は、第3次さつま町総合振興計画の農林水産部門における農林業の振興について、目標数値を掲げた推進計画を具体化するものであり、本町の農林業施策を推進するための基本計画として位置付けられている。そのため重点推進品目の選定及び見直しをはじめ、5年間を期間とする産出額の設定と分野ごとの主な取組も掲げられている。しかしながら、目標とする生産量及び生産額を達成するためには、年次ごとの目標や推進品目別の面積及び生産量等、さらに踏み込んだ計画策定が必要と考えるが、その点について町長の見解を問う。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		3 中東情勢悪化に伴う資材高騰対策について 長引く中東情勢の混乱は、国内のあらゆる分野において多大な影響を及ぼし、日本経済に大きな不安と不透明感を与えている。 本町においても、その影響は図り知れないものがあり農業生産の現場では、資材価格高騰によるコストの上昇が経営を圧迫している。特に、施設園芸や果樹及び茶生産農家においては、ハウス内の加温や茶の加工時に使用する重油やガス、さらには、ビニール関連資材も高騰し今後の情勢に不安を募らせている。 このような状況下、本町においては、様々な支援策を講じてきたが、町単独での支援策には限界があると考えます。国・県への要望も含めた支援策を打出せないか町長の見解を問う。 4 農産物直売所及び物産館の今後の運営方針について 本町における農産物直売所及び物産館については、今年3月末現在で6か所稼働しており、その多くが合併前の旧町時代に建設されたものである。そのため、年々老朽化が進み施設の改修、保全に多額の費用も発生している。また、そのうち4施設が指定管理者制度による運営を行っており、町による指定管理料も一部を除き増加の一途をたどっている。 このような状況下、これまでと同様な形態での運営を継続するには限界があると思われる。将来的に全く新たな運営方針や構想を模索する考えはないか町長の見解を問う。
4	(8) 武 さ と み	1 学校でも「平和教育」や、町民の平和に関する様々な意見について (1) 文部科学大臣が、沖縄県辺野古沖で起きた事故に関し、京都の同志社国際高校の教育活動が政治的中立性を欠くとして、学校法人同志社に対し指導通知を発出し、近く全国の学校の教育活動が適切かどうかを調査するとしているが、政治的中立性について教育長の考えを問う。 (2) 現政権が防衛力強化を推進する中、さつま町における弾薬庫建設計画もその政策の一環と考えられる。エネルギー・資源の

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		輸入制約による国民生活への影響が懸念される中、防衛予算の増額と社会保障の縮小が同時に進む現状について、町長の考えを問う。 (3) 国会議事堂前や全国各地で「憲法を守るための緊急アクション」として4月8日には47都道府県の計163か所で約4万9,000人が抗議の声を上げるなど、憲法問題に関する市民集会が繰り返し開催されている。また、さつま町においても「弾薬庫はいらない」のスタンディングが行われているが、このような市民活動について町長の考えを問う。 2 人口減少に歯止めをかけるための方策について (1) 都市流出の背景には、教育や雇用の格差といった男女に共通する要因がある。しかし、女性にとってはそれだけでは説明しきれない、より複雑で切実な事情が存在する。地方社会に根強く残る文化的な価値観や性別役割への期待が、女性にとって「地元に戻りにくい」「戻りたくない」と感じさせる大きな壁になっていると考えるが、具体的にどのような改革が必要だと考えているか。 (2) 基幹産業である農林畜産業が、高齢化に伴い後継者がいない不安を抱えている方も少なくない。町として、全国から農業体験者を呼び込み農業を受け継いでいく人を育て、人口減少に歯止めをかけるために、昨年度までの「さつま町農林業いきいきプラン」に成果を生かしつつ、農用地を有効利用するための「地域おこし協力隊員」を募集し担ってもらう考えはないか。
5	(5) 徳 留 和 樹	1 本町の基幹産業である農業の今後の政策は 世界情勢が目まぐるしく変わり、物価上昇も収まらない中、本町としてはどのように基幹産業の農業を支えていくのか。 (1) 喫緊の物価高騰により、資材価格等も高騰する中、農作物の価格安定の見通しが立たない状況において、農業所得の向上に向けた本町としての考えはないか。 (2) 今後、重点品目等の価格安定に向けて、農作物に特化したさつま町のプライベートブランド創設を検討する考えはないか。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		2 環境資源を生かした町づくりについて 本町は、ホタルの生息地や県指定文化財であるカワゴケソウなど世界に誇る生物・植物が存在する。今後、このような資源を活用した新たな観光誘致の考えはないか。 (1) 本町に生息する生物・植物など地域の自然に触れるツアーなど企画する考えはないか。 (2) ホタルが本流にも少しずつ戻り、支流や二渡新田用水路では本年多数のホタルを観賞することができたと聞く。ホタル舟の再開や、新たな形での鑑賞に向けた考えはないか。 (3) 学校教育の中でも郷土教育を行っているが、今後さらに推進、強化していく考えはないか。

令和8年第2回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和8年6月10日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(14名)

1番 岸 良 光 廣 議員	2番 上別府 ユ キ 議員
3番 堅 山 秀 樹 議員	4番 徳 留 和 樹 議員
5番 橋之口 富 雄 議員	6番 古 田 昌 也 議員
7番 桑波田 大 議員	8番 武 さとみ 議員
9番 宮之脇 尚 美 議員	10番 柏 木 幸 平 議員
11番 有 川 美 子 議員	12番 川 口 憲 男 議員
13番 中 村 慎 一 議員	14番 新 改 秀 作 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

早 崎 行 宏 事 務 局 長	神 園 大 士 事務局長補佐兼議事係長
奥 平 一 樹 議 事 係 主 任	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上 野 俊 市 町 長	角 茂 樹 副 町 長
中 山 春 年 教 育 長	富 満 悦 郎 総 務 課 長
菊 野 祐 二 危 機 管 理 監	大 平 誠 総合政策課長兼行革推進室長
西 冨 豪 紀 財 政 課 長	山 口 良 浩 農林課長兼担い手支援室長
山 口 泰 徳 さつまPR課長	太 田 竜 也 産業・定住支援室長
垣 内 浩 隆 建 設 課 長	井手口 勉 学校教育課長

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和8年第2回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○新改 秀作議長

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は、答弁を含め60分とし、質問回数の制限はありません。

質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、6番、古田昌也議員に発言を許します。

〔古田 昌也議員登壇〕

○古田 昌也議員

改めまして、おはようございます。

今、モニターに映ったんですけど、なかなか慣れないですね。すごいモニターがすごく緊張するんですけど。すごく良い天気になりましたので一般質問もスムーズにしていきたいと思いますので、何とぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、一般質問のほうさせていただきます。

まず、大項目1番、「国の動向による財源確保について」でございます。

現在、国において、食品消費税率を2年間、0%にする議論が活発化しています。

消費者にとっては、この急激な物価高騰の時代において、大変喜ばしいことでありますが、本町のような地方自治体においては、大きな減収となり、消費税法に基づく社会保障の子育て・介護・医療・福祉サービス、またインフラ維持などにも、大きな影響や課題が生じると考えています。

そこで、町長はどのように考えているのか、次の点を問いたいと思います。

まず、(1) 地方自治体に対する恒久的かつ十分な財源確保が不可欠であるとするが、国に対して明確な財源措置を求めていく考えはないのか、お聞かせください。

(2) 税率変更に伴うシステム改修や事務処理の変更など、さまざまな人的負担と費用が発生すると考えるが、その対応は想定しているのかをお聞かせください。

(3) 消費税法に伴う社会保障、住民サービス等、行政サービス等に対する影響などを想定し、対策を講じる考えはあるのか、お聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、古田昌也議員からの質問にお答えいたします。

まず1点目の「国の動向による財源確保について」の御質問でございます。

議員御指摘のとおり、消費税法におきましては、年金、それから、医療及び介護の社会保障給付並びに、少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする規定をされているところであります。

食料品の消費税減税につきましては、現在、社会保障国民会議の実務者会議におきまして、

具体的な議論や検討が進められており、現段階では、この税率を含めまして、方向性が決まったものではないと承知いたしているところでございます。

そこで、1点目の明確な財源措置を求めていくことにつきましては、昨年の9月定例会における御質問にもお答えいたしました。今後におきましても、町村会等を通じながら、地方財政の厳しい現状等について、県の選出国會議員をはじめ、関係省庁等に継続して強く訴えていきたいと考えているところであります。

2点目の税率変更に伴うさまざまな影響への対応につきましては、各種システムや事務フローの確認など、一定の負担が生じることも想定されますので、社会保障国民会議の議論等を踏まえて、適切に対応していくための準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

3点目の社会保障や住民サービス等に対する影響と対策につきましては、冒頭で申し上げたとおり、今現在、社会保障国民会議において議論されている段階でございまして、中身につきましては、予断を持ってお答えすることは、控えなければなりませんけれども、いずれにいたしましても、影響は極めて大きく、その範囲も広範にわたることが予想されるため、引き続き、徹底した情報収集に努めながら、きめ細かな対策をとるための準備と検討を着実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

○古田 昌也議員

答弁をいただきました。確かに不透明なところがあるんですが、ちょっと細かく聞いていきたいと思っております。

町長、仮にですね、食品消費税率が0%になった場合、その減少は本町にとってどのような程度の財政の運営に影響が出るのかということは、試算をしたことがあるのかどうか、お聞かせください。

○西園 豪紀財政課長

この食品税率が0%になった場合の減収の試算ということになってこようかと思いますが、国によりますと、この食料品の消費税の減税について、仮に0%となった場合、国と地方で合わせて、年間5兆円程度の減収となる見通しということをおっしゃっていただいております。

現在のところ、この町で具体的な試算はというと、少々困難な状況にあるところでございます。

今後、国による、この制度設計が明確になった段階で試算ができるように努めてまいりたいと考えております。

○古田 昌也議員

確かに、その試算というのは、すごく難しいかもしれないですけどね。前回、前々回ですかね、ちょっと消費税のことでいろいろやって質問させていただいたときに、大体消費税率が26.何%という形で、町のほうが影響しているということは、前回の一般質問では確認されたので、先ほど課長の答弁では、大体これだけで5兆円ということで、結構な、やはり大きな金額になるので、その税収の確保というのを、なかなか試算というのは難しいかもしれないけどですね。ぜひともですね、そういう試算はやっていただきたいと思っております。

それだけ減収が見込まれるのであれば、本年度から始まる第5次さつま町行政改革大綱の影響がすごく大きく出ているんですが、その点についてはどう考えているのか、お聞かせください。

○大平 誠行革推進室長

それでは、第5次さつま町行政改革の大綱の関係でございましてけれども、この大綱の目的に

つきましては、町民の幸せを第一に考え、限られた予算の中でできるだけ大きな効果を上げるといふ地方自治の基本に立って、行政運営の在り方を見直すこととしているところでございます。

この考えのもと、民間のコスト意識や効率的な考え方を取り入れ、限られた財源でも、町民サービスの質を高められるよう、質の高い行政サービスの提供と、行財政基盤の確立の両立を目指しているものでございます。

大綱に位置づけた基本の柱の一つでございます「持続可能で効率的・効果的な行財政運営の推進」では、大きく変化する社会経済情勢の中、生産年齢人口の減少に伴う町税の減収などによる歳入の減少を見据えた、財政基盤を確立しなければならないことから、限りある財源のもと、財政運営の改革に取り組み、選択と集中による経営資源の最適配分を図り、真に必要な施策や重点的な取組を推進する。そして、歳入規模に見合った歳出構造を堅持しながら、将来にわたって持続可能で、効率的、効果的な行財政運営を推進することとしているところでございます。

消費税減税等による社会経済情勢の変化にも耐えられるよう、本大綱及び推進計画を強力に推進していくことが求められているというふうに考えているところでございます。

○古田 昌也議員

そういったことでやっていけるということなんですが、やはり減少になってくると、事業の見直しとかも必要になってくるんですけど、そういった事業の見直しとかの可能性っていうのはあるんでしょうか、お聞かせください。

○大平 誠行革推進室長

当然ながらですね、その時、社会情勢の変化とかですね、町内の状況も、県・国の状況も見据えながら、そういった計画の変更というのはあり得るというふうに考えているところでございます。

○古田 昌也議員

そういう変更も状況を見ながらしていくと。だから、こういった行政サービスの質であったりとか、町民サービスへの質っていうことは、極力落ちないという形ということで理解しておきます。

ただしですね、やはり僕は一番気になるのは、国からの補助が本当に財源的な補助が不十分だった場合は、基金の取崩しなどをして、そういった対応というのもしていかないと思うんですが、そこら辺というのはどう考えているのか、お聞かせください。

○西園 豪紀財政課長

国からの補填・補充が不十分だった場合の対応ということのところになってくるかと思いますが、当然、国においてまず減収分を確実に補填していただくというのは第一となってくると考えております。

ただ、この財源の補填・補充が不十分だった場合には、財調とか、そういった一般財源に切り込んでいくとか、そういった形になってくるかと思います。

こういった事態にならないよう、当然、国のほうには、しっかりとした対応を求めていきたいと考えているところでございます。

○古田 昌也議員

今、財調と言われましたが、財政調整基金の取崩し、そこらもろもろというのを検討の範囲にはあるということで、そういったことがないように、国のほうに、進言していくって、取り組んでいただくという回答だったと思いますが、その点で、ちょっとお伺いしたいというか、要望・要請なんですけど、本町はですね、鹿児島県の町村で一番大きい自治体だと思っております。一番大きい自治体ですよ。

ということはですね、本町は財政調整基金など、そういった資金というものがまだあるからいいということは考えられるんですけど、市町村の自治体において、ないところもあるので、市町村、町村の自治体に、こういうことが財政の確保であったりとか、そういうことを取りまとめて、本町から声をかけて取りまとめて、国に対しての要望活動というものは行っていくべきだと僕は考えているんですが、その点に関してはどう考えているのか、お聞かせください。

○上野 俊市町長

議員からもございましたとおり、本町は、現在の町村で最大規模の自治体であります。

そういう立場でありますので、非常に責任も重いと思っているところでございます。

これまでも、各種の要望関係につきましても、やはりこれは県内全体、国全体に関わる問題等でございまして、また、そのような課題等につきましても、やはりこの単独ではなくて、町村会単位、または市を巻き込んだ県全体の中での要望という形で、これまでも行っているところでございます。

県内の24の町村で構成します「鹿児島県町村会」がございすけれども、これを通じまして、それぞれ、これまで国・県へ要望も行っている経緯もございす。

また、私自身、本年度から、鹿児島県町村会の役員としても参画することになりましたので、また、そういう役員会等でも、こういうものを議題に取り上げながら、全体で国・県に働きかけをしていきたいと考えているところでございます。

地方自治体の抱える課題は、非常に多いものがございすし、非常に国の考えいかに、やはりこの大きく変化する部分もございすので、しっかりと地方の声というのを、この町村会等を通じて出していきたいと思っているところでございます。

○古田 昌也議員

ぜひともそうしていただきたい。ほんで、リーダーシップをとってですね、そういった町村会の役員であられるのであれば、そこをまとめて、ぜひとも消費税というものは、地方自治体にとってどれだけの増収になるかっていうことを考えていただきながら、訴えていっていただくことを強く要請したいと思っております。

食品消費税率の問題は、食品価格の高騰対策としては、本当に最も重要、本当に価格が下がるかもしれないって言って消費者にとっては本当に喜ばしいことだと思っております。

本町はですね、これまでも価格高騰に対して、国・県と連携をしながら、多くの対策をとってきました。

しかしながら、今回の食品消費税率0%は2年間の期限付とはいえ、本町への影響は大きく、十分な検討、想定をしなければ、住民サービス、行政サービス、福祉サービスまたは子育て・介護・医療、多くの社会保障に影響があり、サービスなどの低下・廃止を招く恐れがあると考えております。

住民の生活を守るためにも、国と地方の責任分担、財源の確保など、明確にさせていただき、その上で、持続可能な制度設計を行うようにしなければならないと考えております。

だからこそ、地方自治体から国に対して声を上げ、地方から声を上げ、そして、本町が旗振りをし、鹿児島県の市町村をまとめて、地方自治体での消費税の在り方、財源確保の重要性などを盛り込んだ要望活動をしていただきたいと思っております。先ほども回答いただきましたけど、もう一度、その意気込みというものをお聞かせください。

○上野 俊市町長

食料品の消費税減税につきましては、消費者にとりましては、非常に、現在の物価高騰等のときにおきましては、有益な手段の一つであると思ひます。

しかしながらですね、一方、我々この地方自治体にとりましては、大きな財源の一つでもございますので、非常に危機感を持っているところでございます。

食料品の消費税減税につきましては、地方自治体のこの3団体、全国知事会、それから全国市長会、全国町村会が、社会保障国民会議において、減税する場合は、代替財源が必要であると強く要望もされているところでございます。

現時点では、国から明確なこの財源措置等は示されておりませんが、私としましては、国に対しまして、先ほど申しましたように減収分を補填する恒久的な財源の措置、それからシステム改修等が必要になった場合の事務処理に対する財政支援、それから社会保障、住民サービスへの影響を踏まえた対策などについては、強く主張していく考えでございます。

今後におきましても、県内の市町村としっかりこの情報交換を進めながら、関係機関と連携して、国、それから関係機関等には強く要望していきたいと、改めて申し上げます。

○古田 昌也議員

ぜひとも、強く要望していただきながら、財政の確保、その他もろもろ、今、何も決まっていない状況だからこそ、早めに行って、こういった形でやっていただきたいという要望活動というのは必須だと本当に考えますので、ぜひとも、そこを強く進めていただきたいと思います。

それでは、続いての質問に移りたいと思います。

続いて、小規模事業者の継続支援についてであります。

昨今の急激な物価高騰により、農商工事業者を含む全ての事業者において、倒産・廃業が多く見られます。

要因としては、物価高騰も大いにあると考えますが、事業者の高齢化、後継者不足、また、急激なデジタル化や、先ほどの新たな法整備等も含まれており、地方での事業継続が困難になってきていると考えております。

本町の小規模事業者は、地域雇用の維持のみならず、高齢者の生活支援や地域コミュニティの維持、防災活動などに重要な役割を担っていただいていると考えていますが、町長は、本町の小規模事業者の現状について、どのように認識しているのか、お聞かせください。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、2点目の「本町の小規模事業者の現状について」の質問に、お答えさせていただきます。

昨今の物価高騰、人件費高騰、急激なデジタル化に加えまして、事業者の高齢化や、後継者不足等が重なることに加えまして、人口減少の要因も加わり、本町の小規模事業者等が経営の継続に難しい状況に直面していることは認識しているところでございます。

御指摘のとおり、本町の小規模事業者等は単なる経済活動の担い手にとどまらず、就業機会の提供、それから定住促進への貢献、日常生活に必要な商品やサービスの提供による高齢者等への生活支援、それからまた、商工会活動や地域イベントを通じた交流連携の拠点として、地域コミュニティの維持活動に加え、地域の防災体制構築や自主防災組織との連携における重要な役割も担っていただいていると考えているところでございます。

このような中、町としましては、商工業の新規参入者支援事業による新規参入者の確保対策や、小売業等店舗整備支援事業による店舗の新築、それから改修に係る経費の補助、商工業制度資金の利子補給による経営安定化などに取り組んでいるところでございます。

また、物価高騰の影響を受けておられます、生活者の負担軽減や地域経済の活性化、町内事業者の事業継続経営安定を支援するため、現在、商品券総額2億7,000万円に及ぶプレミア

ム付き商品券の発行支援事業に加えて、今、ポイント還元率30%のキャッシュレス決済還元キャンペーンも実施しているところでございます。

本町の小規模事業者につきましては、先ほど申しましたように、地域経済の活性化のみならず、地域社会の維持発展に必要不可欠な存在であると考えているところでありまして、今後におきましても、商工会をはじめとする関係機関と連携しながら、事業者の皆様が意欲を持って事業を継続できる環境づくりに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

○古田 昌也議員

そうですね、先ほどの回答にもありますように、そういった形で考えて、僕もそういうふうな思いではあります。

ただちょっとお伺いしたいのが、先ほど現状においてなんですけど、本町における現在の小規模事業者の経営の環境については、どのように考えているのか、お聞かせください。

○山口 泰徳さつまPR課長

先ほど、町長が申し上げられましたとおり、物価高騰、人件費高騰、急激なデジタル化に加え、事業者の高齢化や後継者不足等が重なることによりまして、本町の小規模事業者が厳しい経営環境に置かれていることは認識しているところでございます。

○古田 昌也議員

すごく厳しいです。だからこそですね、廃業件数や空き家店舗について、具体的な対応という、そういう調査というのが必要だと思うんですが、そういったところというのは行っているのか、お聞かせください。

○山口 泰徳さつまPR課長

帝国データバンクの鹿児島県休業廃業解散動向調査によりますと、令和7年の県内の休業、解散数は690件となり、過去10年で2番目の多さとなったようでございます。ちなみに、平成6年は761件で最多の年であったようでございます。

市町村ごとのデータについては公表されておりませんが、町内の中心商店街においても、店舗を解体されて、住宅を建設されるなどされておりますので、多くの廃業がなされているものと、考えているところでございます。

また空き店舗につきましては、現在、空き店舗バンクに登録されている店舗が、宮之城屋地区に2件、虎居地区に1件、湯田地区1件、登録をされているようでございます。

このほか、店舗の2階が自宅であったりするなどの理由で、登録をされていない店舗も、相当あるというふうに考えているところでございます。

○古田 昌也議員

回答のほうをいただいたんです。

空き家バンクについての2件、1件、1件という登録を、ほかの2点というところで、いろんな地区にあるんですけど、一番の要因というのは、やはり事業の承継をしないっていうところが、廃業の大きな役割っていうか、要因となっていると僕は考えているんですけど、こういった分析をしているのであれば、事業承継をしない要因などを把握していると考えているんですが、その点も把握はしているのかどうか、お聞かせください。

○山口 泰徳さつまPR課長

今年の4月に商工会会員に対し、アンケート調査を実施したところでございまして、回答していただいた会員が70名でございました。

調査結果を見えますと、「事業承継について、まだ考えていない」が4割、「いずれ必要

と思うが何もしていない」が4割、「具体的に準備を進めている」が2割となったところでございます。

「後継者が決まっていますか」の問いに対しては、「未定」が5割、「親族」が4割、「その他」が1割となっております。

「承継にあたっての課題は何ですか」との問いに対しましては、「老朽化した設備や店舗の更新費用」が3割、「後継者の不在、育成が間に合わない」が2割、「取引先の引継ぎ」が2割、「債務の引継ぎ」が2割となったところであり、アンケート結果をもとに、新たな事業承継のための町単独補助事業を現在、検討しているところでございます。

○古田 昌也議員

そういった要因の分析があるからこそですね、僕は、今、きららの楽校にあるGDXセンターという活用が本当に極めて重要になってくると考えております。

本町の5年後、10年後を考えたときに、先ほどの理由を考えると、事業者支援や継続支援というのは総合政策的に考えて、今ある先ほども言いました、さつま町のGDXセンター、鹿銀とコラボ、町と、ほかの市町村にはできない、本当に先進的な取組だと考えておるんですけど、そういった形で今、事業者支援をやっているGDXセンターの役割は今どういうふうに考えているのか、お聞かせください。

○大平 誠総合政策課長

さつま町創生GDXセンターの役割について、お答えをいたします。

昨年の12月に、このセンターを設立いたしまして、昨年度は人材育成という形で、デジタル支援の関係で人材育成に取り組んでまいりました。

本事業につきましては、今年度から新たな基幹事業としまして、地域企業の伴走型支援、企業ドクターを導入いたしまして、いろいろ支援をしていく準備を進めているところでございます。

この伴走型支援につきましては、地域の活力となる地域企業を多角的に分析し、昨年度締結しました「産官学金コンソーシアム」によりまして、それぞれの強みを生かした支援を実施することとしているところでございます。

地域の稼ぐ力を向上させ、ひいては雇用を創出や新たな人材の育成など、経済、人材、地域活力の好循環を目指すものでございます。

議員御指摘の事業承継につきましてであります、営まれている事業の一つ一つが、町の歴史であり、人につながるものであると思いますので、先ほど申し上げました、さまざまなコレクションが形成されることで、地域にある、あるいは、地域外の新たな人と地域の仕事がマッチングされ、結果的に、これまで親族や身内といった承継ではなく、やってみたい、やりたいという方が、そういった事業を引き継いでいただくような取組を進めてまいりたいというふうに考えているところです。

○古田 昌也議員

とても本当に先進的な産官学金のそういったところというのは、ほかの市町村ではできないことだと僕は自負していながら、GDXセンターの成り立ちというのを考えていきたいなと思っているんです。

その中でやっぱり人材育成、自分たちの子どもではない事業者の支援であったりとかすること、若者の創業支援とか、移住者創業支援などを強化して、こういったところに組み合わせることで、新しくそういうことを創設する考えはないのか、お聞かせください。

○山口 泰徳さつまPR課長

若者の創業支援や移住者創業支援につきましては、現行制度であります、商工業新規参入者

支援事業や、小売業等店舗整備支援事業等を適用し、対応をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○古田 昌也議員

ということは、特化することなく、もう既にこういった受け皿があるということ、それを強く推進していくということで理解をしておきます。

はじめにも言いましたが、小規模事業者は、地方経済の土台であり、小規模事業者は、地域コミュニティを支える重要な存在であると僕は実感しています。

事業者が安心して事業継続ができる環境整備というものは、住民生活の維持にも直結する問題であり、人口減対策にもつながると僕は考えていますので、総合政策的に考えないとならない事態になっていると僕は考えているんですが、町長自身はどのように考えているのか、お聞かせください。

○上野 俊市町長

冒頭申し上げましたとおり、小規模事業者につきましては、単なるこの経済活動の担い手にとどまらず、就業機会の提供、それから、定住促進への貢献、日常生活における必要な商品やサービスの提供による高齢者等の生活支援など、地域におきまして重要な役割を担っていただいていると考えているところでございます。

このような状況も踏まえまして、担当課のほうには、小規模事業者等が安心して、この事業を継続できる施策を検討するよう指示をいたしているところでございます。

今後におきましても、商工会やさつま町の先ほどありました、創生GDXセンターをはじめとする関係機関と連携しながら、事業者の皆様が意欲を持って事業を継続できる環境づくり、仕組みづくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○古田 昌也議員

ぜひとも、本当に環境的、これは、あくまでも持論なんですが、国というものは、県があり、地方自治体があると僕は本当に考えております。

地方自治体を本当に安心して安全で暮らしていけるような生活を守るのは、僕は小規模事業者、商売する人間だと思います。

そこで、生活している人間がですね、よりよい買い物をしやすいように店舗数がある、その他もろもろ、生活の基盤を抱える、また、本当に高齢者の支援であつたりとか、こういう地方にとっては重要な店舗だと僕は本当に考えておりますので、ぜひとも、この事業の継続というものを維持しながら、地方が強くなり、こういった地方自治体が強くなってですね、県を動かし、国を動かすような形をとっていただきたいと思います。思っております。

廃業の決断をするには、大きな課題も抱えていると、先ほどもいろいろとさせていただきました。後継者不足、新たな法整備、デジタル化などの要因はさまざまだと本当に考えております。

大事なことでしつこく言いますが、小規模事業者はですね、地域経済のみならず、本当に地域のコミュニティ、防災や高齢者支援にも関わる重要な存在だと本当に考えておりますので、ぜひとも、町単独でも何でもいいですから、事業の継続ができるような支援ということを考えていただきたいと思います。思っております。

事業者がいなくなれば、地域も疲弊し、町村がなくなる可能性もあるくらい僕は重要だと本当に考えておりますので、だからこそ、町独自の補助制度、こういった維持活動、そういったことで力を入れていただくことを強く要請しながら、町として、現場の声を十分把握して、実効性、そしてまた話題性のある政策を講じることを要請してですね、僕の質問を終わりたいと思います。

〔古田 昌也議員降壇〕

○新改 秀作議長

以上で、古田昌也議員の質問を終わります。

次は、12番、川口憲男議員に発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

さきに通告しました、町営住宅の維持管理状況について、建設から数年経過し老朽化が著しいが、今後の住宅の維持管理対策の在り方は、また周辺等の維持管理にも、居住者が手が行き届いていないのが実情だが、暮らしやすい、住みやすい住宅としての町としての管理のどのように進める考えなのか、お伺いいたします。

1点目に、古い住宅から廃止、建て替え等の建て替えの計画を示されているが、今後の計画において、いかに進められるのか。

2点目に、移住定住促進事業費等の助成を講じられ、定住人口の増加が図られているが、当初からの町営住宅の促進計画がなくなるとは言わないが、今後の町営住宅の在り方をいかに考えておられるのか、お考えをお伺いします。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、川口憲男議員からの町営住宅の維持管理についての御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の町営住宅の今後の進め方についてでございます。

本町は、現在、42団地、447戸の町営住宅を管理しているところでございます。

町営住宅につきましては、さつま町公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、計画的かつ効率的な住宅管理となるよう取組を進めているところであります。

建物の老朽化の修繕・更新には多額の費用がかかるため、今後の維持管理費の増加が見込まれますことから、集約や廃止、民間譲渡を進めることで、維持管理コストの抑制を図っていきたいと考えているところであります。

また、建て替え集約でだけではなく、計画的な修繕や点検を継続的に実施しながら、建物の寿命を延ばし、長期的な維持コストの平準化と、縮減、安全で快適な住環境の確保を図ってまいります。

次に、2点目の今後の町営住宅の在り方についてであります。

本町における人口減少対策につきましては、これまでも多岐にわたる施策を講じてきておりますけれども、このうち、住宅関連支援策といたしましては、移住定住促進補助金、就労支援社員用住宅建設等促進補助金、さらには、民間賃貸住宅等の建設等促進補助金など、複層的な施策を展開しますことで、民間における住宅環境の充実が図られてきていると考えているところであります。

今後の町営住宅の在り方につきましては、人口減少と建物の老朽化という現実に対応をしながら、長期的な視点に立ち、本町の財政状況、人口動態という観点から、慎重かつ計画的に、検討を進め、住宅困窮者の安定した住まいの確保を図っていきたいと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

○川口 憲男議員

町長の答弁いただきました。

町営住宅の当初の目標というのが、住宅困窮者が安定した住まいの確保ができるということ、また、安全で快適な住環境の確保を図ると、これが大きな目標であります。それから建設から20数年経っている建物が多いんですが、先ほど、答弁していただきました。建物的に大きな建物がたくさんあるわけですが、その中でですね、やはりさっき建て替えとか、あるいは廃止とかいうのをされておりましたけれども、こういった町営住宅の考えの中で、やっぱり年数が来たときに、先ほど、多額の費用もかかるということをおっしゃいましたから、そういう中で、例えば、低い建物、今でいえば神子団地、それから、湯田の団地等が廃止されて、壊されている状況なんです、こういう廃止と継続的な流れというのは、今後の長寿命化計画の中に織り込んでいかれる計画なのか、その辺りの考え方はどうなんですか。

○垣内 浩隆建設課長

ただいま議員からありましたように、現在、公営住宅の長寿命化計画ということで、本町では、平成30年度から令和9年度までの10年間の計画期間と定めて、計画的、効率的なマネジメントということで進めているところでございます。

この計画の特徴でありますけれども、従来の壊れてから直すということではなく、事後対応から、建物の劣化診断に基づき、適切な時期に予防的な補修を行うといった予防保全管理へ転換を図るといったものでございます。こういったことをしながら、住宅の耐用年数を伸ばしながら、将来的なライフサイクルコストの削減、縮減と財政負担の平準化を図っていくということで、これまで進めているところでございます。

○川口 憲男議員

答弁のとおり壊れたから直すとか、そういう状況でなくして、現在にもですね、安い賃金のところはまだ入居してらっしゃる方がたくさんいらっしゃいまして、今からこれから出るとか、変わってくれとか、いうことには非常に抵抗があるということをおっしゃっていました。

これも、家賃の状況もあると思うんですけれども、致し方ないのかなと思ったところであります。ですけれども、町の財政的なこと、それから、考え的なところを言えば、今、課長の答弁にありましたように、壊れたから直すということではなくして、定時的に老朽化が進んでいて、退去者が出たら、そこを潰していくと、潰していくっちゃうことはおかしいですね、建て替え、壊す、廃止するというような考え方をするというこのようです。

それから、町長もう1点にですね、こういう古い建物を今、説明があったんですけど、全部で49団地、455答弁とちょっと違うんですけど、答弁では42団地、447戸、私が調べたところには、49団地、455戸の団地があります。

ここの維持管理をしていく状況の中にあってですね、今、団地のほうも訪問しまして、いろいろその世話人ですかね、そういう方々いらっしゃいまして、そういう方々とも話する中で、非常に維持管理が大変だと、ときには高齢者がおって、木の管理、イヌマキですか。大きくなって、とてもじゃないけど我々で、チェーンソーで刈り切らないということを聞いたところもあるし、ある団地に行きますと、きれいに整地してあって、それなんかも切ってあるということがありました。こういう維持管理をですね、当初の目的であります、入居者に全部おんぶにだっこの方向性をしているんですが、町の建物として、町の財産として、町がもう少し目配りする必要があると私は感じるんですが、町長は、どのように感じていらっしゃるのか、お聞きします。

○垣内 浩隆建設課長

団地内の除草作業でありますとか、樹木の管理、こういった部分につきましては、基本的には、入居者で行っていただくというところのスタンスでございます。

ただし、危険を伴う、こういったものにつきましては、個別に状況を把握しながら、町での対応

も含めまして、検討していきたいと考えております。

○川口 憲男議員

課長の答弁に、周辺の清掃、樹木等については、基本的には入居者なんだと。私もそう思いますよ。しかし今、現実に見てますと、高齢化が進み、もう刈り払い機もチェーンソーも持っていらっしゃるという方がおってですね、今の時期になれば、いろんな葛と言っていいのかな、木を覆っている状況もあったり、地域の方に聞きますと、「もう、とてもじゃないけど、しやならんと」いうことも十分聞いています。そこあたりのところの管理の仕方は、設立当初と今では全然状況が違うわけですから、その辺りも今度、長寿命化計画の見直しも今後あると思うんですけど、そこ辺りも考えてやる必要があるんじゃないかと思います。一点にですね、この中でですね、これはあとで申し上げようかと思ったのですが、岩ノ上団地は、きれいにイヌマキを伐採してあります。これは、すごくきれいにしています。ただし、入居者というか、それは全く少ない状況にありますけど、あじさい団地、それから、市場団地、ここはもうとてもじゃないけど、木が大きくなってどうにもできない状況になっています。そこあたりは、もう少し現場で見てちょっと判断されるべきことだと思います。

長寿命化計画の中に、そういうところも織り込めるならば、そういうこともしてほしいと思うんですが、町長、その現場は、御存じですか。

○上野 俊市町長

これまでもですね、非常にそういう先ほど課長からも答弁がありましたけれども、危険を伴うような作業、これ等についてはですね、やはり個別に対応もいたしているところであります。

この住宅のですね、周辺の周りの管理といいますか維持管理の関係等についてはですね、この長寿命化計画とは別にですね、やっぱりそういう個別の事情等、状況等をしっかりと把握しながら、これは対応していかなければならないと思っていますところであります。

やはり現場を確認して、入居者が少ない団地等についてはなおさらのことだと思っております。そういう状況等を確認しながら、非常に入居者の方々には、もうこれはちょっと無理であろうという状況等があればですね、これはもう町で対応していく検討もしなければならぬと考えているところであります。

そういうことで、個別の状況等に応じた対応をとっていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

ぜひですね、今答弁いただきましたから、そのような中でですね、居住者のほうが高齢化して、どうしてもできないとか、樹木はこういうふうにして大きくなってしまったときの対応の仕方とか、それはやっぱり建設係ですか。係のところで対応できるような方向性をですね、考えていただきたいと、答弁のようにそういうふうにありましたけれども、そこを考えていただき、それからもう一点、5月の中旬頃、町営住宅の入居者募集が13戸ありまして、それがどうなったのか、課長、その把握をされていたら、この13戸の募集に対して、入居者がどれぐらいあったのか、そこが分かっていたら、お示し願いたいと思います。

○垣内 浩隆建設課長

ただいまありましたように、5月14日付で13戸を募集をしましたが、こちらに対しまして2戸の応募となったところであります。中心部のところが2戸ということでございまして、残りの11戸の部分につきましては応募がなかったということで、今後、随時募集という形に切り換えて、募集をしていくことになるところであります。

○川口 憲男議員

町長、今5月の半ばにありました、この町営住宅入居者、13戸募集して2戸しかなかった

ということの報告がありました。

非常にですね、町営住宅への入居中のほう、少なくなっているんですね。

その中にありまして、移住定住の促進とか、いろんなことを図られているんですけども、町営住宅が空いているのに、入られない。なぜだろう。この2戸も、町なかのほう、増えてきているということをもっと感じております。

先ほど私も申し上げたんですけど、岩ノ上団地が23戸の住宅数があるんですけど、空き室が15、これが全くもうきれいに清掃して、イヌマキ、草も払って、きれいにしてあるんですけど、なかなか入りが少ない、2階建てですけど、こういうふうにして、少ない団地が多いということを見うけます。

それに、用地的にですね、入居される方とのあれが合わないところもあるんでしょうけれども、どうしてもこうして、先ほど町長の答弁にもありましたように、住宅団地の安定した供給を図るんだということもありましたんですが、こういうところのこういう少ないところですね、現在で、先ほど申し上げました5月14日ですか、このときの募集のところを入れてですね、49団地がありまして、入居率が73.8%こういうような状況になっているんです。

一般住宅の方に補助を出しても、町内に住んでほしいということもあるんですけど、こういう町営住宅の確保というか、入居を進める中では、どんな感じなんだろうかな。

やっぱりここあたりですね、私は思うんですけども、20何年経っている建物とか、経過が30年、40年経っている建物があって、どうしてもそっちに振り向いてくれない。あるいは、町中心になって、市外のほうが、煙たがられるというところもあるんですけども、こういうのを考えたときに、この入居率73.8%を高めるために、町長、何が町営住宅に必要かどうか、お考えですか。

○上野 俊市町長

入居される方ですね、それぞれやっぱりニーズというのが異なっていると思っております。

特に若い世帯、若い方々ですね、やはり今、この住宅等については、非常にセキュリティーの問題、それからトイレの問題、それから加えて、やはり利便性の問題というようなことなどを、いろいろ検討されて住宅を選ばれている傾向にあるところでございます。

そういう状況ではありますけれども、ここについてはですね、もう何とか、このそれぞれの地域の団地等にもですね住んでいただくような取組というのは、また別の今行っております移住定住の関係等ですね、そちらを活用しながら、こちらの住宅への入居というの、考えていただくような施策を講じていく必要もあるかなと思っております。

今回といいますか、3年にわたりまして民間の賃貸住宅の補助金もやりましたけれども、非常に新しいアパート等ができておりますけれども、やはり、この入居率もですね、やっぱり7割近くあるというのは、やはり先ほど申しましたように、若い方々等ですね、ニーズが、やっぱりそういうことを求められているというのが今の現状ではなかろうかと思っております。

そういうことからですね、先ほど言いました長寿命化計画でしっかりとまだ手を入れて、これが長寿命化を図れる住宅については、これを伸ばしていくという対策を講じていながら、これをまた進めていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

おっしゃるとおり、この町営住宅のほうも、相当経過年数とか、造ってからの長いところがあります。

今、町長の答弁にありましたように、この次のところでも、この移住定住促進事業等の助成

等も考えしました。

そして、当初の答弁の中にも多額の費用を要するという、これも私も十分承知しております。1か所じゃなくて、直していかなきゃならん。

それとですね、どうしても町中心地の建物のほうがどんどん入居率が上がっていくということも、この数値の中に出てきているようです。答弁にありましたように、ぜひですね、だからといって、ほかのところは置いておいていいかということじゃないと思うんですけども、これはもう担当課がやっぱり十分見て、直していかなきゃならないというのが現実だろうと思います。

私もあじさい団地ができた頃からずっと見てきてるんですけど、あじさい団地、それから、駅前のニュータウンですね、あそこあたりもずっと見てるんですけど、やはり、年数がたってくる度に、やっぱり周囲の環境とか、いろんなところに手を加えなきゃならないなというのを、痛感しております。

ぜひですね、財源を言いながら、何でもかんでも使えということじゃないんですけども、なるべくならこういう町営住宅に、上手く進めるような方向性、さっきおっしゃった安全で快適な住環境を確保するという当初の目的にですね、沿った建物をつくっていただきたいと、私は思います。

2番目の移住定住促進事業の中でも、住宅改修事業補助とかいろいろあるわけですから、そこあたりを増額して、だんだん増やしていく、そのような考え方もあっていいんじゃないかと思うんですけども、町長どうでしょう。

○上野 俊市町長

移住定住につなげていくために、公営住宅自体が、安価な家賃で入居していただいている部分等もございまして、やっぱりそういうところが魅力で、この町営住宅に入居を希望される方というのも当然いらっしゃるわけでございます。

一方では先ほど申しましたように、現在ですね、こういう状況から、やはりセキュリティーの整った、きれいな住宅に入りたいという方もいらっしゃるということはございます。

先ほど来ありますようにですね、この長寿命化対策でしっかりと手を入れて、まだ伸ばせる、使えるものについてはですね、しっかりとしていきながら、もう老朽化して、これ以上手を入れても入居は見込めないだろうというのはですね、これはもう廃止をしていく方向で行かなければならないと思っているところでございます。

私自身、やはりこの公営住宅の公営住宅法が言うところの公営住宅というのはですね、もう今からは民間の力を借りて、やはりもう確保していくほうに切替えていく必要があるなと私自身は思っているところでございます。

そういう状況の中にありながらも、先ほど来ありますように、やはり安い家賃で入居したいと、やっぱり、このもとの公営住宅法が規定した趣旨であります、生活困窮者という方々への提供をしていくという観点からは、やはりこれはもう必要な部分もでございます。

そういうことで総体的にですね、検討しながらこれは進めていきたいと思っておりますけれども、この今後、計画づくりをします長寿命化計画におきまして、しっかりとここは対応していきたいと思っております。

○川口 憲男議員

この移住定住促進事業、この民間賃貸住宅ですか、このところについては、民間の力を活用するという力が非常に強いようです。私もちょっと、建物を建ててらっしゃる事業者の方には聞き取れなかったんですけども、そこを訪問してみますと、町長の説明にありますとおり、60%から70%の入居率と、建てたのに対しての入居率ということを聞いております。

先ほどありましたように、やっぱり安い町営住宅に、ずっと入りたいという方々が多いんですけど、それが、今後もそういう人が多いかちょっとそれはちょっと聞き取れませんでしたけど、今入っている方に、「どうですか」と、「もう一度、公営住宅に移る気はないね」と聞いたら、「今さら、移転してまで住宅を変えたい」という、これまでそこにいて、もうそれが終わったら町が処分するというのには致し方ないというような言葉も、行きよって、それから、強く私も「新しいところに入ったら」ということは言えなかったんですけど、遠巻きには、そういうことも言いましたけれども、そういう住宅も必要じゃないかなと、思うところであります。

町長のおっしゃるように、長寿命化計画と、私が申し上げました町営住宅の当初の目標である住宅困窮者の安定した住まいを確保するためには、そういうところも考えていただきたいと思えます。

○新改 秀作議長

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時40分といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○川口 憲男議員

それでは、2問目の質問に移りたいと思います。

2問目に、公有財産の在り方ということで質問いたしました。

小・中学校が廃止、統合され、大きく活用策が進展しつつあります。今まであった建物等の有効活用が、町の振興策にも役立つのだと考えております。今後、さらなる取組をどのように考えていらっしゃるのか、町長にお伺いいたします。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、2項目めの「公有財産の在り方について」の御質問にお答えさせていただきます。

公有財産のうち、普通財産であります、学校跡地につきましては、令和6年7月時点で、2つの中学校と9つの小学校がありましたけれども、このうち、旧薩摩中学校と旧永野小学校につきましては、本年3月までに民間企業へ譲渡したところでございます。

今後、本町のさらなる振興に寄与いただけるものと期待いたしているところであります。

残る9つの学校跡地のうち、旧白男川小学校につきましては、きららの楽校として利用されているところであります。

また、旧求名小学校につきましては、今年の9月から、地域の地区公民館事務所としての一部活用に向け、現在調整を進めているところであります。

そのほかにおきましても、地元企業等への一部貸付けや防災用品、それから公文書等の保管場所、災害時における避難所として利活用しているところでございます。

なお、現状で活用に至っていない旧泊野小、旧柊野小、旧山崎中につきましては、文科省のホームページ、みんなの廃校プロジェクトにおきまして、学校跡地の施設状況等を掲載し、利活用の募集を行っているところでございます。

学校跡地の活用につきましては、地元の皆様をはじめ、町民の皆様にとりましても、極めて

重要な課題であると認識しているところであります。

今後におきましても、学校跡地利活用基本方針に基づき、地元の皆様と連携を密にしながら、幅広く御意見・御要望等をお聞きし、地域の活性化に最大限貢献できる活用策を探ってまいりたいと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

○川口 憲男議員

種々答弁いただきましたおっしゃるとおり、多くのところでいろんな活用策がなされているところがございます。

先ほど答弁にもありましたように、防災用品の保管庫とか、あるいは、防災支援地ですかね、求名小みたいにそういうふうにして、非常に避難所として利用されていると、それが今後も有効活用されていかれることを希望したいと思います。

それですね、大きく望みたいのがですね、建物自体が大きいですよ、規模的に。

その中に例えば、流水小みたいに、シルバー人材センターというのは、1階だけですから、2階はどういうふうに使われているのか、その辺りの利活用もまた生まれてくるんじゃないかと思っています。

それとですね、求名小、流水小についてはそういうのができたし、薩摩中については、アサダメッシュが近日中に入所されるんじゃないかなと思うし、ああいう大手の企業が入ってくれば、これ幸いと喜ぶのはあれですけど、入ってもらって、利活用ができていただければ非常にありがたいと思っています。

その中で紫尾小、裁判も終わりました、元の紫尾小に返ったと。それから、柊野小ですね。

ところに聞きますと平川小ももう、植物を植えているのが今回で終わったということで、今のところ、保管庫ですかね。だけが残っていると、防災用品の防災部品が残っているということでしたけれども、そこあたりの利活用というか、それから、当然、泊野小にしましても、こういうところをどういうふうに考えてらっしゃるのか、分かっておれば、お答えいただきたいと思います。

○西園 豪紀財政課長

ただいま御質問のありました跡地の活用がされていない、決定していない学校の活用策というところになってこようかと思いますが、当然でありながら、これまでと同様に、まずは、地元の皆様との御意見、協議を最優先していくべきだと考えております。

そういった中で、先般、新たに創設されました、学校跡地と利活用の優遇制度、こういったことも、活用につながりやすくなるものと期待をしているところでございますので、現状、利活用がないところも、今後また、これまで以上に公募とか、そういったところに力を入れていきたいと、考えているところでございます。

○川口 憲男議員

いずれにしても、この学校跡地の問題では、地元の話し合いとか、いろんなのが表面に出てくるんじゃないかと思うし、行政一辺倒で「こうしますので」ということも、できないのじゃないかと思っています。

求名小にしても、防災センターですか、への機能を高めていくということですから、これによって、その地域が、また学校跡地の利活用ができていけばいいんじゃないかなと思っています。

ぜひですね、もう、今まで統廃合した中でも少なくなってきましたし、まだまだこれから先、どういった活用策があるのか考えるところに来ているんじゃないかと、私は考えます。

それで、町の振興策の中にも役立つような工夫ですね。極端に申し上げれば、さつま町のアサダメッシュみたいなのところの会社なるものが入ってくれば、一番、これに幸いということなんですけど、こういうところの企業への努力ですか。こういうところは、町長、今でもされているのか、「こういうところもあるよ」とか。例えば、山崎中ですね、最初なったときに山崎中もそういうのがあったんですけど、途中で頓挫して、今、完全な空き地のままなんですけど、山崎地区の活性化になれば、そういうのもあっていいのかなと思うんですけど、そういうような方向性の考えはないのか、お聞かせ願いたいと思います。

○上野 俊市町長

一回目のちょっと答弁でもお答えしましたけれども、薩摩中学校と永野小学校につきましては、町内の企業が、町内の企業といえますか、町内に関係のある企業等に譲渡をさせていただいたところございまして、これにつきましてはですね、いろんな企業さんと面会等がある段階におきましてですね、常にこういう情報は、お話ししているところでございます。

「ここに、こういう小学校のこういう学校の跡地がございすけれども、どうでしょうか」ということのPRもしながら、セールスにも努めているところでありまして、今後におきまして、もしそういう企業等がですね、そういう購入の意欲等があるということになれば、地元のほうにもしっかりと説明した理解を得た上で、これについては進めていきたいということで考えているところでありまして、今後におきましてですね、いろんなところで、企業さんへのPR、セールスにはですね、積極的に努めていく考えでございます。

○川口 憲男議員

ぜひですね、今説明いただきましたので、そういうふうにして、ことある度とか、町長の営業活動の中で、そういうところとうまく話ができればですね、そういうところが生まれてくれば非常にいいことじゃないかと思うし、やっぱりこの小・中学校の跡地活用というのは、これは大事じゃないかなと私は思っております。

何度も申しますが、さつま町のアサダメッシュが、どういうふうにして、これが広がっていくのか、非常に楽しみにもしているところでございます。

それともう一点、小学校が主なんですけども、小学校のこの前も学校の中で話を聞いたのが総務厚生常任委員会では聞いたのが、生徒たちが今プールを使用しないで、B&Gとか、あっちに行行って使用するとなればですね、学校のプールはですね、活用ができてない状況になるんですけど、このプールなんかは普通財産に切り替わってるものなのか、そして、それを後々どういうふうな活用にされる、普通財産になっていけば、町として、どのような活用策を考えていらっしゃるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○上野 俊市町長

閉校施設のプールということの御質問かと思っておりますけれども、これにつきましてはですね、コンクリートの劣化それからひび割れ等を防ぐ必要もございまして、防火水槽として使用することも想定しておりますけれども、現在のところすべて残っているんですかね、ちょっとあとの細かいことについてはですね、担当課長に回答させますけれども、そのようなことで、閉校施設のプールについてはですね、防火水槽へのこの使用ということも想定しながら、今やっているとところでございます。

○西園 豪紀財政課長

ただいまの閉校施設のプールについてであります。現在のところ平川小学校のプールにつきましては、民間企業のほうに貸付けを行って、太陽光の発電がされているところでございます。その他につきましては、先ほど町長からもございましたとおり、現在、使用はされてはいな

いんですが、水を溜めることによりまして、劣化等を防ぐ効果といったものも、期待をされているところでございます。

また、防火水槽としての機能についてでございますが、現状では、施設周辺の消防水利が一定程度確保されているということでありますので、防火水槽としての優先度は、下位にあるかなということで認識はしております。

また、それ以外にも、例えば、この環境衛生面で何か配慮しなければならないとか、そういったことがあるのであれば、また、地元の皆様との協議等も進めていきながら、対応してまいりたいと考えているところでございます。

○川口 憲男議員

私が聞いたかったのは、課長そういうところですね。

プール自体が普通財産に切替えているのか、それとも今のままなのか。そうだとすれば、町長のおっしゃられましたように、防火水槽として確保していくのか。この時期、夏場の時期になればですね、いろんなボウフラが湧いたりとか、いろんなことがあるわけですね。

平川小のプールについては、ソーラーの施設にできているということは、もうだいぶ前に私も聞きましたけれど、その維持管理は業者任せですから、あれしなかったんですけど、ほかの学校のところが、そういうところを、現にもう普通財産に切りかわって、財政課のほうで管理しているんだよと、そうなればいかにしているかということが、私の聞きたい命題だったのです。

そうすれば、プールの対応ということもありますけれども、防火水槽としての機能が十分、なされるのか、その辺りが聞きたいところでしたけれども、今後ですね、やっぱりそういうところも考えた対応していただけたらなと。

あるところでの話では、蚊が多いと。ボウフラが多いと聞いておりますので、そこあたりがどうなのか、普通財産だったら、町で十分管理していくべきじゃないかということも、聞いておりましたので、その点を再度、お聞きします。

○西園 豪紀財政課長

ただいまございましたボウフラなり、この環境衛生面の問題についてでございますが、現在のところ、我々のほうで直接的にそういったことが生じているというような御意見等は伺ってはいないところでございますが、また、そういったところが状況にあるとすれば、またこちらのほうもしっかりと現地を確認して、対応してまいりたいと考えております。

○川口 憲男議員

ぜひですね、さっきも申し上げましたけど、プールのほうも普通財産として、変わってきているよということであつたら、行政のほうでですね、十分対応していただきたいと、住民からも苦情が来る前に、ちょっと見て回るとか、いろんな対応が必要かと思えます。その点を一つ、よろしく願いしときます。

町長、町営住宅等も申し上げましたけれども、やっぱりこっちのほうも町有財産ですので、町民の苦情というのは、町にも伝わってこない点もあるかと思えますけれども、やっぱりその希望というか、町民のそういう願いをですね、聞き届けていただけるような対策を講じていただきたいと思います。

そういったところを要請いたしまして、私の質問を終わります。

〔川口 憲男議員降壇〕

○新改 秀作議長

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

次は、3番、堅山秀樹議員に発言を許します。

〔堅山 秀樹議員登壇〕

○堅山 秀樹議員

お疲れさまでございます。議席番号3番、堅山秀樹です。

本日、3番目の質問者でございます。よろしくお願いを申し上げます。

情勢報告を若干申し上げます。

台風6号の影響で、県内離島や関東方面に大雨をもたらし、被害が発生しております。

幸いにして、本町への影響はありませんでしたが、災害を受けられた方々にお見舞いを申し上げます。年々台風の襲来が速くなっていることがとても危惧されるところでございます。

田植えが最盛期を迎えております。今年の米の作付状況を申し上げますと、5月末現在で、食用米が1,250ヘクタール、WC Sが83ヘクタール、加工用米が25.7ヘクタールであり、前年と比べますと、食用米が25ヘクタールの増加、WC Sが31.5ヘクタールの減少、加工用米が0.4ヘクタールの減少となっております。昨年の価格高騰を受け、WC Sから食用外にシフトしていると思われます。

一方、子牛価格については、5月せりの総平均価格は87万2,850円でありまして、去勢においては92万991円の90万円越えとなり、市場が非常に活気づいております。

しかしながら、肥育農家においてはですね、素牛価格の高騰分が枝肉相場に反映し切れてない部分があり、先行きが全く読めない状況であり、大きな不安要素でもございます。

さて、今回私は農業関連の質問を3項目と、農産物直売所に関する質問1項目、計4項目について質問をさせていただきます。

それでは、大項目1から通告に従いまして質問の要旨を申し上げます。

まず1項目め、「農地中間管理機構（農地バンク）の機能強化について」。

今年5月、政府による規制改革推進会議、農業分野を扱う作業部会が開かれ、農地の集約を進めるために必要な制度や運用の見直しなどが議論されている。

その中で、農地中間管理機構（農地バンク）の機能強化を求める意見も出されている。

本町においては、担い手支援室を中心に、農地の集積、集約、推進に向け、地権者と借り手、耕作者とのパイプ役として、その機能を発揮している。

しかしながら近年、管理面積の増加や貸し借りに関する双方の意思確認や手続の煩雑化により、業務量も増加している。

こうした状況下、農地の集約・推進を進めるためには、農地バンクの機能強化に取り組む必要があると考えるが、今後の対策及び方針について、町長の見解をお聞かせください。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、堅山秀樹議員からの質問にお答えをいたします。

まず1項目めの「農地中間管理機構（農地バンク）の機能強化について」でございます。

農地中間管理機構につきましては、農地の集約を進めるために、非常に重要な役割を果たしているところであります。

政府によります、地域活性化人手不足対応ワーキンググループというのがありますけれども、この会議におきまして、農地の遊休化を防ぐ観点から、農地バンクが全ての農地の利用権を掌握できる制度の創設なども提案されているようでございます。

町におきましては、担い手支援室を中心に、平成26年度から農地中間管理機構の委託を受けまして、農地バンクを活用した農地の集積に取り組んでいるところでございます。

また、地域内の農地集積を促進するため、地域集積協力金交付事業を積極的に活用し、まと

まった農地を農地バンクへ貸し付ける地域に対して、協力金を交付する支援を行っているところであります。

これまでに、延べ37地区、576.7ヘクタールの新規契約を締結するとともに、町全体では、延べ1222.2ヘクタールの賃借契約実績を上げているところであります。

今後の対策としましては、引き続き、公的機関であります農地バンクを介した契約を推進しながら、地域計画の実現に向けまして農業委員及び農地利用最適化推進委員との連携を一層強化し、地域の話合いを通じた担い手への農地集積・集約化に努めるとともに、国の施策や動向を注視しながら、これにつきましては柔軟に対応してまいりたいと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

○堅山 秀樹議員

ただいまの町長の答弁もありましたようにですね、農地中間管理機構については、国の施策と連動した農地集積や事業が展開されており、非常に重要な役割を担っております。

そこで、現況を踏まえ、事業内容について3点ほど再度、質問をさせていただきます。

1点目です。

農地中間管理機構を通じての契約件数と面積の過去3年分を申し上げます。

令和5年度では、出し手、機構に農地を預けた方324件、受け手、機構を通じて耕作を請け負った方243件、面積約102.9ヘクタール、令和6年度では、出し手385件、受け手205件、面積が109.5ヘクタール、令和7年度では、出し手が611件、受け手349件、面積が176.2ヘクタールという状況であります。

令和7年度の出し手においては、令和5年度より1.9倍に増加、面積においても1.7倍に増加しております。このほかですね、地権者と耕作者の相対取引も相当な数字と考えます。いかに耕作に困っている地主や地権者が増えてきているかということでございます。

この数値からお分かりのとおり、農地中間管理機構の果たす役割が非常に重要になってきていると思われまます。

しかしながら、出し手を多くても受けて、耕作者が飽和状態であると聞いております。

この受け手をどのように確保するのか、その方策についてのお考えをお聞かせください。

○山口 良浩担い手支援室長

ただいまの質問に対して、回答いたします。

農業者の高齢化や後継者不足に伴い、農地を貸したい、あるいは委託したいと、出し手の意向は、議員がおっしゃるように年々増加傾向にございます。

一方で、これまで地域の農地を守り、引受けてきた中核的な担い手農家や、集落営農組織については、経営面積の拡大に伴う労働力不足や、分散した農地の管理負担などにより、これ以上の引受けが困難となることが見うけられております。

出し手側の現状につきましては、山間部の迫田・牟田等、耕作条件不利地の圃場も多数見うけられ、受け手側については、なるべく大きな圃場や大型機械での作業、水利の確保と耕作条件のよい圃場を選択しているのが現状でございます。

この課題に対応するため、町としては、各地区において、おおむね10年後の農地利用の姿を描く地域計画をもとに、地域内での話合い活動を推進し、誰がどの農地を耕作するかを地図に落とし込み、見える化を図りながら、農地をどう維持していくか、持続可能な受け手、耕作者の確保など、地域全体での話合い活動を推進していき、農地バンクを通じての仲介や、集約化した団地化した契約を図っていきたいと考えているところでございます。

○堅山 秀樹議員

今ありましたようにですね、農業法人や大型農家の育成、それから認定農業者、認定新規就農者の確保等が方策として回答がございました。

これはもうとても重要なことでありまして、受け手確保に向けた施策の柱と考えます。さらなる強化に向けての取組を要請いたします。

次に2点目です。

農地の供給はあるが、規模拡大をしたいとする農家がないとの現場の報告も受けております。

先ほど申し上げました、受け手の確保に苦労している状況と同じであると考えます。この状況を解決する施策として、大型農家、認定農業者はもちろんでありますが、それ以外の一般農家に依頼する案件を増やすことが考えられます。

もちろんこれまで、機構を通じて一般農家に耕作を依頼している案件はたくさんあります。もっとその件数を増やす方法として、例えばですね、機構を通じて耕作を受けていただいた一般農家に対し、機械購入に対する助成措置を行うなどの手だてはできないものか、そういうものは創設できないものかと考えますが、その点についての見解をお聞かせください。

○山口 良浩担い手支援室長

先ほど申し上げました地域計画の中で、認定農業者だけでなく、専業兼業を問わず、一般農家の方々も、地域の担い手として計画の中に位置づけされているところでございます。

今後については、一般農家の担い手についても、認定農業者へのアプローチも必要になってくるということで考えているところでございます。

今後、ますます農地の流動化が進む中、農地の受け手確保対策として、今後より一層、各地域での地域計画の話し合い活動をし、「もう少し規模を広げたい」、「隣の土地なら管理できる」といった一般農家の潜在的なニーズを聞き取り、地域農業者の掘り起こしを考えながら、地域の担い手の方々に対してもですね、どういう助成ができるか、どういう対応ができるかということ、今後、検討していきたいというふうに考えます。

○豎山 秀樹議員

おっしゃるとおりだと、そのように考えますし、私自身もですね、そういう受け手の一人なのかなというふうには思っております。

ちょうど一年前の質問でもお聞きした案件でございました。本町水田もですね、耕作しているのは54%が一般農家でございます。一般農家と兼業農家でございます。

その方々にもですね、目を向けていただくこともですね、引き続き要請をいたします。

続きまして、3点目です。

現在、本町ではですね、柊野・羽有地区において、農地中間管理機構（農地バンク）の事業活用による基盤整備が行われております。

先般、羽有地区において、地権者、行政、耕作者、認定農業者の3者による話し合いが持たれたと聞いております。

内容につきましては、行政より工事の管理進捗状況の報告のほか、双方からさまざまな意見が交わされております。

その中で、地権者と受け手、耕作者との意見の相違があったことが報告をされております。

双方の立場で、それぞれの意見があることは事業を行う上では起こりうることでございますが、その調整役として、中間管理機構（農地バンク）がどう対処されたのか、されるのか、あるいはどうすべきなのかについて見解をお聞かせください。

○山口 良浩担い手支援室長

羽有地区において、そのような問題があったということは理解をしているところでございます。

基盤整備事業や機構集積協力事業については、事業要件として、農地バンクとの契約が、必須条件になっているところでございます。

今後においても、事業の趣旨や当初の目的に対し、農地の所有者、貸手と耕作者、借手に対し、双方の理解と協力について、農林課及び担い手支援室が調整役、先ほど議員のほうが言われた、言われましたパイプ役というふうにして、双方の理解と協力について、事業の進捗報告など、地域の方々と事あるごとに会話を重ねていき、連携、理解をとっていきたいというふうを考えているところでございます。

○豎山 秀樹議員

双方いろいろな意見があって、それぞれの立場でですね、意見があって内容を私もちよっと聞いておりますけれども、あえて本日はそのことは申し上げませんが、今後、この事業を活用する地区が出てくる可能性もあります。

そのためにもですね、マニュアルではありませんが、対処方法をしっかりと確立することも重要と考えます。

また、農地の貸し借りだけではなく、農地の集積に向けた取組も継続されております。

今後ますます農地バンクの役割が重要視されます。さらなる機能強化へ向けての取組を要請しまして、大項目1についての質問を終わります。

続きまして、2項目め、第5次さつま町農林業いきいきプラン策定についてに入ります。質問の要旨を申し上げます。

本計画は、第3次さつま町総合振興計画の農林水産部門における農林業の振興について、目標数値を掲げた推進計画を具体化するものであり、本町の農林業施策を推進するための基本計画として位置づけられている。

そのため、重点推進品目の選定及び見直しをはじめ、5年間を期間とする産出額の設定と分野ごとの主な取組も掲げられている。

しかしながら、目標とする生産量及び生産額を達成するためには、年次ごとの目標や推進品目別の面積及び生産量など、さらに踏み込んだ計画策定が必要と考えますが、その点について、町長の見解をお聞かせください。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、2項目めの「第5次さつま町農林業いきいきプラン策定」に関係する御質問に対してお答えをいたします。

第5次さつま町農林業いきいきプランの策定に関しまして、本町の農林業の振興を図るために、生産性の向上や地域コミュニティの活性化、環境保全など、総合的な視点を取り入れた重要な施策であります。

プランの中では、重点品目としまして、野菜で7品目、サトイモ・カボチャ・イチゴ・トマト・ゴボウ・ナス・白ネギ。それから、果樹では6品目、ハウスキンカン、温州ミカン・ブドウ・ナシ・マンゴー・梅に加えて、今回新たに、お茶を追加いたしまして、計14品目を、この重点品目として定めたところでございます。

特に、野菜・果樹の生産に関しては、品目ごとの収益性が重要な指標となっております。

現在、重点品目ごとの10アール当たりの収益性標準額の作成を進めており、収益では、生産量や単価、費用では動力光熱費や労働費、流通費などから算出されます。この収益性標準額に

より、生産者は経営の分析や、より高収益な作物への転換等を検討することができますことから、町の農林業技術協会や園芸振興協議会におきまして、各品目ごとの部会組織や、生産者への周知、指導にもつなげられるものと考えているところでございます。

また、今年の4月1日からは、園芸と果樹の営農専門指導員2名を配置することができたところでございます。さらにきめ細かな指導助言を、図ってまいりたいと考えているところでございます。

年次ごとの目標では、年1回開催しております「町の農林業振興連絡会議」の中で、毎年、農林業いきいきプランの目標数値に対する取組状況も報告するようにしており、見える化をした生産者へのこの指導指針をもとに、関係機関と一体となって取り組んでいきたいと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

○堅山 秀樹議員

ただいまの町長の答弁ではですね、重点品目ごとに10アール当たりの収益性標準額の作成を進めており、収益・費用を算出し、生産者により、高収益な作物への転換を進めるための指標にしたいとありました。

それを受けましてですね、具体的な内容についてですね、3点ほど、再度お尋ねをいたします。

1点目、今回の主な改正点として、さつま町農林技術協会の各専門部会、9専門部会において、令和6年度を現況とし、令和12年度を目標年度として、見直しを行ったとあります。

そこで、見直し前の第4次、令和3年度から令和7年度についてはですね、その目標数字は達成できたのか。また、できなかった部門があったとしたらですね、その要因について検証・分析がなされていたのかをお尋ねをいたします。

○山口 良浩農林課長

ただいまの質問について、お答え申し上げます。

目標数値については、各品目ごとに栽培面積や育成目標数を設定してあります。

先ほど町長のほうが答弁いたしました、年1回の農林業振興連絡会の中で、年度ごとに、その実績を報告するというふうになっております。

先ほど、堅山議員のほうが言われました令和8年作のですね、水稻・飼料作物等々、数字を言われましたが、やはり、その年ごとの価格、米の価格ですね、そういうので、今年の令和8年度の水田の耕作が反映しているかというふうに推察できるところでございます。

達成しているところでは、全体的に第4次プランのですね、水稻の面積は令和7年度の目標1,100ヘクタールに対しまして、令和7年度の実績は、1,224.8ヘクタールということでもあります。

しかしながら、その他の露地野菜等を中心とした重点品目につきましては、達成していない品目が大半というところでございます。

要因としましては、全体的に高齢化、担い手不足はもとより、地球温暖化や石油製品等の資材や燃油の高騰や不足、毎年の市場動向に左右され、自然や社会状況の変化により、作付面積の増減が年々変わってくるというふうに、推察するところでございます。

○堅山 秀樹議員

そういう要因、外的要因とか、いろいろ、その年によつての環境の変化とかそういうのもあります。

その検証と分析があつてこそですね、この第5次のいきいきプランが生かされると考えます

ので、答弁にありましたようにですね、目標数値の見える化にですね、取り組んでいただくことを要請いたします。

2点目です。

このプラン策定についてはですね、本町の農業振興と農家の所得向上が最大の目的とされます。そのためには、生産者への手厚い技術指導を行うことが必要と考えますが、答弁では、4月1日より、園芸と果樹の営農指導専門員を配置し、きめ細かな指導助言を図るとありました。

前回、3月議会の中で、新たに、営農指導専門員を依頼すると答弁をされました。そのことがですね、履行されていることに敬意を表します。

この2名の指導員の配置により、どれくらいの生産性の向上や生産額の向上を見込んでおられるのか。また、このいきいきプランにはですね、この数字が反映されているのかをお聞かせください。

○山口 良浩農林課長

このさつま町いきいきプランに基づき、4月より、2人の営農専門指導員を配置をいたしているところでございます。

その方々を中心に、現在、収益性標準額の作成をお願いしているところでございます。

この指標をもとに、今後、町の農林技術協会を中心とした組織の中で、各作物部会や農業者個別の経営診断、そしてまた、栽培指導を通じて、生産性の向上や反収アップ等、プランの数字に反映していければというふうに考えているところでございます。

○堅山 秀樹議員

今ありましたようにですね、営農指導専門員の役割というかですね、本当にブランド化や産地形成には必要なことで、不可欠なことだというふうに思います。

そのためにもですね、関係機関の営農指導員、JAも営農指導員を抱えております。そういう関係機関の指導員とですね、連携を図っていただきながら振興を進めていただきたい。

今申し上げました産地形成やブランド化を進めるに当たりましてはですね、この営農指導員の役割は非常に重要かつ不可欠であります。また、生産農家もですね、その指導に期待をしているというふうに考えますので、手厚い営農指導を強く要請します。

3点目です。

このプランの推進に当たっては、本町、農林漁業の推進機関である「さつま町農林技術協会」における振興指針とするものであると記載をされております。

そのため、重点品目を定め、また目標の数値も定められています。

この施策の推進に当たっては、農林技術協会を中心に実行され则认为ますが、実際にどのように推し進めるのか、具体策があればお聞かせください。

○山口 良浩農林課長

先ほど町長の答弁にもありましたように、町の農林技術協会や園芸振興協議会において、各品目ごとの部会組織や生産者への周知・指導を絡めながら、農業者個々への指導や助言、また、JAの各作物部会における栽培講習会等を通じて、農産物の反収の向上を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○堅山 秀樹議員

今、回答をいただきましたけれども、JAのですね作物部会の会員の方々ですね、JAの営農指導員はですね、この農林技術協会のメンバーですから、このプランの数字は把握はしておりますけど、この農協の各JAの抱える作物部会の生産者はですね、このプランは周知されていないと私は思っておりますから、もう1回ですね、そこを周知させるための方策をもう1回、お聞き

いたします。

○山口 良浩農林課長

サトイモとか、カボチャとかですね、そういうのは、栽培暦に準じて、農協・県の振興局、そしてまた役場、指導員ですね、そういう先生方を中心に、各栽培講習会等ございます。その栽培講習会等を通じて、そしてまた、シーズンになれば、出荷者協議会というのもございます。その皆さんが集まる機会を通じてですね、こういうプランの紹介と振興等を図っていききたいというふうに考えております。

○豎山 秀樹議員

そこなんです。そこをですね、お願いしたいということで、総会、それから、作物部会の会合や総会とおっしゃいました。そこに出席される機会があると考えます。

またですね、市政座談会も開催していただきまして、しっかりですね、告知をしていただきたい。機会をとらえてですね、周知・徹底されますことをですね、要請をしまして、大項目2の質問を終わります。

続きまして、3項目め、「中東情勢悪化に伴う資材高騰対策について」に入ります。質問の要旨を申し上げます。

長引く中東情勢の混乱は、国内のあらゆる分野において、多大な影響を及ぼし、日本経済に大きな不安と不透明感を与えている。本町においても、その影響は計り知れないものがあり、農業生産の現場では、資材価格高騰により、コストの上昇が経営を圧迫している。特に、施設園芸や果樹及び茶生産農家においては、ハウス内の加温や茶の加工時に使用する重油やガス、さらには、ビニール、関連資材も高騰し、今後の情勢に不安を募らせている。

このような状況下、本町においてはさまざまな支援策を講じてきたが、町単独での支援策には限界があるとする。国・県への要請も含めた支援策を打ち出せないか、町長の見解をお聞かせください。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、3項目めの「中東情勢悪化に伴う施設園芸果樹及び茶生産農家等への資材高騰対策について」お答えをいたします。

御案内のとおり、中東情勢の悪化がもたらす影響は、各産業に大きな影響を与え、特に、農業にとりましても深刻な懸念材料でもございます。

中でも、農業に必要な生産資材の確保や、価格高騰などによりまして影響を受けており、生産者が安定した生産を維持するためには、迅速かつ的確な対策が必要であると考えているところであります。

特に、農業生産に必要な資材や肥料、農薬や農業用機械などの供給が遅れた場合には、大きな影響を受けますことから、生産者が直面する資材不足や価格高騰に対しましては、農協や関係機関と連携し適切な情報提供を行っていきたいと考えているところであります。

これまでの町の対策といたしましては、国の交付金等も活用し、施設園芸や施設果樹、お茶農家への燃油高騰対策交付金をはじめとしまして、農林業継続緊急支援金や稲作農家支援交付金、畜産農家には、配合飼料価格高騰対策交付金や畜産農家物価高騰対策交付金等を講じてきたところであります。

また、町の単独での取組につきましては、今年度から認定農業者等支援事業補助金といたしまして、認定農業者及び集落営農組織への上限額を100万円から120万円に増額し、認定新規就農者には、初期投資に多額の費用を要しますことから、補助率を30%から50%に引き上げ、

合わせて上限額も100万円から150万円に、増額してきたところでございます。

鹿児島県の対策につきましては、昨年度、被覆資材購入に対する高騰対策緊急支援事業も実施されたところであります。

今後の世界情勢や国の動向にも注視しながら、情報収集に努め、農協や関係団体と連携を図りながら、県の先ほどありましたけれども、県の町村会等を通じまして、国・県にも、この支援を要請し、また、有利な補助事業の活用についても、農業者への確かな情報提供を行ってまいりたいと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

○豎山 秀樹議員

ただいまの町長の答弁ではですね、これまで町単独の支援から、国の交付金を活用した物価高騰対策まで、全種類の農家へ行っており、また認定農業者や新規就農者の支援についても手厚い支援策を講じているとの答弁でございました。

失礼な言い方になるかもしれませんが、まだこれ以上のことが必要かというふうに、逆にですね、問われているような感じにもなった次第でございます。

しかしながら、現在のですね、中東情勢の悪化については、これまで以上の混乱をもたらし、極めて厳しい状況ではないかと私は個人的には思っております。

そこで2点ほど、再度お尋ねをいたします。

1点目です。

このことはですね、現在農家が最も深刻に感じている課題ではないかと認識していますが、資材高騰の影響について、品目別、経営類型別に、どこまで把握されているのかお聞かせください。

○山口 良浩農林課長

中東から原油調達が難しい現在、ビニールや包装袋、農業用の機械ほか各種資材については、価格も昨年度からの比較で130%から150%上昇していると聞いているところでございます。また今日では、卸売業者のほうから注文の中止依頼ともなされており、ビニール等の張り替え時期、そしてまた、出荷等に支障を来していることを把握しているところでございます。

○豎山 秀樹議員

今、回答をいただきましたけれども、全ての実態を把握するのは難しい点がございすけれども、しかしながら、資材価格高騰が農業経営を圧迫していることは事実であります。

私自身のことを申し上げるべきではないかもしれませんが、今ちょうど田植えの時期でございます。今年、配布されたJAからの肥料、飼料、農薬資材、それぞれのくらの金額に上ったのか、最初の注文でしたけど、去年のですね、1.5倍ということで。金額は申しませんが、本当売上げに占める割合がですね、本当に30%から40%ぐらい占めているんじゃないだろうかというふうな感じを持ってですね、4年前から比べますと倍になっております。

本当にですね、パッと売上げが高くは見えるんですが、実際にしっかり計算をすればですね、非常に厳しい経営なのかなというふうに私自身は思っているところです。

現状の把握がですね、支援策の第一歩であることは間違いございませんので、今後も継続して現状把握に把握に努めていただくことをですね、強く要請をいたします。もうあえて申し上げます。

2点目です。

町長の答弁では、関係団体などと連携し、県の町村会等を通じて、国・県にも支援を要請しますとありました。

県・国への要請、特に国への要請については、近隣の市町村あるいは、北薩エリアの市町村とコラボして実施すべきではないかと考えますが、そういう考えはございませんでしょうか、お考えをお聞かせください。

○上野 俊市町長

先ほど古田議員の質問の中でもございましたけれども、今回のこの物価高騰、それから資材等の不足というのはですね、もう日本全国、全体に関係のある事柄でございますので、これについては、もう単独での要望等じゃなくて、やはりしっかりと組織を通じて、声を上げていかなければならないと思っていますところでございます。

これまでも、全国町村会とか、県の町村会で、それぞれ要望はしてきておりますけれども、やはり今回の部分につきましては、これまでと異なる状況等もございます。

先ほどありましたように、この物価高騰等によります対応というのはさまざまな支援ということで、カバーができる部分もございますけれども、資材が足りない、資材がないという状況に対しましては、これはいかんともしがたい部分もございますので、やはりこういうのは、しっかりと組織で一丸となって、国に対し、県に対し、やっぱり声を上げていく必要があると考えているところでありますので、これについては、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○豎山 秀樹議員

今、力強い答弁をいただきました。

組織を通じて声を上げる。すいません、私もJAの出身者の1人でございます。今、JAで起きていることはですね、油のオイルがないとかですね、それから、あと、乾燥草をラップするラップが足りないとか、もうそういう現象が実際起こっておりまして、非常に困惑していると、その中でJAの方々もですね、系統組織を挙げて、上層部・経済連・中央会、あるいは全農に、何とかならないかということで、今交渉を絶えず行っているということでございます。そういう方面もあわせてですね、今、町長が申されたように、組織を通じて声を上げていくことをしていただきたい。

生産農家におきましてはですね、農産物価格は必ずしも安定しておらず、生産コストの上昇分をですね十分に価格転嫁できない実情があります。

生産資材高騰の中、基幹産業である農業をですね、どのように下支えするのか、そのためには即効性のある施策が必要と考えますので、その対策を少しでも早く打ち出していただくよう要請しまして、大項目3の質問を終わります。

最後の4項目めの質問、「農産物直売所及び物産館の今後の運営方針について」に入ります。質問の要旨を申し上げます。

本町における農産物直売所及び物産館については、今年3月末現在で6か所稼働しており、その多くが合併前の旧町時代に建設されたものである。

そのため、年々老朽化が進み、施設の改修・保全に多額の費用も発生している。また、そのうち4施設が指定管理者制度による運営を行っており、町による指定管理料も一部を除き、増加の一途をたどっている。

このような状況から、これまでと同様な形態での運営を継続するのには限界があると思われる。将来的に、全く新たな運営方針や構想を模索する考えはないか、町長の見解をお聞かせください。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、4項目めの「本町におけます農業農産物直売所及び物産館の今後の運営方針について」お答えさせていただきます。

今現在、町内には農産物直売所及び物産館が6か所ございまして、その施設が合併前の旧町時代に建設されたものでございます。

直売所の主な目的としましては、農産物等の販売並びに観光に関する情報の提供及び都市住民をはじめとする消費者との交流を行うことにより、町の農業振興と活性化に資することを目的として設置されているところでございます。

各直売所等の運営につきましては、指定管理者による運営施設が4施設、地域運営と法人運営が1施設ずつとなっております。施設面では、設備や備品等の老朽化、運営面では、スタッフの高齢化や人員の確保、出荷者の減少等の課題も出てきている状況でございます。

農林課が所管しております5つの施設の利用状況につきまして申し上げますと、令和6年度と令和7年度を比較してみますと、令和7年度の購買者数が約48万1,000人で、約5.9%の増、売上げで約5億4,861万円で、約2%の減となっているようでございます。

また、令和4年度から令和6年度にかけまして、温泉と物産館のローカルブランディング調査を実施いたしまして、各直売所の出荷者及び管理者、従業員への方へ、今後5年後、10年後に向けてのアンケート調査を実施したところでございます。

特に、出荷者の皆様方からは統合されて遠くなると高齢者には出荷の負担が大きい。各物産館の特色や地域住民の買い物の場、場所ですね、買い物の場所、交流の場所が失われてしまうとといった切実な懸念が多く寄せられたところでございます。

これらの調査結果を踏まえまして、将来の新たな運用方針や構想につきましては、現在あります物産館の今後の在り方等を総合的に判断した上で、例えば、既存施設と民間活力を生かした分散型、機能再編型など、多様な視点から、新たな拠点づくりを想定し、将来のまちの活性化、魅力創出につながる取組について、引き続き、研究・検討を重ねていきたいと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

○豎山 秀樹議員

ただいま町長より答弁をいただきました。

直売所の定義から現況、今後の運営方針、さらにはアンケートの結果まで答弁をいただきました。

それを受けまして、2点ほど再度お尋ねをいたしたいと思います。

1点目です。

質問の要旨でも申し上げましたが、農産物直売所における指定管理料は、令和7年度が3施設で合計で46万6,000円。令和8年度予算では、3施設で179万3,000円となっております。

町長の答弁では、施設面では、設備や備品等の老朽化、運営面では、スタッフの高齢化や人員の確保、出荷者の減少など課題も多いとありました。

こうした状況下、これまでどおり指定管理者制度を継続するのではなく、施設そのものを民間団体や企業へ譲渡、または払い下げることを検討されていないか、お考えをお聞かせください。

○山口 良浩農林課長

現在、令和8年度から令和12年度まで、各直売所において、新たに指定管理契約を締結しております。

豎山議員のおっしゃいました課題等、たくさんございます。老朽化等もございます。施設の

修繕等もございます。

今後については、契約の相手方や耐用年数等を考慮し、また、今後の社会情勢の変化を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○豎山 秀樹議員

おっしゃることはよく分かっております。

すいません、失礼しました。

私事になりますが、すいません、私がちくりん館に勤務する折ですね、譲渡はできないか模索した経緯もございました。

その際は、補助金に関する条項により難しい、おっしゃったとおりでございます。この判断で、断念した経緯の記憶がございます。

譲渡、払下げもですね、交付金を使っていますので選択肢の一つではないかとは考えますが、今後ですね、検討を重ねていただくことを要請したいと思います。

2点目です。

町長の答弁では、将来の新たな運用方針や構想につきましては、現在ある物産館の今後の在り方を総合的に判断した上で、引き続き、研究・検討を重ねていきたいとの答弁でございました。

将来的であります、高規格道路504号線が開通しますと、宮之城の町は通過点になってしまうのではと危惧されている意見もあります。

そこで、道の駅的な総合的な施設建設により、現在ある直売所物産館の人と物を集約し、新たな町の広告塔とするお考えはないでしょうか、お尋ねをいたします。

○上野 俊市町長

先ほども答弁でもちょっと後半の部分でお答えしましたけれども、やはりこの物産館・直売所、これにつきましては今、地域のコミュニティー施設としての非常にこの役割も大きいところがございます。地域の栽培による生きがいがづくり、それから、人が集まって来て語らいの場、また声かけと地域の方々が集まる核となる施設として、今現在使われている施設でございます。多角的な機能を有しているこの施設でもございます。

先ほどありましたように、既存のこの施設を本当にどうしていくかというのを、まずしっかりとやっぱり整理していく必要があるかと思っているところであります。

そうしながら、この施設をどういうふうに使っていったら、やはり今、買い物支援とか、買い物をする場所がないという状況下にありまして、今、それぞれの地域にあります物産館・直売所等については、もう地域のコンビニ的な役割を果たしている部分もございます。

これを全部一概にといいますか、廃止したあと、どう対応していくかというようなことも、あると考えているところであります。

このような観点から、今既存の施設を、この分散型、あるいは集中型にできないか。また、一方では、新たな視点に基づきまして、新たなこの拠点をつくっていくというのも一つの方法であろうと思っているところであります。

これにつきましては、新しい総合振興計画も含めまして、しっかりとそこあたりは議論していったら、将来10年後、20年後を見据えた中で、この関係については、しっかりと検討を進めていきたいということでございます。

○豎山 秀樹議員

将来を見据えたというふうに答弁をいただきました。

先般、防衛施設等調査特別委員会の視察研修において、奄美大島の瀬戸内町にある陸上自衛隊瀬戸内分屯地の視察研修をいたしました。

研修ではですね、主に瀬戸内町役場総務企画課防災専門監土井一馬専門監、この方は、海上自衛隊のOBの方でございました。この方の説明を受けました。

その中で、分屯地周辺対策事業についての説明もあり、事業活用による施設及び周辺整備の状況が公開をされておりました。

会議終了後、交流会の中で、土井専門監にこの事業活用についてですね、詳しく教えていただきました。例えば、「道の駅的なものをつくりたいとした場合、この事業活用はできるものか」と、直接お聞きをしましたところこのように話をされました。

「この事業活用については、事業交付金活用申請において、しっかりとした見通しを立て、地域振興の一環として必要であり、地域発展の一翼を担うものであることを的確な形で申請すべきです」と言われました。また、「管轄省庁は関係ない」とも話をされました。

本町でも、防衛施設の誘致に向け適地調査が進められておりますが、まだ何ひとつ決定はされておられません。しかし、将来的な構想なくして、今おっしゃいました将来を見据えたと、町長がおっしゃいました、将来的な構想なくして町の発展はないと考えます。今だから取り組めるのでは、今だから将来像を描けるのではとの思いであり、ある意味、好機と捉えるべきではと私自身は考えております。

新たな将来像を描き、それに突き進んでいただくよう要請しまして、私の全ての質問を終わります。

〔堅山 秀樹議員降壇〕

○新改 秀作議長

以上で、堅山秀樹議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね1時5分とします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時05分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、8番、武さとみ議員に発言を許します。

〔武 さとみ議員登壇〕

○武 さとみ議員

議員になって2年目に入り、今回は、私が教員時代に最も力を入れてきた平和学習に関して、最初に質問したいと思います。

第1項目め、「学校での平和教育や町民の平和に関するさまざまな意見について」。

1点目、文部科学大臣が沖縄県辺野古沖で起きた事故に関し、京都の同志社国際高校の教育活動が、政治的中立性を欠くとして、学校法人同志社に対し、指導通知を発出し、近く、全国の学校の教育活動が適切かどうかを調査するとしているが、政治的中立性について、教育長の考えを問います。

2点目、現政権が防衛力強化を推進する中、さつま町における弾薬庫建設計画もその政策の一環と考えられる。

エネルギー資源の輸入制約による国民生活への影響が懸念される中、防衛予算の増額と、社会保障の縮小が、同時に進む現状について、町長の考えを問います。

3つ目、国会議事堂前や全国各地で、憲法を守るための緊急アクションとして、4月8日には、47都道府県の計163か所で、約4万9,000人が抗議の声を上げるなど、憲法問題に関する市民集会が繰り返し開催されている。

また、さつま町においても「弾薬庫は要らない」のスタンディングが行われていますが、このような市民活動について、町長の考えを問います。

以上、1回目の質問を終わります。

〔中山 春年教育長登壇〕

○中山 春年教育長

私からは、武さとみ議員の「政治的中立性について」の御質問にお答えいたします。

議員御指摘の国からの具体的な通知、または調査等は現時点におきまして、本町には届いていないため、具体的な見解をお答えすることは差し控えさせていただきますが、学校教育における政治的中立性に関する私の基本的な考え方についてお答えいたします。

まず、学校における政治的教育につきましては、教育基本法第14条におきまして、明確に規定されております。同条第1項では、良識ある公民として必要な政治的教養は教育上尊重されなければならないと示され、その一方で、同条第2項では、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治的教育、その他政治的活動をしてはならないと定められており、教育活動における政治的中立性の維持が厳格に求められております。

これらを踏まえた文部科学省の基本的な考え方におきましても、現実の政治的課題を教材として扱う際には、特定の立場のみを強調したり、押しつけたりするのではなく、多様な見解が存在することを多面的、多角的に提示し、児童生徒が、自ら主体的に考え、判断できるように導くことが重要であるとされております。

さて、私の政治的中立性に関する考え方についてですが、私はまず、主権者教育は必要であると考えております。

次に、義務教育における政治的課題は、児童生徒の発達段階に応じたテーマ、内容を取り扱うべきだと考えているところです。その際、特定の立場からの一方的な主義主張ではなく、多面的、多角的な意見を示し、児童生徒が自ら主体的に考え、判断できるような取組にすることが政治的中立性を担保することだと考えています。

〔中山 春年教育長降壇〕

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、私のほうから2点目、3点目についてお答えをさせていただきます。

まず、2点目の「防衛予算増額と社会保障縮小が同時に進む現状について」ということでございます。

防衛予算と社会保障のバランスについてでございますけれども、この予算配分は、国の財政政策に関わる事項でありまして、国会での議論を通じて、国において決定されるべきものでございます。本町といたしましては、国の防衛政策がどのような方向に進むにせよ、町民の生活を守ることが最優先であり、また、少子高齢化に伴う社会保障関連費の増加に対応するため、限られた財源の中で、必要性の高い事業に予算の重点配分を行っているところでございます。

次に、3点目の「市民活動について」の御質問でございます。

表現の自由と市民活動は、民主主義社会の基本的な権利でもございます。

本町におきましても、スタンディング等が行われていることは認識しており、活動されている町民の方々が自らの考えを表現する活動であると考えているところでございます。

○武 さとみ議員

ありがとうございます。私も、教育長のお答えに対して、ちょっと思うことをお伝えします。私も現役時代のときには、さまざまな圧力を受けながら、子どもたちに平和な未来を残すために、小学生には私の考えを押しつけることなく、子どもたちと平和教育を積み重ねてきました。今回の事故により、研修旅行中の子どもと船長が亡くなられたことはとても悲しくて、心から御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

ただ、安全問題と平和学習については、切離して考えるべきだと思っています。

抗議船に生徒を乗せたことについては、松本文科大臣が、「極めて異例の事態だった」と述べていたようですが、私は、高校生が平和学習をする中で、抗議船に乗ってみたいと思うのであれば、乗船しての学習もあってもいいのではないかと思います。

しかも、普天間基地周辺の騒音や危険性、辺野古沖の埋立て工事の現状を直接見て考える学習のどこに政治的な誤りがあるのでしょうか。

政治的中立とは、戦前の皇民化教育、軍国主義教育の反省を踏まえ、公権力の教育への介入を防ぐための理念です。

沖縄での平和学習は、当然、政権への批判が含まれることがあると思いますが、その批判を封じるために、政治的中立性という言葉を持ち出して、通常、文科省は直接の調査は行わないのに、現地調査をするという政権の政治的な意図が働いているように思います。

政府と国民を天秤にかけたときに、政府は権力を持っています。だから、政府側にその天秤は大きく傾きます。釣合いを取るためには、権力を持たない国民は、主権者として、違法または憲法に違反する国家の行為に抵抗する力をつけるために、国家の政策に対しての平和を求める立場から、それに抵抗しているか活動の話を聞くなどの平和学習は、日本国憲法上の国民の権利です。

今日の新聞にも、国旗損壊罪の創設に向けて、自民党が法案を了承したと載っていました。

1987年の沖縄であった国体で、日の丸を焼いた方の息子さんの言葉がありました。「国への不満が統制されるようになるのでは」と書かれていました。

教育長は、中学校で歴史や政治学習などのあと、中学校の先生だったということですので、具体的な内容で子どもたちが政治論争をしたことがあられますか、教えてください。

○中山 春年教育長

私が学校の中で、授業の中で、政治的ないろんな子どもたちとの意見を交わしたことがあるかという御質問ということでとらえて、よろしいでしょうか。

私のほうは、教科が数学でして、そういう社会的なですね、公民の授業みたいな部分というのを持っておりませんでしたので、実際やったことはないです。

○武 さとみ議員

実際やられたことがないということであれば、ちょっと残念なんですけれども、また、南日本新聞の記事を紹介させていただきたいんですが、愛知工業大の中島教授という方が指標というところに書かれていました。

先ほど教育長が言われた、教育基本法14条の1項目と2項目のことを書かれていました。それに、『教育基本法14条2項の「学校は、特定の政党を支持し、または、これに反対するための政治教育、その他政治的活動をしてはならない」との例外的な禁止事項を理由に、政治的教養を育てる教育を抑制してきたのが文科省です。私たちは時々ちょっとそういう圧力に、いろいろ感じながら教育活動してきましたが、文科省の指導は、教育基本法16条の「教育は不当な支

配に服することなく、この法律及びほかの法律の定めるところにより行われるべきものであり」という、文章に違反することになるのではないのでしょうか。社会や政治への若者の関心が薄く、投票率が低いのは、自分と社会をつなぐ視点での教育を受けづらいことが一因ではないか』と書かれています。

「政治的に対立している現場に立って現実を学ぶ機会は大切だ。高校生になれば、自分の目で見て、教師の話の批判もできるし、学校に言われるままに受け入れるわけではない。多くの教師は、政治的中立に留意しつつ、政治的教養を育てる教育を進めようとしている。文科省は学校現場の努力に目を向け、社会や政治に広い視野を持つ若者の育成を支えるべきだと」述べていらっしやいます。

そもそも教育基本法14条は、先ほども申し上げましたが、戦時中に、国家の政策に無条件に服従させることが教育の唯一の目的とされ、国民の政府や政治には批判する力が封じ込められて、国家主義、軍国主義の道を走ってしまった歴史の反省に基づいて作られたものです。

文科省が近く、学校の教育活動が適切かどうか調査すると言われていますが、まだその指示がないということなんですけれども、もしそういうことを行えと指示があった場合に、さつま町の学校では、多様な立場の人に触れ、それぞれの意見に耳を傾ける実践を積極的に取り組もうとしている現場の教職員の自主性や、自立性を尊重して対応してもらいたいと思っていますが、教育長のお考えをお聞きしたいです。

○中山 春年教育長

今の御質問の前にすいません、平和教育を全くしていないということではなくてですね、平和学習に関しては、毎年、どの学校、私、歴代回ってきた学校でもずっと、戦争に関する過去の惨禍や歴史的事実、そして生命の尊さや不戦の戦い等々、こういったことは、学級担任として、またはいろんな集会等で話をしてきたところがあります。

あと、今、議員から御指摘のある政治的中立性のことについてはですね、今も、お話がありましたように、私たちの立場ではこういう考えでこういう取組をしてきたというお話をいただいたところでした。そして先ほど申し上げました。多面的、多角的ないろんな御意見がございます。この平和教育に関しても、いろんな考えがあらわれるのを我々も承知しておりますし、そういったところを、私たちが一方的な、または偏った意見だけを取上げてそれを学校の中で提示するということは、これはやらないということです。ですから、本町においてもですね、教員の自主性とか、主体性のお話もありましたけれども、これに関しても、我々は、教育公務員として、そして教育基本法等々の法の下でですね、きちっと整然とやっていくことを進めていきたいと考えております。

○武 さとみ議員

憲法第19条の「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と書いてありますので、公教育での平和学習に政治介入がないように望みます。

では、2点目に入ります。

2点目は、国の予算に従い、町の予算を配分するということになりますので、そこは、ぜひ皆さんが苦しい立場にならないように望みたいと思いますが、社会保障費は高齢化に伴って年々自然増を続けていますけれども、一方で、防衛費も近年さらに増額されています。

ちょっと、この図を御覧ください。

1976年から2022年までは、おおむね国内総生産GDP比1%を超えない程度でしたが、防衛費なんですけれども、防衛予算の推移、当初予算なんですけど、1%を超えない程度が2022年度までは続いていたんですけれども、12年連続過去最大を更新して、2026年度、

今年度の防衛費は予算が9兆353億円に達しています。2023年度から2027年度までの5年間で43兆円もの防衛予算となっています。このグラフは当初予算ですが、2025年度、昨年度の防衛費、防衛関係費も含めてですが、当初予算と補正予算を合わせて、何と約11兆円規模となっています。当初の計画を前倒しして、GDP比2%を超えてしまいました。

今日の新聞の1面を見られたと思いますが、南日本新聞です。

1面に「防衛力変革へ予算増要請」とあり、来年の通常国会への関連法案提出を検討すると書いてありました。

防衛費で買う兵器のほとんどは、アメリカ合衆国から購入し、また、国内の日本の防衛関連企業からもたくさんの金額購入しています。約5割は前年度に購入した平均のローン返済で、今後も借金返済に追われています。

また、ちょっと図が提示できなかったんですけども、2022年から2026年までの4年間の伸び率を計算したところ、2022年を100としたときに、社会保障は、伸び率は107.7、教育は114.7で、ほとんど伸びていないのですが、少しは伸びていますが、防衛費の伸び率は何と167.3です。

不公平な税制も温存し、介護や保育など、エッセンシャルワーカーの賃金や年金は低いままで、生きるために必要な高額療養費制度の利用者負担引上げなど、国民の暮らしは困窮したままです。

また南日本新聞、数日前にですね、中3の息子と2人で暮らす家庭の女性の声が載っていました。

「毎月、本当にぎりぎりの生活です。私は食事の回数を減らし、量も控え目にして、子どもがたくさん食べられるようにしています。」という言葉、発していちゃいます。

給食がない夏休みには、愛知県のみよし市では、全国初、自治体主導で昼食を提供するとしているようです。

今後さらに、防衛費、防衛特別法人税とたばこ税の増税が、そして、所得税には当分の間として期間の定めがなく、今後も税率が引上げられる危険もあります。物価は上がり、静かなる有事とも評される危機的状況で、町民の生活はますます大変になっていくことが目に見えます。町として、どのような対策が打てると、町長は思われますか。

○上野 俊市町長

防衛費増額の今、御質問をされたところでございまして、そういう中で、町民のためにどうしていくかということでございますけれども、もう冒頭申し上げましたけれども、もうこの防衛費の関係等につきましては、やっぱり国防という観点から議論されている問題でございまして、一自治体の首長の考えについては、これに対して表明することは控えさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほど申しましたように、今、消費税の減税の問題等々によりまして、大きな財源が必要となってくるということでありまして、地方自治体にとりましては、非常に厳しい財政運営をしなければならないというようなことも想定されるということを申し上げたところでございますけれども、そういう中にありまして、先ほど申しましたように、我々としましては、しっかりとこういう中でありまして、町民の生活を守るために、できる限りの対策は講じていかなければならないと思っているところでございます。これについては、引き続き全力でこれに取り組んでいく所存でございます。

○武 さとみ議員

防衛費については、東日本大震災復興のために徴収されている「復興特別税」の税率は2.1%でしたが、1%を防衛のための税に転用するので、復興には1.1%が使えないことにな

ります。そういうこともしているんです。

各自治体が独自に行っていた復興支援策や地域コミュニティのための取組が縮小、打切りを余儀なくされる可能性があります。

道路や防波堤などのインフラ復旧はできなくなって、被災自治体には、維持管理費の財政負担が重くのしかかり、人口も流出してしまうのではないのでしょうか。

そして、３７年を期限としていた復興税の課税期間を１０年延長するので、私たちから見ると負担増となり、ここまでして防衛費を増額する政府政権が私は許せません。

町民の声を聞いて、さつま町では、今、町長がおっしゃったように、ぜひ困窮している方々がいない、辛い生活を強いられないような施策を実行していかなければいけないと思います。

次、３点目についてです。

現首相の憲法感について、憲法をどうしようと思っているのか、御存じでしょうか。

現首相は２０００年９月の衆議院憲法審査会で、憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我らの安全と生存を保持しよう」と決意した」という、前文の一文を読み上げて、「非常におめでたい一文を、もし改憲の機会があれば真っ先に換えようと思っている。まず、前文には、目指すべき国家像を書き込む」と言っていたようです。

また、２００４年議員ではない、落選していた時に書いた「憲法改正のすすめ」という論文には、「国民の権利を政府が制限しやすくするのが理想の国家だ」と書いているようです。しかも、憲法に、緊急事態条項を条文化しようとしています。

これは、過去の歴史、ドイツでのワイマール憲法などにおいてもですが、政府に権力が集中することで、独裁を招いたり、人権が不当に侵害されたりする懸念があります。木村草太さんという東京都立大学の教授も、こんなふうにおっしゃっていました。

「国家権力が国民の権利、自由を奪ってはならないと規範を設定し、権力を制限するのが憲法だ」と言われています。この首相の憲法感について、町長はどうお考えですか。

〔「通告外でしょう」という声あり〕

○上野 俊市町長

あえてお答えさせていただきます。

憲法第９９条には、憲法尊重擁護の義務というのが規定されておりまして、公務員は当然ながら憲法第９９条に従って、これを擁護する義務があると私は認識しているところであります。

憲法の解釈につきましては、それぞれ、お考えあるかと思いますが、我々としては、憲法第９９条のこの憲法尊重擁護の義務、これに照らし合わせてしっかりと、ここは責務を果たしていくことが大事であろうと考えているところであります。

○武 さとみ議員

町長の気持ちは分かりました。

ただ、ペンライトデモとか、スタンディングとかやっている人たち、その方々がどういうことを訴えてらっしゃるかは、御存じでしょうか。

○上野 俊市町長

スタンディングが行われているということは、先ほど申しましたように意識しているところでございますけれども、それぞれのお考えがあって取り組まれていることでありますので、その内容等について、私のほうからお答えすることは控えさせていただきます。

○武 さとみ議員

現在やっている全国でのデモではですね、鹿児島でも、県内あちこちでスタンディングでもされていますけれども、労働組合ではありません。個人で、政府の政策に対し、危機感を強めた

人たちが集まっています。どういうことを言われているかというのは、あえて少し言いますが、「憲法変えるな」、「平和憲法今こそ活かせ」、「権力者側が憲法をさわるな」、「戦争反対」、「人権守ろう」、「自由を守ろう」、あとまたいろいろ出ています、スパイ防止法の成立強行絶対反対などと訴えられています。

今、抑止力とか言いながら、厳しい安全保障環境だということで、国が行っているいろんなことに対しての反対行動をされていると御存じだと思います。

自衛隊の命を守るためにも、戦争しないこと。町民一人一人が、今の日本の状況をしっかり見て、敵を仕立てて軍勢力を強化し、思想を弾圧した戦前と同じであることに想像力を働かせて、反対の声を上げていくことが必要ではないかなと思います。

だから、さつま町には弾薬は要らないです。私は誰が何と言おうと訴え続けていきます。

次、大項目の2項目めに入ります。

「人口減少に歯止めをかけるための方策について」です。

1点目、都市流出の背景には、教育や雇用の格差といった男女に共通する要因があります。

しかし、女性にとってはそれだけでは説明し切れない、より複雑で、切実な事情が存在します。地方社会に根強く残る文化的な価値観や性別役割への期待が、女性にとって、地元に戻りにくい、戻りたくないと感じさせるような大きな壁になっていると思います。具体的に、どのような改革が必要だと考えているか質問します。

それから、2点目に、基幹産業である農林畜産業が、高齢化に伴い、後継者がいない不安を抱えていらっしゃる方も少なくないです。

町として、全国から農業体験者を呼び込み、農業を受け継いでいく人を育て、人口減少に歯止めをかけるために、昨年度までのさつま町農林業いきいきプランの成果を活かしつつ、農用地を有効利用するための地域おこし協力隊員を募集し、担ってもらおう考えはないか、お聞きします。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、2項目めの「人口減少に歯止めをかけるための方策について」の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の「本町が直面する都市部への人口流出について」についてでございますけれども、これまでも都度、御質問いただいております、私自身この現状を重く受け止めているところでございます。

本町におきましては、本年度から新たな町のマスタープランとして、第3次総合振興計画がスタートし、その将来像として、「あなたの夢にまっすぐ、新たな挑戦が未来をつくる」を掲げまして、さつま町に住もう一人一人の夢、また、これからさつま町に来られる方々を応援できるまちを目指し、新たな気持ちで取組を進めているところでございます。

御指摘いただきました、都市部への人口流出でございますけれども、人口に関する統計情報をもとにしますと、まず見えてきておりますのが、社会増減となる転入転出の人口差について、若年層の転出超過が顕著であるという点でございます。

要因としましては、大学等の進学により、郷里を離れ、その後、就職により、そのまま定住に結びつくケースがあり、25歳から29歳の年齢では、一定程度、Uターンによる転入があるものの、依然として転出超過の傾向にあるところでございます。

総合振興計画の策定の根拠となります、令和6年度に取りまとめました、まちづくりアンケートの結果によりますと、多くの方がさつま町への愛着を感じている一方で、高校生を対象としたアンケート結果では、「希望する大学や就職先が地元でないこと」や「満足できる買い物場

所」また「飲食店、文化、スポーツ、娯楽施設がない」と答えた方が多く、この結果からも、大学などへの進学、希望する職種への就職、満足できる施設などを求め、転出するケースが多いことが伺えるところでございます。

そういったことから、本町では、新たな挑戦としまして、昨年度より、さつま町創成GDXセンターを開設いたしまして、在宅ワークなど、場所を選ばない新たな就労の形や、これまでになかった仕事の在り方を実践するため、必要とされるデジタルスキルの向上を目指し、セミナーを開催するなど、精力的に進めているところでございます。

このような新たな取組が、新しい地域就労の形や雇用を創出し、「さつま町に住みたい」、また「帰ってきたい」と思えるまちづくりの一步につながっていくものと考えているところでございます。

議員御質問の女性にとって地元に戻りにくい、戻りたくないと感じさせる大きな壁があるといった御指摘につきましては、従来からある固定的な観点や価値観が、ある種の支障となっていると考えているところでございます。

町としましては、そういった御意見に対し、第一に、無意識の思い込みの解消、第二に、各種会議等への女性の参画促進、第三に、働きやすい環境づくりの促進が必要であると考えているところでございます。

地域活動や地域行事におきまして、以前から、男性が中心となった体制が構築されており、こういった旧態依然とした体制から、男女の別によらないあらゆる世代がジェンダー平等となる地域環境を実現するためには、まず意識の醸成が第一でありますことから、これまでも県の協力をいただきながら、アドバイザー派遣や講演会、ワークショップなど、多様な取組を進めてきたところでございます。

意識の醸成につきましては、近道ではなく、継続した地道な活動こそが着実な意識の定着になるものと考えておりますので、これにつきましては粘り強く進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、これからの地域の未来を決める場におきまして、女性の声を反映させる仕組みづくりとしましては、各種委員会への女性登用率の向上を進めておりますが、地域の役員、また役職への女性登用が不可欠であると考えておりますので、地域の中でも、そういった体制づくりをお願いしていきたいと考えているところでございます。

働きやすい環境づくりでは、男性を含めた育児休暇の取得率向上など、ワークライフバランスの充実、本町が進めるDXによる新しい仕事や、就労の在り方などを進めているところであります。

次に2点目の「農林畜産業における後継者不足について」の御質問でございます。

本町の基幹産業であります、この農林畜産業におきましては、農業者の高齢化や後継者不足により農家数が減少するなど、深刻な状況にあります。午前中の一般質問等でも出されたところでございます。

町では、Iターン、Uターン、第三者継承などの新規就農に関する相談を担い手支援室で受けているところでございます。

相談については、親元就農、第三者継承のように、既存の経営体を引き継ぐ形態と新規自営就農のように、ゼロから農業経営を立ち上げる形態となります。

担い手支援室では、町・県・JAなどの関係機関を交えまして、1人の農業者に対し、1年以上の面談を行い、就農に対するやる気や栽培計画等に対して、実現可能な助言を行いながら、青年等就農計画などを作成し、今後の経営発展のため、さまざまな優遇措置のある、認定新規就

農者や認定農業者を目指すことを提案しているところであります。

特に、新規自営就農者は、栽培技術や経営ノウハウの習得期間が必要であり、農地・機械設備など、初期投資を自ら準備する必要がある、特に、この慎重な面談を行っているところであります。

過去5か年の実績といたしましては、相談者数延べ49名、相談回数91回内第三者経営継承が1名、新たな認定農業者が4名、国の経営開始資金を活用する認定新規就農者が11名、認定新規就農者から認定農業者へのステップアップが17名と、後継者の育成・確保を図ってきているところでございます。

また、お尋ねの地域おこし協力隊の関係等につきましては、現在5名の隊員が、地域ブランド「薩摩のさつま」の情報発信や販売促進、それから、特産品の販売力強化、薩摩中央高校の魅力化をミッションといたしまして、地域の活性化に取り組んでいるところであります。

農用地の有効活用と、後継者候補を見据えた農業分野への地域おこし協力隊の導入につきましては、全国の先行事例を踏まえながら、一つの手段として位置づけ、検討をしていきたいと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

○武 さとみ議員

今お答えいただいた、まず1点目の、女性に対する無意識のジェンダーギャップといいますか、そういう意識の変容についての取組のことなんですけれども、先日も、男女共同参画社会に向けての講座をわざわざ鹿児島に行かなくてもこちらで、モニターを見ながら学習する機会を役場で設けてくださっていたので、1回目を参加したんですけれども、役場の職員のほうでも、この共同参画に関する研修等を設定されているのでしょうか。

○大平 誠総合政策課長

役場職員に対しまして、そういった研修会なり、セミナーを開催しているかといいますと、県と連携をしながらですね、毎年実施をしているところでございます。

直近でいきますと、12月に、男女共同参画みんな会議開催とかですね、その前にはもうセミナーというものを県のアドバイザー派遣事業を活用しまして、そういった取組をしているところでございます。

○武 さとみ議員

その研修には、ほとんどの方が参加、学習に出席されるのでしょうか。

○大平 誠総合政策課長

職員に対しましては、インフォメーション等を通じまして、お知らせはしております。

そういった中で、参加できる方が参加していただいているというようなスタイルで参加をお願いしているところでございます。

○武 さとみ議員

この男女共同参画については、たもつゆかりさんという講師の方が、いろいろお話をしてくださるんですけれども、なかなか進んでいかないということをすごく悩んでいらっしゃいました。

まず、自治体職員がしっかり学習をするということは、その意味でもとても大事ではないかなと思いますので、もっともっと、この学習をするように仕向けていただけたらなと思います。

上野千鶴子さんという日本のフェミニストの社会学者がいらっしゃるんですけれども、多分皆さんも御存じだと思いますが、2019年の東大の入学式の祝辞で言われた、「頑張っても、後世に報われない社会が待っています」というフレーズで、共感を呼んだ方です。

この東大の女子でも2割の壁というのがあって、東大の女子学生が2割しかいない。こうい

うことが、日本のジェンダーギャップを象徴する課題だということを言われています。

女性は生まれて、自分自身の本当経験からですけれども、おぎゃあと生まれた直後から、「何だ、女か」という呪いの声が待っています。

女性に対して、「女は浪人しないほうがいいだろう」とか、「女のくせに理系ができるって変わっているね」とか言われたりですね、あと18歳になるまでに、さっき言われました男向けコース、女向けコースっていうのが決まっていると、この上野さんも話されています。

必要な条件が整っていなければ、雇用はどれほどあっても女性が戻りたい、住み続けたいとは思えないです。地域に根強く残る意識の壁を取り払うことが何よりも必要だと常々感じています。

まず最初に、意識改革についてですけれども、学校行事等、参観は母親が行くべきだとか、家事や介護は女性が担うものとかいった見えないルールが今も地域には残っています。

ほとんどが共働きの時代に、母親だけに求めるのは現実的ではありません。暗黙の前提があることで、女性には大きな負担がのしかかります。

だんだん少しずつ変わってきてはいますけれども、やはりまだまだそういう意識が残っています。

女は結婚して、出産して、子育てするのが当たり前という一つのモデルに当てはめてしまいがちです。

独身の女性や子育て世代、キャリア志向の女性、それぞれに抱えるニーズは違うはずです。

こうした文化的圧力とか、多様性の欠如が、やはり女性に、特に、ここには戻りたくないと思わせるような大きな理由になっているのではないのでしょうか。

この意識改革の点で、もっと具体的に、どうしていったらいいかを町長のお考えをお聞きたいです。

○上野 俊市町長

これまでもですね、本会議でもお答えしたことも幾度かございますけれども、今、武議員が言われたようにですね、長年歴史の中で、そういう時代を経て今ありまして、なかなか考えというのはなくならない部分がございます。

昨今、時代が、このような時代になりまして、もうだいぶ、この男女の差といいますかね、それは考え方も、だいぶなくなっていると思いますけれども、やはりまだまだ、完全にこれがなくなっているわけではございません。

先ほど答弁でも申し上げましたように、これは地道な、やはり活動が必要だろうと思っていますし、それぞれ一人一人のですね、やっぱり考え方を変えていくと、このためにどういうことが大事かということを先ほどありましたように、さまざまな研修やら、いろんなイベント等を通じたり、このようなことをしながらですね、ここはもう意識を変えてもらう、この取組を地道にやっぱり進めていく必要があるかと思っています。

これは、簡単にはなくなれないかもしれませんが、もう先を見ていきますと恐らく、そう長くないうちに、やっぱりこの考え方というのは変わっていくものだろうと思っていますところであります。

それには我々も、行政としてできることはしっかりと進めながらですね、これには取り組んでいきたいと思っています。

ここにいらっしゃる議員各位も含めてそうでございますけれども、やはり、それぞれの地域等でも、やっぱり声を出して、「もうそなた、男、女、男女関係なかとじゃねえか」というようなこともですね、話をしていただきながら、また逆にですね、女性の方々につきましても、先ほ

どありました地域の役員とかというのもですね、積極的にやはり出ていただいて、なっ
ていて、その場でやっぱり変えていくというのも大事だろうと思っていますので、そ
ういう意識の醸成を含めた、この研修等もですね、また取組も進めていきたいと考
えているところであります。

○武 さとみ議員

では研修等にも、多くの方が出席して研修していただけたらと思います。

あと、働きやすさについては、先ほども午前中もフォーバルの話が出ていたん
ですけれども、コールセンター業務を担ってもらっていますけれども、やはりそ
ういう女性の活躍の様子をロールモデルとして紹介をする。そうすることで、
多くの人がこんな場所があるんだ、こんなことができるんだと、さらに挑
戦する人が増えると思いますので、ぜひ、多くのいろんな場で紹介して
もらいたいと思います。

基幹産業である農林畜産業を、もっと後継者を探すために、地域おこし協
力隊員を募集してもらいたいと、私は考えているんですけれども、田舎の良
さを活かして人を呼び込むということ、ぜひやっていただきたいと思いま
す。

本当に今テレビでもよく、私の大好きなぽつんと一軒家っていうのがある
んですけれども、「本当に田舎っていうのはいいよ」っていうことを今テレビ
でもよくやっていますので、そういうところに乗っかって、私たちもぜひさ
つま町を、農業をやってみたい、こういうのがあるよっていうところを伝
えてもらいたいなと思います。

例えば、タケノコ農家、うちもタケノコ農家なんですけれども、すごく重
労働ですよ。だから若い人でないと大変です。こういうのをしてくださる
若い人、本当に寄せてもらいたいな。

あと、花の苗をされている方も、後継ぎがいらないと困っていらっし
やいます。すごく大きな所でやってらっしゃるんですけれども、後継ぎを
探していらっしゃるか、とにかく呼び込んでもらいたいなと思いますので、
地域おこし協力隊員という、そういう先ほどちょっと説明が私はちょっと
聞き取れなかったもので、そういうことができるのかどうかを、もう一度
教えてください。

○山口 良浩担い手支援室長

農業系の地域おこし協力隊につきましては、新規就農のための準備、研
修等が一つ。そしてまた、先ほど議員の言われました、地元農家の手伝い、
栽培とか、収穫の補助ですね、そういうのがあります。

そしてまた、特産品づくり、ブランドづくり、そしてまた、農産物の販
売・PR、そして最後に、有機農業とか、スマート農業の取組、そういうのが
ですね、地域おこし協力隊の例として、全国的にあるようでございます。

それらを活かしながらですね、町といたしましても、どこのメニューに、
どういう方々が、必要なのか、そしてまた、どういう事業に地域おこし
協力隊の方々が来てもらえるのか。そういうのをですね、これから先、検
証してまいりたいというふうに考えます。

○武 さとみ議員

地域おこし協力隊員でなくても、役場の方が大変忙しいので、そういう
ことをしてみたいという方がいらっしゃれば、本当にそういう方に担って
もらって、ぜひまた、さつま町の農業を活性化できるように、努めていき
たいと私も思っています。

以上で、私の一般質問を終わります。

〔武 さとみ議員降壇〕

○新改 秀作議長

以上で、武さとみ議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね2時10分とします。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時10分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、4番、徳留和樹議員に発言を許します。

〔徳留 和樹議員登壇〕

○徳留 和樹議員

お疲れさまでございます。

本日、最後の一般質問者となりました。私自身、稲作農家の一人でもございます。この6月は大変多忙な時期を迎えております。

本町におきましては、春の一番茶の収穫に始まり、いよいよ本格的な農業シーズンが到来いたしました。しかしながら、昨今、目まぐるしく変化する世界情勢に伴い、農業従事者を取り巻く環境は厳しさを増しており、なかなか安心して日々の営農に励むことができない状況が続いております。

本日は、本町の農業従事者の皆様が少しでも安心して、持続可能な農業を営むことができるよう、生産者の声を代弁する思いで質問をさせていただきます。

それでは、質問通告に従いまして質問に入らせていただきます。

大項目1、「本町の基幹産業である農業の政策は」。

世界情勢が目まぐるしく変わり、物価上昇も収まらない中、本町として、どのように基幹産業の農業を支えていくのか。

(1) 喫緊の物価高騰により、資材価格等も高騰する中、農作物の価格安定の見通しが立たない状況において、農業所得の向上に向けた本町としての考えはないか。

(2) 今後、重点品目等の価格安定に向け、農作物に特化したさつま町のプライベートブランドの創設を検討する考えはないか。

1問目の質問とさせていただきます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、徳留和樹議員の1項目めの「本町の基幹産業である農業の今後の政策について」の1点目、農業所得の向上についてでございます。

最近の農業・農村を取り巻く情勢につきましては、午前中の一般質問等でもお話をさせていただきましたけれども、農業従事者の減少、高齢化に伴う農業基盤の脆弱化、デジタル化の急速な進展、持続可能な開発目標に対する国内外の関心の高まりなど、これまでとは異なり、新たなこの時代への対応が必要となってきたと感じているところでございます。

また、ロシア・ウクライナ情勢、米国とイランなどの動向が農業に及ぼす影響、円安等による燃油・肥料・飼料等の高騰、人口減少に伴う消費の減少が見込まれているところであります。

このような状況の中にありまして、将来の地域農業を考えるときに、この地域の農業を誰が、どのような形で支えていくのかということが非常に重要になってくるところであります。

町としましても、認定農業者の確保、集落営農の推進など、担い手の確保に取り組むとともに

に、農業労働者の確保につきましては、経営継承を伴う農業の後継者や新規就農者を県・JA北さつま・町の3者が一体となった支援チームを編成いたしまして、育成確保、機械設備の導入補助等、各種の経営支援策を講じているところでございます。

御質問の農業所得の向上に向けた本町としての考えにつきましては、第5次の農林業いきいきプランを基軸といたしまして、農家が再生産できる価格の維持をどう図っていくか、小規模・高齢化中心の農業からスマート技術を使った大規模で収益性の高い農業への転換を進めていく必要があると考えているところであります。

こういう中におきまして、工種別にちょっと申し上げてみますけれども、園芸・果樹・工芸作物等では、今後も引き続き、関係機関との連携を図りながら、重点品目を中心に推進するとともに、収益性の高い新たな作物への転換を進め、水田農業関係につきましては、基盤整備事業による農地集積を推進し、区画の大型化、スマート化、かんがい排水施設の整備による高収益作物等の導入を進めてまいりたいと考えております。

畜産では、子牛生産率の向上と事故防止対策に努め、子牛せり市への上場頭数の維持・拡大を図り、認定農業者や集落営農組織等につきましては、大型農業用機械やスマート農業機械等の導入による省力化対策を進めてまいります。

また、焼酎や牛肉、お茶などの輸出を促進しまして、海外価格による販売額の増加や、国内外での有機認証制度等を利用した、付加価値の高い商品を生産することによる単価アップの取組を進めてまいりたいと考えております。

今後、地域農業が将来に向かい、希望が持てる稼げる農業へと進展する取組を進めるなど、農業所得の向上につながるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目の農作物に特化したさつま町のプライベートブランド創設についての御質問でございます。

町では、愛着と誇りを持てるまちの未来に向けまして、令和3年度に北さつま農業協同組合・さつま町商工会・一般社団法人さつま町観光特産協会、それに、さつま町が団体組織の垣根を越え結束いたしまして、町全体の地域ブランドとして「薩摩のさつま」を設立いたしましたところでございます。

設立以降、加工食品や工芸品、菓子、酒類、農畜産物などがブランド認証され、令和7年度末で36事業所61商品となっており、農畜産物については、お茶、牛肉、トマトなど17品目が認証されているところであります。

現在、第5次の農林業いきいきプランでの重点品目は、先ほど、堅山議員のところでもお答えいたしましたけれども、今後、重点品目の価格安定を図るには、生産者が持続可能な収益を確保し、消費者に対しては負担を抑え、安定した価格で商品を提供することが重要となります。

農林畜産物の生産におきましては、消費者のニーズを把握し、栽培技術や品質基準、出荷規格の統一化を図り、安定した出荷につなげていくことが重要であります。

地域の農林畜産物をブランド化することで、地域の知名度の向上や観光、加工品などへのこの波及効果も期待されるところでございます。

また、減農薬や有機栽培に加え、生産から加工・販売まで一貫して行う6次産業化などによる付加価値を高める取組もありますことから、効果的なマーケティングを通じて、農産物の魅力を引き出し、消費者に届けることで、需要拡大と価格安定を可能にできていると考えているところであります。

今後におきましても、生産者や関係機関と一体となりまして、栽培技術指導や販路拡大、販路開拓、情報発信等の検討を進め、町全体での地域ブランド「薩摩のさつま」として推進・拡大

をしてまいりたいと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

○徳留 和樹議員

御回答いただきました。

1問目の回答で、だいたい自分が思っていた回答が返ってきたので、2問目をどうしようかというところではありますが、自分が付加価値を、何ですかね、稼げる農業ということでまず自分が考える農業振興の第一歩はですね、担い手や新規就農の確保だと思っております。

これからの農業者は、それぞれのスタートラインが違うため、個々のレベルに合わせた指導が欠かせないと思います。

このような各農業者の状況に応じた今後の支援策を打ち出していくことが、稼げる農業の第一歩になるのではないかと考えております。

そこで、町として、稼げる農業に向けた最初の取組をどのようにお考えか、お聞かせください。

○山口 良浩農林課長

まず、農林水産省の新規就農者に対する助成としまして、就農に向けての必要な技術を習得する研修期間中の研修生に対する就農準備資金の提供、そしてまた、新たに経営を開始する者に対しましての資金を交付する経営開始資金、そして、就農後の経営発展のための機械施設等の導入の支援、経営発展支援事業等々、挙げられております。

そしてまた、先ほど町長のほうも説明いたしました、町としましては、町単独事業の補助として、特に新規就農者に対して、初期投資に多額の費用を要することから、令和8年度から補助率を30%から50%に、併せて上限額も、認定新規就農者には100万円から150万円に増額して助成を行おうとするところでございます。

○徳留 和樹議員

新規就農者や、また新たな農業者がですね、農業をはじめやすい、そしてまた、農業販路を拡大によって価格が安定して農業を持続的に続けていけるように取り組んでいただければなと思っております。

次の質問になりますが、現在、国や関係機関から少しずつコスト指標が打ち出されております。

消費者側にも、生産に係る最低限のコストが可視化されるようになってまいりました。

しかしながら、現在の激しい物価高騰のスピードを考え見れば、示されたコスト指標だけでは網羅し切れないのが現実だと思います。

そこで、町としても、これからのコスト指標をベースとしつつも、急激な情勢変化に柔軟に対応し、農業者の皆様が将来にわたって安心して作付けができるよう、実効性のある取組を進めていくお考えはないのか、町の見解をお聞かせください。

○山口 良浩農林課長

先ほど、堅山議員の質問にもありました、いきいきプランの関係で、園芸と果樹の専門指導員の先生方に、生産収益性標準額の作成を今、依頼をしているところでございます。

議員が言われるように、コスト指標ですね、そういうのもですね、プランの中で、つくり上げましてですね、それを生かしながら、今後におきましてはですね、消費者は、より安く、生産者はより高くといったような、立場、立場での考え方の違いがあります。市場と密な話合いの中、出荷数量の安定や品質の保持と、市場が求める基準を各生産者が理解してもらい、コストがこれだけですよということで、産地として、市場との信頼関係を築き、販売額の安定化を図る必要が

あるというふうに考えているところでございます。

そしてまた、市場においては、コストの指標、議員が言われました、義務づけがですね、卸売市場法で組み込まれております。

生産者のコストの見えるせり価格の設定を示してですね、消費者と農業者の双方が納得する価格帯の形成を図ることが今後求められるようになります。

今後においてもですね、生産において、価格の安定化に伴い、市場価格に一喜一憂することなく、持続可能な営農につなげていけたらというふうに考えているところでございます。

○徳留 和樹議員

今まで、なかなかこのコスト指標というものが、市場というか、なかなか出回ることがなく、また市場の価格によって、去年はよかったけれど、今年は、米に関してにもなりますけれども、暴落する日があるのではないかという、なかなか農家さんとしては、去年の経営状況で行きたいけれど、また投資がしたいけれど、なかなか価格が決まるまでは投資することもできない。また、担い手新規就農者に、新しく農業をはじめてほしいとなかなか言えないところもあるかと思いますが、このコスト指標が出ることで、本当に最低限の農家さんのかかるコストというのが、皆様に周知できると思いますので、この辺を町としても、さつま町でこれぐらいのコストがかかっているんだっていうものをどんどんどんどん打ち出していただきながら、各農家さんが、今後また来年、再来年と計画的に農業ができていけるようになると、少しずつ稼げる農業につながっていくのではないかなと思いますので、また今後の支援をぜひとも、よろしくお願いしたいと思います。

もう次になりますけれども、稼げる農業に向けた取組にはさまざまな困難が伴うものと存じます。

しかし、本町の基幹産業が農業であるからこそ、市場価格任せにするのではなく、皆様が毎年安心して経営に取り組める環境を整えることこそが、さらなる高品質な作物の生産につながるものと考えます。

また、価格の安定化が図られれば、新規就農者や新たな担い手が、職業としての農業を選択しやすくなり、結果として、将来の農業者の確保にもつながるのではないのでしょうか。

所得向上に向けては、個々の農業者の自助努力も不可欠です。

しかし、市場価格に依存したままでは、価格暴落など、不測な事態に直面した際、自助努力だけで耐え抜くことは極めて困難であると思います。

激動する市場環境の中で、揺るがない稼げる農業の実現に向け、町としても、生産者を強力にバックアップをする支援策を要請いたしまして、次の質問とさせていただきます。

(2) のプライベートブランド創設についての質問をさせていただきます。

農業者の皆様は、日々の厳しい作業の中にも、より品質が高く、消費者から、おいしいと喜んでいただけるような技術向上と創意工夫に取り組まれています。

そうした高品質な作物に付加価値をつけ、高単価での販売につながるための強力な手段こそがブランド化の推進であると考えます。

私は、プライベートブランドの根幹をなすものは、消費者からの安心と信頼であると思っております。

今後、ブランド化を推進するに当たり、単なる市場価格の安定にとどまらず、安心と信頼という目に見えない価値を確かな付加価値へと変え、より高単価での販売戦略へとつなげていくべきだと考えますが、町としてのお考えをお聞かせください。

○山口 良浩農林課長

付加価値をつけて、高単価での販売につなげていくということは、まず第一に、ブランド基準の統一した設定が必要になってくるかなというふうに考えます。

栽培方法、有機なのか、特別栽培なのか、観光なのか、そしてまた、糖度や色合い、成分の数値化、そういうのをですね、ある程度統一して、賛同する生産者と一緒になりながら、ブランド化を目指す計画策定を図る必要があると考えます。

まずは、この基準を目指すための勉強会や研究会等の仲間づくりを通じて、基準の安定化、統一化を図りながら、地域ブランド確立に向けて調査研究を今後進められたらなというふうに考えているところでございます。

○徳留 和樹議員

御回答いただきました。

私も米のほうで各農業者とお話をしたりすることがあるんですけど、今、昨年から、米の品評会のほうに出させていただいたりする中で、今後、おいしい米、食味を求めていくのであれば、「さつま町でブランドがつくれればいいよね」という話も、少しずつやはり上がってきているところであります。

なかなか価格が安定しない中で、自分たちがどのように価格を安定して、高い価格で販売ができていくかが今後の稼げる農業にもつながってくると思っておりますので、大変難しい部分はあるかと思いますが、地域のブランドとして、農作物をブランド化できれば、今後、さつま町で農業をしたいという方々もまた増えてくるのではないかなと感じているところであります。次の質問であります、回答の中で、「薩摩のさつま」ブランドが出てきましたが、「薩摩のさつま」ブランドの推進をしていくにあたり、町として、今後どのように推進活動に取り組んでいくか、お聞かせください。

○山口 泰徳さつまPR課長

町・JA北さつま・商工会・観光特産協会の4つの団体が組織の垣根を越え、商品の価値を伝えていくことを大切にしながら、褒め合い、支え合いを体現するお隣さんのソムリエの精神を大切に、「薩摩のさつま」ブランドの認知の向上に向けて現在、取り組んでいるところでございます。

現在は、36事業所61商品が認証されておりますが、令和10年度までに100商品の認証を目標としているところでございます。

また、令和3年の発足から定期的に、東京・大阪・福岡などの都市圏において販売促進活動を展開しておりますけれども、今年から愛知県において、初の販売促進活動に取り組む予定としております。

さらに、昨年に引き続き、ソラシドエアの機内誌6・7月号において、「薩摩のさつま」を含めたさつま町特集も11ページにわたって掲載していただいたところでございます。

今後もさまざまな機会をとらえ、周知啓発を行い、認知度向上によるブランド推進に努めてまいります。

○徳留 和樹議員

この「薩摩のさつま」ブランドであります、たくさんの認証者がいらっしゃって、すごく魅力的なブランドだなと自分も思っているところであります。

また、販路拡大に向けてさまざまなPR活動を行っているところも、本当に一生懸命頑張らせてされているなというのを本当に思っているところであります。

ですが農業というか、農作物においては、各部会があるところは、なかなかこの「薩摩のさつま」に入りたくても入れないんだという声も聞いたり、また今後、このブランド化をしていく

中で、農作物をこの「薩摩のさつま」に入れていくというお考えが今後あるのか、お聞かせいただけますか。

○山口 泰徳さつまPR課長

認証品の中で農産物の関係は、現在17品目というようなことでございますが、直近では、令和7年度に養鶏農家が、鶏ふんを使った、お米を認証されたところでございます。

加工品、農産物いろいろございますけれども、農産物のほうも、どんどんセミナーに参加していただいて、また認証を受けていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

○徳留 和樹議員

今後、自分たちも、より良いものを作って「薩摩のさつま」ブランド、町が本当に推進をしていっていただければ、ここに本当に付加価値をつけた自分たちの作物がしっかりと出していけるように、また皆様に呼びかけができるようにしていければなと思っております。

プライベートブランド化に向けましては、御答弁もありましたとおり、容易なことではないと認識しております。

しかし、先ほどの質問とも重なりますが、本町の基幹産業である農業をいかに稼げる農業へつなげていくかが極めて重要だと思っております。

高品質な作物を生産できれば、高単価での販売が可能となり、さらに町独自への販売販路を持つことができれば、市場価格に左右されない安定した農業経営が実現できるのではないかと思います。

ブランド化へのハードルは決して低くありませんが、町全体でこの取組を推進していくことで、さつま町で農業を営み、高品質な作物をつくりたいと志す農業者も増えてくるものと思っております。

本町には挑戦意欲の高い方々が数多くいらっしゃいます。そうした意欲ある生産者の皆様を力強く後押しをし、伴走していただけるような支援策を要請いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

大項目2になります。「環境資源を生かしたまちづくりについて」。

本町は、ホテルの生息地や県指定の文化財であるカワゴケソウなど、世界に誇る生物、植物が存在する。今後、このような資源を活用した新たな観光誘致の考えはないか。

(1) 本町に生息する生物、植物など、地域の自然に触れるツアーなどを企画する考えはないか。

(2) ホテルが本流にも少しずつ戻り、支流や二渡新田用水路では、本年多数のホテルを観光することができたと聞く。ホテル舟の再開や新たな形での鑑賞会に向けた考えはないか。

(3) 学校教育の中でも、郷土教育を行っているが、今後さらに推進・強化していく考えはないか、お聞かせください。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、2項目めの「環境資源を生かしたまちづくりについて」お答えさせていただきます。

まず、1点目の自然に触れるツアーの企画についてでございます。

町内には、町民によって整備されました観光スポットが多数ございますけれども、1例を紹介しますと、春には、桜・ツツジ、夏には、スイレン・ハス、秋には、彼岸花が咲き誇り、季節ごとに町内外から多くの見学者が訪れていくところでございます。

また、町の生涯学習では、県の植物同好会の講師をお招きしまして、紫尾山の植物を知る講座を実施し、紫尾山頂までの植物を見て触れる体験ツアーなども実施しているところであります。

御質問のツアーなどの新たな企画につきましては、町内で確認される生物、植物など、有効活用した自然に触れるツアーや、旬の時期におけるイベント開催なども想定されているところであり、実施につきましては、町の観光特産品協会による企画や、町のにぎわいイベント支援事業費補助金を活用した住民企画型のイベントの提案なども行っているところであります。

次に、2点目のホタル舟の再開や新たな形での鑑賞方法についてでございます。

御案内のとおり、さつま町では2002年から神子地区での奥薩摩ホタル舟、翌年から二渡地区での二渡ホタル舟が運航され、奥薩摩におけるピーク時は、2005年でございますけれども、16日間で、約3,300名が乗船しておられたようでございます。

しかしながら、令和2年の新型コロナウイルスの感染拡大による中止や、令和3年7月の豪雨以来、ホタルが激減しましたことから、奥薩摩のホタル舟は7年連続で運航を中止し、二渡ホタル舟は、令和5年度で運航を終了されたところでございます。

そのため、町では、さまざまな視点からホタルの再生に向けた取組を検証し、広域的な対策の探求とホタルを中心とした観光資源づくりを目的としまして、令和6年5月に「ほたる再生プロジェクト協議会」を設立し、川内川河川事務所をはじめ、鶴田ダム管理所や県、奥薩摩のホタルを守る会や学識経験者、民間企業などを委員に任命し、川内川や支流におけるほたる再生に向けた取組を実施しているところでございます。

また、川内川河川事務所におかれましては、川内川のさまざまなポイントにおいて、ホタルの幼虫やカワニナのモニタリング調査の実施や、時吉地区において、川の流れを緩やかにする水制工を施工され、ホタルの住みよい環境づくりに取り組まれているところでございます。

なお、ホタル舟の運航に関する取組につきましては、奥薩摩さつまの「ほたるを守る会」により、イベント中止後もホタルの飛翔状況の確認を毎年行っており、今年につきましては、5月19日に神子地区で試験運航を行った際に、私も乗船し、ホタルの飛翔状況を確認しておりますけれども、乗船口では、ホタルの回復の兆しは見られたものの、運航ルート全体におきましては、残念ながら全盛期の1割にも満たない程度の飛翔状況であると確認したところであります。

このようなことから、ホタル舟の運航再開につきましては、ほたるを守る会とも協議中でございますけれども、このような現状から考えますと、ホタル舟の運航再開は、現段階では非常に厳しいものと考えているところであります。

現在、川内川の支流におきましては、ホタルの飛翔を多数確認できたところでございまして、5月の13日に同協議会主催によりまして、二渡新田用水路におきまして、ホタル鑑賞会を試験的に実施したところ、協議会関係者ほか、報道関係者の方にも多く参加いただき、鑑賞会の様子を報道していただいた結果、町内外から場所の確認など、多くの問合せもあったところでございます。

また、私自身も2回現地に赴きまして、確認をしたところでございますけれども、非常に多くのホタルの飛翔を確認できたところでございます。

今後につきましては、協議会による取組としまして、町のホームページ上で、鑑賞ポイントマップを掲載するほか、二渡地区の川内川本流におきまして、専用船を使用した小規模なこの鑑賞会を検討するなど、本町全体で観賞ポイントと捉え、「ホタルの町 さつま町」の復興に向けた取組の強化も図ってまいりたいと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

〔中山 春年教育長登壇〕

○中山 春年教育長

私からは、徳留和樹議員の「郷土教育について」の御質問にお答えいたします。

本町、教育委員会が進める郷土に誇りを持ち、郷土を大切にする心を育成する教育活動の「さつま学」は、子どもたちの豊かな人間性と地域への誇りを醸成する上で大変重要であると確信しております。

現在、町内小・中学校における郷土教育は、本町の人材、自然、産業、伝統文化などの素材をテーマに、総合的な学習の時間などを活用して進めております。

議員御指摘のホタルにつきましては、本年度、鶴田小学校が北薩広域公園のビオトープにおいて、ホタルの生態について学び、清掃等の環境整備体験活動やカワニナの放流を実施いたしました。

また、宮之城中学校分教室でも講師を招き、ホタルの生態、生育環境、山崎校区での観察事例について学んだところです。

その他、山崎小学校が今後、「みんなの川内川」という活動の中で、ホタルを含む、水生生物について調べる学習を計画しているところです。

町内には、昨年度から始めた個人探究学習「さつま未来クエスト」で、川内川の生き物をテーマにして進める児童生徒もおります。

次に、カワゴケソウについてです。

カワゴケソウに特化した取組を現在行ったり、計画している学校はありませんが、社会教育課が主催する「ふるさと体験塾」におきまして、今年度、穴川に生息するカワゴケソウの見学をはじめ、新たに国の登録有形文化財として登録の答申がされています、小牧醸造の石蔵とれんが造りの煙突、与謝野晶子・鉄幹の歌碑などを探索する機会を現在、計画しているところでございます。

ここ数年、学校教育課や社会教育課が主催する各種体験事業につきましては、町外施設等の利用から、参加児童生徒は、町内の施設や環境資源を肌で感じるような取組に回帰させているところです。

なお、さつまカルタに、「久富木川 輝く川に カワゴケソウ」という読み札があり、小・中学生は、さつまカルタをとおして、カワゴケソウが町内に生息していることは認識しております。

町内の人材、自然、産業、伝統文化などの素材に関連した44の句からなる、さつまカルタが、児童生徒の郷土教育には大きく寄与していると感じているところです。

教育委員会としましては、これからも、本町の教育資源などの素材を活用した郷土教育が、学校をはじめとして、あらゆる場面や機会をとらえて展開されるよう働きかけてまいります。

〔中山 春年教育長降壇〕

○徳留 和樹議員

御回答いただきました。

私も今年、春の桜の季節からですね、久留米ツツジ山や、ちくりん公園の藤棚、筍の山だったり、そして紫尾山へと足を運ばせていただきました。

本町は本当に自然が豊かで、多彩な観光資源があるなと本当に感じたところでありました。

また、こんだけ良いものがあるのに、なかなかさつま町に足を運んでいただくことが、どう足を運んでいただければいいのかなと、考えることがたくさんありました。

また今後、ツアー等少しずつできたりとか、また、ガイドブック等で、この時期にはここに行く、そういう何かルール化というか、そういうものがどんどんできていければ、周知していた

できれば、また自然とさつま町に足を運んでいただく方が、増えてくるのではないかなと感じたところでありました。

また今後、水辺のほうに目を移しますと、本当にカワゴケソウだったり、ホタルだったり、なかなか町外の方々がホタルを見たり、カワゴケソウを見たりというところでは、本当に1匹でもですね、ホタルが出ているのを見るだけで、感動する子どもたちも今年、目にさせていただきました。

自分たちとしては、なかなか、たくさんいた頃の感動を持っている自分たちからすると、すごく少なくなって少し残念だなんて思う気持ちもありましたけれど、やっぱり1匹でも見て、感動してくれる子どもたちが、大人たちがいるのであれば、今後、さつま町の魅力として、発信していくべきだなと感じたところでありました。

また、このホタル舟に関してですが、7割の回復まで運航が厳しいとされていますが、自然環境などの時期で、回復するのが大変難しい問題もあると思いますが、現在1割程度だと回答にもありましたが、今後、回復していく状況を見せていく取組等はないのか。

少ないホタルでも見に来てくださるコアなファンの獲得を、今後、ほたる再生に向けた取組につなげていけないか、お答えください。

○山口 泰徳さつまPR課長

ホタル舟につきましては、乗船料をいただいてサービスを提供するというスタイルで取り組まれてきたことから、ある程度のホタルの飛翔がないと運航しないということ、奥薩摩ほたるを守る会の方が言われておったところでございます。

また、二渡地区では、川内川と二渡新田の用水路が並行して流れておりまして、用水路で飛翔が多数確認されたことから、舟だけでなく、町道をその時間だけでも通行止めにし、安全を確保しながら、散策するようなイベントも、今後は検討してまいりたいというふうに思います。

○徳留 和樹議員

本当に乗船料等いただいてっていうところでは、なかなか難しい部分もあるかと思いますが、少しずつ回復してきているホタルをどうにか、また、町外の方々に見せていただける環境をつくっていただければなと思っております。

また今、言われたようにちょっと二渡地区のほうでは、私も、ホタルを見て歩かせていただきました。また、自分の知り合いのホタルが好きな方々がイベントをしてくださり、またその中で、「本当に、新田沿いを通行止めにしてもらえたらいいよね」という話もありました。

また、テレビ等にも報道されてからですね、自分も何回か行かしていただきましたけど、車の交通量もやはり増えて、地域の住民の方々も、あまり増えると、また苦情等来るのかなあと思ったりするところでもありましたし、少しずつルール化をしていただき、また時間帯、地元優先ではありますけれど、時間帯によって通行止め等していただけると、また子どもたちも、ホタルに集中して見たりできると思いますので、今後、そういう働きかけをしていただければなと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

5月の13日の日にホタルの鑑賞会をされたと聞いておりますが、これは、一般の方には周知されてないようだったんですけど、今後、来年以降ですかね、周知して、またお客様を呼んでいただくようなイベントにしていきたいのか、お聞かせください。

○山口 泰徳さつまPR課長

今年につきましては、5月のほたる再生プロジェクト協議会で、協議をした中で急遽決定をした部分もございまして、今回は、事務局と、あと報道関係者の方で実施をしたところでござい

ます。

できましたらですね、町民に対して呼びかけもしたかったんですけども、周知期間が短かったこと等もありまして、本年度は事務局のみで実施をさせていただいたところであります。また来年度につきましてはですね、一般の方の参加もできるように、また検討していきたいというふうに考えております。

○徳留 和樹議員

ぜひとも、来年以降周知をしていただいて、少しでもさつま町にホテルを見に来ていただけるように、よろしくお願いいたします。

また学校教育の中でありますけど、自分も学校教育の中で、山崎にカワゴケソウというものがあったというのは、僕はつい先日知ってですね、山崎にいながら、久富木川を毎日見ながら育ったんですけど、恥ずかしいながら、先日、初めて知ることができました。

また自分の学校時代に、本当に学校教育の中で習ったかなっていう記憶をたどっても、なかなか自分は出てこなかったんですけど、今後、ホテルだったり、カワゴケソウだったりっていうところがですね、少なくなっていくのか、また増えていくのかって、すごく難しいところではあると思うんですけども、また子どもたちが今後、10年後、20年後に、私たちの町には、こういう世界に誇る生物だったり、植物があるっていうのを、どんどんどんどん学校教育の中で学んでいただき、10年後、20年後、未来につながるような教育をしていただければいいなと思っております。

すごく環境資源、本当に子どもたちが感動する姿を見て、自分も本当に感動することができました。

また学校の教育の中で、子どもたちが生物植物を学ぶことで、また次の世代につないでいってくれと信じておりますので、ぜひ学校教育の中でも今後、またさらに強化をしていただければなと思っております。よろしくお願いいたします。

最後になります。自分もこの1年間、議員として活動をさせていただく中で、なかなか、さつま町の魅力をどう発信していけばいいのか、また、さつま町に人をどのように呼んでいけばいいのかと、考えさせる時間がたくさんありました。

自分がこうしたほうがいいんじゃないかっていう案は、なかなか難しいところもありましたけれど、今後、町としても、本当に企画、計画、実行と、町としてやっていくのは、なかなか厳しい部分もあるかと思えますけれど、いろんな支援策の中で、民間の方々に支援をしていながら、さまざまなイベント事が復活して、また新たなさつま町の魅力が発信していけるように、支援していただければなと思っております。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

〔徳留 和樹議員降壇〕

○新改 秀作議長

以上で、徳留和樹議員の質問を終わります。

△散 会

○新改 秀作議長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後2時52分

令和8年第2回さつま町議会定例会

第 3 日

令和8年6月11日

令和 8 年 第 2 回 定 例 会 一 般 質 問
令和 8 年 6 月 1 1 日（第 3 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
6	(11) 有 川 美 子	1 犯罪被害者等支援条例の制定について 近年、高齢者宅を狙った強盗事件発生や交通死亡事故等の報道があり、町民から不安の声がある。本町で事件が発生しなくとも、近隣や旅先などで犯罪に巻き込まれ、被害者になる可能性は誰にでもある。町民の命と暮らしを守るべき一番身近な自治体として、犯罪被害にあった町民を守る仕組みが必要である。 (1) 犯罪被害者等支援条例の制定が必要であり、検討中と聞いているが、進捗状況は。 (2) 条例制定後、町民が被害者となった場合の公的関係機関や民間団体との連携についてどのように考えているか。 (3) 条例制定および被害者支援には、町民の理解と周知が大切である。シンポジウムや研修会の開催を検討できないか。 2 道路河川愛護作業補助金（公民会対象）について 公民会を対象とする道路河川愛護作業補助事業は、主管課により補助内容の拡充や柔軟な対応がなされ、町民からも好評価の声が聞いている。一方、複数回利用している公民会と利用できていない公民会がある。町民が使いやすく、喜んでもらえる事業にするべく、これまでの事業実績および今後の運用等について質問する。 (1) これまで補助内容を拡充してきた経緯と実績並びに事業評価は。 (2) 公民会長が仕事等で役場の開庁時間に窓口に行けない、申請手続きが分からないとの声がある。窓口以外での申請受付方法を検討できないか。 (3) 町の道路作業班が町道整備をする作業と愛護作業のすみ分けについての考えは。 3 防災士の育成について 私は、令和 3 年 7 月豪雨災害発生後の 1 2 月定例会において、地域防災力強化の観点から行政主体での防災士育成の必要性の質問をした。その後、令和 4 年 4 月より防災士資格取得のための支援事業

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		が施行され、新たな防災士が誕生している。事業成果および防災士育成に対する本町の目標や今後について質問する。 (1) 防災士資格取得支援事業を活用した防災士の人数及び今後の防災士育成の目標は。 (2) 日本防災士機構の防災士養成研修を単独開催するには、受講者数70名以上が必要と開催ハードルは高めである。近隣自治体との合同開催を検討できないか。
7	(7) 桑 波 田 大	1 誘致強化と交流人口拡大について 本町は合宿・大会誘致を推進するためにコンベンションタウンさつま推進協議会を設置し、スポーツ・文化施設や宿泊施設等を利用した交流人口の拡大を推進している。 そこで、以下の点を町長に問う。 (1) 合宿の要望がありながら受け入れに至らなかったケースはあるか。また、その件数は把握しているか。 (2) 誘致を続け、交流人口の拡大を目指すうえで、宿泊施設の不足が懸念されるが、どのような対応を考えているか。 (3) 合宿・大会等では、様々な手配を利用者が個別に行っている現状があるが、これをワンストップで簡単に行える専門窓口のような部署や係、または官民一体となる総合的な受入れ体制を構築していく考えはないか。 (4) 町外への各種団体等に対しての営業活動などの状況及び今後の取組について問う。

令和8年第2回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和8年6月11日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(14名)

1番 岸 良 光 廣 議員	2番 上別府 ユ キ 議員
3番 堅 山 秀 樹 議員	4番 徳 留 和 樹 議員
5番 橋之口 富 雄 議員	6番 古 田 昌 也 議員
7番 桑波田 大 議員	8番 武 さとみ 議員
9番 宮之脇 尚 美 議員	10番 柏 木 幸 平 議員
11番 有 川 美 子 議員	12番 川 口 憲 男 議員
13番 中 村 慎 一 議員	14番 新 改 秀 作 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

早 崎 行 宏 事 務 局 長	神 園 大 士 事務局長補佐兼議事係長
奥 平 一 樹 議 事 係 主 任	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上 野 俊 市 町 長	角 茂 樹 副 町 長
中 山 春 年 教 育 長	富 満 悦 郎 総 務 課 長
菊 野 祐 二 危 機 管 理 監	大 平 誠 総合政策課長兼行革推進室長
西 園 豪 紀 財 政 課 長	川 崎 里 志 ほけん福祉課長
内 村 千 鶴 ほけん総括監	山 口 泰 徳 さつまPR課長
垣 内 浩 隆 建 設 課 長	藤 園 育 美 教育総務課長

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和8年第2回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○新改 秀作議長

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は、答弁を含め60分とし、質問回数の制限はありません。

質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、11番、有川美子議員に発言を許します。

〔有川 美子議員登壇〕

○有川 美子議員

皆様、おはようございます。

議員とならせていただきまして、2期目、2年目の6月の定例会の一般質問をさせていただきます。

まずは、私の一般質問、大項目3つでございます。

その3つに共通するテーマといいますか、私の思いとしては、町民の皆様の命と暮らしを守るであります。

そして、ひとつ、ここで断り申し上げたいんですが、1番目のところにですね、犯罪被害という、被害に遭った方への支援ということで私最初に質問してまいります。

もし、過去に被害に遭われた方、そして今、被害に苦しんでる方、その御家族であるとか、私の一般質問を聞いたり、見たりすることで気分が悪くなったり、フラッシュバック起こることがあるかもしれません。

十分言葉には気をつけて質問をしてまいりますけれども、私は、被害に遭われた方を、この町民の皆様を助けたい、守りたいという気持ちで質問いたしますことを、御理解お願い申し上げます。

それでは、大項目1、「犯罪被害者等支援条例の制定について」。

近年、高齢者宅を狙った強盗事件の発生や交通事故、死亡事故等の報道があり、町民から不安の声があります。

本町で事件が発生しなくても、近隣や旅先などで犯罪に巻き込まれ被害者になる可能性は誰にでもあると思います。

町民の命と暮らしを守るべき一番身近な基礎自治体として、犯罪被害に遭った町民を守る仕組みの構築が必要なため、以下、3つに分けて質問いたします。

1、犯罪被害に遭った町民を守るには、犯罪被害者等支援条例の制定が必要であり、検討中と聞いております。進捗状況はいかがでしょうか。

2、条例制定後、町民が被害者となった場合の公的関係機関や民間団体との連携についてどのように考えているのでしょうか。

3、条例制定及び被害者支援には、町民の皆様の理解と周知が大切です。シンポジウムや研修会の開催を検討できないでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、有川美子議員からの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の「犯罪被害者等支援条例制定の進捗状況について」でございます。

犯罪被害者等支援条例につきましては、現在、全国で6割を超える自治体で制定されているところでございます。

本県の制定状況につきましては、令和7年12月現在で1市6町にとどまっているところでございます。

誰もがいつどこで、どのようなこの犯罪に遭うか分からず、仮に犯罪被害を受けた場合にあっても、自治体として、犯罪被害者支援の理念、方針等を明確に定めておくことは、本町に暮らす住民の皆様におきまして、大きな安心につながるものと考えているところであり、また、被害に遭われた方が、平穏な生活を取り戻すために重要な課題であると考えているところであります。

現在、さつま警察署が中心となり設置されております、犯罪被害者支援に関するネットワーク会議などの場におきましても、関係機関の皆様と緊密な協議や情報共有を図りながら、条例の制定に向けて検討いたしているところでございます。

次に、2点目の条例制定後、町民が被害者となった場合の公的関係機関や民間団体との連携についての御質問でございます。

令和6年7月に、警察庁より全国の都道府県及び市区町村宛てに、地方における途切れない支援の提供体制の強化について、文書が発出されております。

その中におきましては、県及び市区町村は、犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスの実現に向け、必要な施策を実施することとされているところであります。

また国におきましては、本年3月に、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を計画期間とします「第5次犯罪被害者等基本計画」も閣議決定され、県及び市区町村は、さらなる犯罪被害者等施策を推進することとされているところであります。

ワンストップサービスの構築に当たり、市区町村には、総合的対応窓口の役割が期待されており、現在、福祉分野の相談支援体制として、既に構築している仕組みを活用することになるかと考えているところであります。

この仕組みは、相談内容に応じまして、役場関係部署、社会福祉協議会など、多くの公的機関や福祉専門職等が関わっているところでございます。

また、犯罪被害者等の支援を包括的に行う民間団体としては、公益社団法人鹿児島犯罪被害者支援センター、そして、町内で日頃から犯罪予防活動に取り組まれている「さつま町保護司会」及び「さつま町更生保護女性会」との連携も考えられるところでございます。

次に、3点目の条例制定及び被害者支援には、町民の理解と周知が大切であるという御質問でございます。

今後、関係各所と合意形成を図りながら、条例制定に向けて検討を進めてまいりますけれども、犯罪被害者支援施策の推進に当たりましては、条例の制定、趣旨、理念を町民の皆様方によく理解していただく必要がございます。

そのためにも、町民、関係機関等を対象に、犯罪被害者支援に関する周知啓発を目的とした講演会なども検討してまいりたいと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

○有川 美子議員

1 回目の町長からの回答をいただきました。

今回の6月定例会より、私どもの一般質問の方法が変わっておりまして、一問一答方式になっておりますので、まずは、この大項目1を終わらせてからという形なんですけど、ちょっと初めてなので、時間配分が少し気になる場所なんですけど、早口いつもなんですけど、早口になったら申し訳ございません。

まず1番目に私が申し上げました、進捗状況というところであります。

町長の回答にもありました、県が1市6町ですね、既に条例制定してまして、今年の4月で、確か全ての県で、まずは、国の犯罪被害者等基本計画の条例がありますけれども、法律がありますけど、その前に県が、今年の確か4月で全ての県で条例制定化になったかと思います。

鹿児島県は、正直1市6町ということで大変遅れているとあえて言わせていただきます。ちょっと少ないんですね。

鹿児島県は、初めに与論町が制定をなさいました。

そして、そのあとに、徳之島の3町が一斉に理念条例というのを制定されて、3つ。天城と徳之島と伊仙とってという形。それから、鹿児島市というふうになっていったりですね、あとは、私が今申し上げているのは、この犯罪被害者等の支援に特化した条例の話をしております。

いろいろな犯罪を守るというですね、いろいろな計画の中に、もう既に理念を入れてらっしゃるところもあるようでございます。

ちょっと話が変わりますが、私は、町議会議員でありますので、町民の皆様の命と暮らしを守るというところで活動をしておりますけれども、私どもの町は、さつま町の総合振興計画が新しくなりました。

こちらのほうで、分野で申し上げると「防犯・交通安全」施策の方向性としては、「犯罪ゼロの安心できるまちをつくります」こういったところに当たるかと思っております。

それではですね、進捗状況をお伺いしたんですが、端的に申し上げます。

犯罪の被害に遭われた方が分かったときにですね、お見舞金・支援金というような形で、給付金を設けている市町村と、そうではなく、理念だけをまずは制定をしている市町村と分かれております。私としては、理念はもちろん大事です。理念と私は、給付、こちらをあわせていただきたいと思っているんですね。こちら支援金、給付、そういったことは、どのように検討をなさっているのでしょうか。

○川崎 里志ほけん福祉課長

ただいま御質問いただいた部分につきましては、今現在、検討を重ねているところであります。

近隣、策定をしている自治体を見てみますと、遺族支援金、重傷病支援金、転居費用に係る支援金というようなものが主な内容になっておりますので、ネットワーク会議等で協議を図りながら、その辺りも検討していきたいというふうに考えているところであります。

○有川 美子議員

これからまだ協議をしていく、専門であられる皆様との話し合いを煮詰めていっていただけるということだと思んですが、先にお伺いします。

これは、正直申し上げて、豊島区とかがですね、昨年度、日本一の条例をつくろうじゃないかということで、大変手厚い給付支援の内容をつくっていたり、これまでも、明石市がですね、犯罪被害の支援という形で、前の泉市長さんが力を尽くして、いろいろされている事例がございます。

ただ、正直、私どもの町にとっても、犯罪の被害に遭ったということが目に見えにくい、愛しているからこそ、申し上げます。田舎の本当に安心して暮らせる、我が町だと思いうんだけれども、被害に遭ったということは、決して大っぴらに言えるものではなく、私どもの行政のほうにも、そして警察のほうにも、誰にも相談ができていない被害者がいると私は思っております。

それはですね、正直申し上げて私自身が虐待サバイバーで生きてまいりました。

一番最初に虐待という形を受けたのは、年長の頃です。5歳の頃であります。

それから、ずっといろいろとありまして、私自身が抱えてきた経験からも、大変、人に相談することもできず、名誉のために申し上げますが、私は両親からの虐待に遭っていたわけではありません。

でも、両親にも相談できずに抱えながら、私、今回まで、このように生きてまいりました。

議員とならせていただいた今、やはり、私のもとにですね、件数は申し上げませんが、御相談しております。配偶者からのDVであるとか、実はDVに遭ったところを、幼い子どもがずっと横で見ていた、泣きわめいて見ていたと、それは、DVの暴力を見せることも大変な被害、虐待に当たると思います。

そして、交通事故で大切な人はある日突然亡くなった方からの御相談もいただいております。

被害を受けた被害者は、突然、大切な方を亡くしたり、あわなくてもいいようなことに遭うわけですから、精神的だけでなく、仕事にも行けない、学校にも行けない、そのような形で、金銭面で大変苦しい思いをされている方が実際にいらっしゃいます。

ですので、しっかりと、この犯罪被害者等支援の形をつくっていきたいんです。

長くなりましたが、この条例の制定ですね。要綱とかも作っていかないとはいけませんが、大体どれぐらいの時期までに制定したいとお考えでしょうか。

○川崎 里志ほけん福祉課長

制定の時期につきましては、これからネットワーク会議等での協議という形になりますので、いつまでにというところは、申し訳ございません、まだちょっと今の段階では、お話できないところではありますが、制定に向けて慎重に進めていきたいと考えているところであります。

○有川 美子議員

そうですね、現段階では、まだそこまで話、協議が進められていないというよりも、大変センシティブな内容でございますので、大変対応するさつま町からも、そして、警察の皆様との協議を含めて慎重に進めていくということで理解しております。

すみません、タブレットの中に、豊島区の「犯罪被害者等支援条例を制定しました」という案内のチラシを参考として入れさせていただきましたので、よかったですら御覧ください。

ちょっと文字が小さいので、Y o u T u b eを御覧の方は、「豊島区犯罪被害者等支援条例」とすると、シンポジウムの内容とかも出てまいりますので御覧ください。

大変、この中に先ほどありました給付金のところに私がこだわっているのには、やはり、誰もが貯金がたくさんある暮らしをしているわけじゃなくて、ただでさえ苦しい、今、物価高騰もありますね、だんだん苦しくなっている生活の中で、被害に遭ったときに、交通事故もそうです。急に病院に行くだけじゃない、先ほど申した仕事に行けない、そういう行く気にもなれない、御飯をつくることもできないとか、いろんなことがありますので、この豊島区は、経済的支援と日常生活支援という形で、細かに給付のことを規定なさっています。

これをするまでには、1年かかったというふうに、区長が発言されていました。

ですので、急いでくださいって言いたい気持ちはもちろんあるんですが、理念条例を制定しながら、少しずつブラッシュアップして、より町民の皆様への命と暮らしを守るという方向に少し

ずつ計画がなっていけばいいのかなというふうに考えております。

これよろしかったら、あとで、インターネットのホームページなどを御覧いただければと思います。

先ほど、被害直後に直面する経済的負担の軽減というところで、鹿児島市、先ほど課長、答えてくださったんですが、遺族支援金、犯罪被害者等っていう等の部分が、遺族とかのことなんですね。お子さんであるとか、例えば親であるとか、遺族が入っています。支援の対象として。なので、犯罪被害者等支援条例というふうになっております。

鹿児島市もですね、遺族支援金・重傷病支援金・転居費用助成金などが支給しますというふうになっております。お見舞いとするところもあれば、支援金というところもあります。私はですね、これ昨今、私も県のホームページで、この犯罪被害の受付などのですね件数を確認しました。

令和6年度、計画において、県が受付をしたっていう内容とかがですね、実は公表されております。インターネットで見れるんですが、ある方が子どもの相談が増えてますよって私に教えてくださいました。

それを裏づけるというふうになるのか分かりませんが、県のホームページには、令和6年度の相談件数、これは「かごしま教育ホットライン24」っていうのが2,546件、そして、SNSを利用して相談することが可能です。相談通報事業が186件、そして、通報35件あったというふうに書いてあります。

これは、数が多いとか少ないとかのことは置いといて、1人でも苦しんでいる、やはり子どもたちもいるんだっていうふうに考えていただきたいと思います。

そして、この中で一つ私が危惧していることの中にですね、性被害っていうのがございます。性暴力を受ける、先ほど申し上げました、配偶者からのDVに遭われている方、遭われた方の相談を受けた際に、やはりそういった事実もございます。

また、今SNSが大変便利になってきているので子どもたちが、そういう写真を送ってくれと脅されて送ってしまったとか、だから、年齢が関係ないんです。私先ほど申し上げました、自分が虐待に遭ったのは、年長の時期だったと、そこから始まって5歳です。ということは、年齢関係なく守っていく仕組みというふうにならないといけないと思うんですね。

なので、これは、私の要望・要請なんですが、性被害のところも、支援金というふうに項目をつくっていただきたいと私は考えております。

それは、ほかの自治体でも事例がありますので、研究していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○川崎 里志ほけん福祉課長

性被害の支援金につきましても、また理念につきましても、自治体といたしまして、取り組んでいる自治体がありますので、そこら辺も参考にしながら、本町も検討してまいりたいと思います。

○有川 美子議員

それでは、研究・検討、いろんなところの協議、これから大変かと思いますが、どうぞ、町民の皆様を守る仕組みでございますので、どうかよろしくお願いしますというところとあれなんです。前向きといいますか、丁寧な議論をしていただいて、協議で条例制定まで進んでいただきたいと考えております。

では、小項目2のほうに質問を移します。

公的機関と民間団体の連携について、町長のほうが、今まで、今あるワンストップ窓口、大

事ですね、ワンストップ窓口でなければいけません。たらい回しってというのは言い方が悪いんですが、やっぱり被害に遭ったっていうのを、誰かに言うのにとっても勇気が要ります。

私も、正直、今日まで、この犯罪被害者支援については、1期目の最初からこうやってお話をしたかったけれども、正直勇気を出すのに5年かかりました。

ただ、昨年と、その前から、同期だった方が一緒にですね、前の警察署長さんに一緒に意見を聞きに行ったりとか、そういったことで、水面下で一緒に動いてくださる議員のお仲間がいたので、今日ここまで来ているところであります。

その中で、すいません、今あるワンストップ窓口を、活用というか、してというような形に聞こえたんですが、ちょっとこのワンストップ窓口のところを、もう一度、すいませんが説明いただいてもよろしいでしょうか。今、言える範囲で構いません。

○川崎 里志ほけん福祉課長

このワンストップ窓口につきましては、令和6年7月に警察庁のほうから、地方における途切れない支援の提供、体制の強化というような通知が発出されているところでありますが、その中で、県の公益社団法人鹿児島犯罪被害者支援センターが、民間のワンストップ窓口ということで、設置されているものであります。

本町といたしましては、ワンストップ窓口、またこれも検討という形になるかもしれませんが、福祉のほうにまず来ていただければ、関係する団体等への引継ぎ、情報の共有等を図りながら支援につなげていけるかなということと考えているところであります。

○有川 美子議員

県が行っているワンストップ窓口ということのことでございました。

鹿児島犯罪被害者支援センターというのは、私も何度かお伺いして、今回も、いろいろな資料などをちょうだいしておりますが、すいません、ちょっと勘違いしました。私は県のもちろん、そういったことは今整備をされております。とても正直、さつま町では、自分の住んでいる町では相談できないけれど、そういう県のところには相談に行けるって方の声も聞いておりますが、ただ、今の段階、条例がない段階では、ほけん福祉課の窓口に来れば、いろいろな課へ、そうですね、子どものことだったら、こども課が関係してくると思いますし、やはり、生活の資金のこといろいろあると、また町民環境課とあると思うんですが、できればですね、御検討いただく中に、私たち、おくやみデスクというのがございます。1階の正面のところですね、あれ正直、本当にほかの自治体からの議員も見学に来て、いろんなところに影響を、良い影響を及ぼしている、遺族の方、亡くなった遺族の方がいろんなところに手続行かずに、町の職員の方が来てくださって、国民保険の手続であるとか、何とかっていうのをしてくださるんですが、やはりこういった犯罪の被害に遭ったっていうのを、もし、どなたかが言った場合にはですね、ほけん福祉課のほうにはちょっと大変になると思うんですが、ワンストップという形をもう取るというふうに決めていただいて、おくやみデスクのような形で受けていただけたらというふうに思います。

なぜならば、実際に御相談いただいている方から、窓口で、少しそういう話をしたときにも、自分でとめることができない涙を流したんだけど、やはり、人の前で、そういった相談はしにくいということで、できれば配慮していただけるような窓口という声が届いておりますので、御検討をいただければ、そして、それは要請という形でしておきます。

そして、気づいた方がいらっしゃるでしょうか。

私、今日、実はバッジをちょっと付けてまいりました。

こちら、右のほうにあります。ちょっと色が見えないんですが、これが、私が活動しております「さつま町更生保護女性会」の真ん中に婦人会の「婦」と書いてありますが、女性の皆様

が、更生保護のために活動しているということ。

そして、私まだ全然活動していませんが、今年から活動をすることになりました、この黄色い羽根が保護司会のほうのバッジでございます。

先ほど町長が、連携の中に、「保護司会」と「更生保護女性会」の名前を挙げていただきました。

確かに、罪を犯してしまった方の更生であるとかということに尽力を尽くす会ではありますが、一方で、犯罪を生まないというところにも、活動という形で社会を明るくする運動、青少年の皆様への非行とかですね、そういうのがないように活動していますので、どうぞ、私も会員の一人として、活動・連携のほう、お願いをしますけれども、町のほうからですね、しっかりとお願いをしていただきたいたいということで、この会の皆さんが、民間の皆さんが、連携して動きやすくするためには、さっき豊島区の条例を出したんですが、豊島区の条例が一つ、大変なものは、犯罪被害者等支援条例の中に、犯罪を生まないように活動するというような文言、条文が入っております。

まさしく、それが入っていることで、民間の今もう既にいろんな形で活動している団体とつながりやすくするっていうのがあるので、こちらのほうもお伝えして、条例に入れていただきたいと要請をしております。

すみません、要請が多くなっておりますが、2番目の質問から、次は小項目3番目の質問へと移らせていただきます。

町長もおっしゃってくださいました、講演会を検討、やっぱり町民の皆様の御理解ですよね。本当に、それが一番であります。

うっかり私も、正直、2年ぐらい前ですかね、私こういう方たちを助けたい、私もこういう経験があるんだってあるところで言ったときにですね、叱られました。「そういった話をするもんじゃない」と。これは、大変80代の方で、さつま町の方ではありませんでしたが、私は大変ショックを受けました。

こういったことが積み重なるのが2次被害というような形で深刻になるんだと思います。

ですので、御理解いただく、知っていただくことがとても大切ですので、ここはもう講演会の検討とおっしゃっていただいたので、もう2度目の質問はせず、私の大項目1の質問はこちらで、終わらせていただきまして、大項目2の質問へと移ってまいります。

議員の皆様、タブレットのほうには、建設課から出していただいた資料がありますので、こちらも御覧いただきながら、お耳をお貸しください。

では、大項目2、「道路及び河川愛護作業補助金（公民会対象）について」。

公民会を対象とする道路及び河川愛護作業補助事業は、主管課建設課により、補助内容の拡充や柔軟な対応がなされ、町民からも高評価の声があります。

一方、複数回利用している公民会と利用できていない公民会があるのも事実です。

町民の皆様が使いやすく、さらに喜んでもらえる事業にすべく、これまでの事業実績及び今後の運用等について、3つに分けて質問いたします。

1、これまで補助内容を拡充してきた経緯と実績並びに事業評価は。

2、公民会長が仕事等で、役場の開庁時間に窓口に行けない、申請手続は分からないとの声があります。窓口以外での申請受付方法を検討できないでしょうか。

3、町の道路作業班が町道整備をする作業と愛護作業のすみ分けについての考えをお示してください。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、2項目めの「道路及び河川愛護作業補助金の関係等について」お答えさせていただきます。

まず、1点目のこれまでの経緯と実績等についてでございます。

はじめに、住民の皆様におかれましては、日頃から道路を河川愛護作業を通じまして、道路や河川の積極的な維持管理に対しまして、御理解と御協力を賜っておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

本町が管理いたしております道路は1,207路線、総延長が805キロメートルに及びまして、また、町が管理している河川につきましては、149河川、173キロメートルと、この適切な維持管理は大きな課題でございます。

道路及び河川愛護補助金につきましては、町道や町管理河川の適切な維持管理と地域公民館の協働する活動を支援する制度で、平成27年度より、事業を開始しているところであります。

事業内容につきましては、これまでより住民のニーズに対応した制度となりますよう、作業に必要な重機の借り上げや燃料、その他整備に必要な資材費について見直しを行ってきており、事業費については、令和5年度から、1回当たりの上限額を7万円から20万円に大幅に拡大いたしましたところでございます。

また、令和6年度から、年度内に3回まで交付できるように見直しも行い、これにより、樹木の繁茂する夏場だけでなく、年複数回に分けた計画的な維持管理が可能となりますとともに、公民会での作業が困難な場合には一定の範囲内で、町内の事業者へ委託することができるよう制度の見直しも行っているところでございます。

利用していただきました、公民会からは、町が実施する維持管理では行き届かない場所や、法面の防草対策など、地域の公民会が必要とする対策を柔軟に行えるとの評価をいただいているところでございます。

制度の利用実績につきましては、令和3年度が9つの公民会、令和6年度が26公民会、令和7年度が28公民会と、利用する公民会も増加してきているところであります。

また、令和7年度におきましては、12の公民会が本制度を複数回利用されているところであります。

この制度の関係等につきましても、毎年4月にかけて実施しております、地区行政推進委員並びに公民会行政連絡員の研修会の中でも、この制度については、しっかりと説明も行っているところでございます。

次に、2点目の申請手続についてでございますけれども、開庁時間外への対応としまして、申請書については、ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入し、各種の書類を添付の上、郵送による申請手続は可能となっているところであります。

また、申請手続が分からないという声についてでございますけれども、各公民館の役員の皆様には、申請書の作成、それから、見積りの取り寄せ、作業前、作業中、作業後の写真管理といった事務的な負担が高いハードルとなっている部分については、把握しているところでございます。

そこで、住民の皆様の負担を可能な限り軽減し、より使いやすい制度とするため、申請書類等の作成支援も行っているところでございます。

次に、3点目の道路作業班等の作業と愛護作業のすみ分けの関係でございます。

先ほど申し上げましたとおり、町が管理する道路及び河川は、管理延長も膨大で、維持管理は周辺の雑草対策はもとより、舗装や橋梁などインフラの老朽化対策など、課題も多岐にわたっ

ているところであります。

町といたしましては、国県道を結ぶ主要な幹線道路につきましては、町内事業者への維持管理委託により、年1回以上の除草を行っております。

また、道路整備作業班におきましては、町民の皆様からのさまざまな要望等に対応しながら、支障木の伐採や路面補修などの安全上の懸念がある作業や、生活に密接に関連した集落間の道路などの維持管理に対応しているところであります。

一方で、財源や人員には限界がありまして、全ての要望に即時対応することは現実的に非常に困難であるということは御理解をいただきたいと思えます。

このような状況の中によりまして、危険度や利用状況を通学路、それから、高齢者が利用されることの多い路線などを踏まえまして、優先順位を総合的に評価判断しながら、作業を実施しているところでございます。

公民会による愛護作業補助金では、集落内の生活道路でありますとか、日頃の町が実施する維持管理の手が届かない場所の除草や、軽微な清掃など、可能な範囲内で、この地域の実情に合わせた柔軟な作業をお願いしたいと考えているところでございます。

今後におきましても、限られた人員と予算の中で、効率的なインフラ管理を行うため、道路整備作業班の機動力向上に努めますとともに、地域の皆様の安全を第一に考え、地域と行政が協力して、道路環境を守る体制を維持してまいりたいと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

○有川 美子議員

町民の皆様にはですね、本当に愛護作業は、私も、もうここにいる皆様も、集落に、公民会の中で年に2回ほどは、なさっていることだと思います。

自分が住んでいる集落の道路、自分が住んでいる家の前だけでもという形でしているんですが、本当に、人口が減っただけでなく、高齢化がやっぱり進んでおりますのでですね、これまで作業できていた集落の方ができないということも、もうこういった事情は、執行部が把握している、私たち議員ももちろんしっかりと理解しているところであります。

まず、1番目の補助内容を拡充してきた経緯というところで、先ほど資料を入れていただいておりますが、本当にですね、私、議員とならせていただいた令和3年ですから、この令和3年からのずっと、これまでの経緯を見ていると、本当に建設課のほうはですね、皆様の声を聞きながらですね、本当に少しずつ、拡充とか、金額だけではなく、内容を使いやすくしている、対象の機材とか、資材とかも広げているというのが、大変私のほうも理解しております。

ただし、どうしても、私どものさつま町は、行政区が20あり、公民会が129あるという中で、今利用している公民館の数というふうになっていきますので、もちろんですね、草払いとか、こういったこの事業を利用しなくても、自分たちで、公民会の中で愛護作業、燃料費だけでやっているところもたくさんあります。もちろん。

けれども、「やっぱり困ってるんだよね」という相談が私たち議員には来るものですから、こうやって一般質問に上げております。

この中で、この表の中の質問をちょっと1点だけさせていただきます。

2段目のところがですね、複数回実施した公民会の傾向というのをまとめていただいて、令和7年度は、公民会の数が12、その内容なんですけど、伐採ですね、除草剤などの散布などもあるんですが、この2つ、2と書いてある防草シートっていうところですね、これはどのような利用のされ方、どういうところに防草シートを張ったか、そういう内容がちょっと分かれば、お示しください。

○垣内 浩隆建設課長

こちらの防草シート等ということであります。

通常あります防草シートですね、こちらの設置、こちらがあります。

あと、1つの公民会につきましては、張りコンというか、法面をコンクリートのようなもので張りまして、そういった作業を業者に委託をしながらという形で進められているということで、こちらにつきましては防草シート等という形で記載をさせていただいているところでございます。

○有川 美子議員

私のイメージが、自分が草払い機しか使えませんか、草払いってずっと思っているんですが、この防草シートが張れて、法面をコンクリートのようなもので張って、草が生えなくする。先ほど町長が回答してくださった中で、年3回利用できることになったからこそ、年間の計画が立てられるようになっていると。

なので、これがひとつの年間計画、「今年は、ここまで防草シート張ろうじゃないか」、「来年は、こうしようじゃないか」っていう計画を立てている公民会があるという事実ですね。

これですね、ぜひですね、また今度、行政委員会の連絡会とか、いろんなところで工事例というとあれですが、ひとつの事例として、こういったこともできますよっていうのを紹介とか、ホームページに載せるとかっていうふうにして、周知していただきたいと思います。

確か、私の記憶では、地区は申しませんが、側溝の蓋もできたのではないかと思います。「したんだ」っていうふうに教えていただいたことがある。だから、そういった活用事例を周知していただくように、こちらのほうは要請をしたいと思います。

では、(2)の窓口に行けないんだという、公民会長さんとかですね、先ほどは申し上げなかったんですが、書類が面倒くさいっていう方もいらっしゃるんですよ。

そういった声を、私たちは聞くんですが、この中で、説明をしていると、私もそれは存じ上げているんですが、実際に初めて使おうとなると、どうしても説明されたんだが、忘れたっていうところが出てくるようであります。

なので、もちろん今、建設課に行けば教えてくださる。業者も、こういったところがありますよっていうのは、丁寧にしてくださってるのは理解するんですが、もう一段階、町のホームページとかに、この申請の方法ですね、フローチャートのようなもので、示していただくとか、あと、申請を受けるときに、郵送じゃなくて、メールということで受けていただくということは検討できないでしょうか。

○垣内 浩隆建設課長

確かに、申請書等の作成が負担になっているというところについては、把握しているところでございますが、ホームページ等で申請書の記入例、こういったものも作成しながら対応してまいりたいと思います。

また申請後の書類作成につきましては、現在も伴走型の支援ということで、ある程度実績報告でありますとか、請求書、こういったところの作成、ほぼもうあまり記入が必要ないような形で、伴走型で支援をしているところでございますけれども、そういった部分につきましても、取組しやすい体制をつくっていきたいと考えております。

また、ホームページ等でのスマートフォンとパソコン、こういった部分での申請、こういった部分についても、また今後、検討をしていきたいと思っております。

○有川 美子議員

今後、受付のほう検討していただくということで、そちらのほうは、スマホ、パソコンなど、御検討しっかりとお願いしながら、そうなんですよ、伴走型支援しているっていうのは、もう

存じ上げているんですが、やっぱり伝わってないのかなと思います。

あんまり記入しなくても、ちゃんとやってくれるんだよ、教えてくださるんだよっていうのも一緒に伝えていただけたらと思います。

ホームページに載せてということじゃなくて、連絡協議会とかで、ひと言、添えていただければと思います。

では、3項目めの質問にまいります、私、すみ分けというところを質問しました。

町道の道路作業班がすることと、愛護作業ですることのすみ分けというのを伺ったのはですね、私は鶴田に住んでおりまして、山間でございます。

先ほど申し上げたみたいに、高齢化とか、人口減少で、集落の人数どんどん減っているところ、高齢化率半分以上のところもあるわけですから、もったのところがありませんね。

そういったところになると、集落と集落の一番上っていうんですけど、山間に住んでいたところの間をですね、昔は、もう昔が何年前か私には分かりません。もう20年前の話かもしれないんですが、Aの集落が上のほうの境目をずーっと半分までしていたと、前は愛護作業。でもBの集落も半分してたんだが、どちらもしなくなったっていうところがやっぱりあるんですね。ちらほらと。

そうすると、私はもちろん今まで、建設課道路作業班にお願いしてもきたんですが、やっぱりどっちがするんだとかですね、いろんなことが話合いが出てくるんです。こういう集落の境目のようなところは、建設課のほうはどんなふうにお考えでしょうか。

○垣内 浩隆建設課長

先ほど町長からの答弁でもありましたように、生活に密接に関連した集落間の道路の維持管理、こういった分につきましては、道路整備作業班のほうでも対応をしているところでございます。

○有川 美子議員

私としてはですね、町長が先ほど最後におっしゃられました、やはり、財源と人員には限りがあるんだというところ、十分理解しております。

ですので、この一般質問をした理由としまして、私は、集落、またボランティアがですね、今どうしても65歳以上の方がすると、高齢者支援とか、いろんなところからボランティアに、グループ1,000円とか、いろんなことがあるんですが、私も今54歳です。64歳までの方がボランティアしても、特にそういったものはないんですね。絶対欲しいって言ってる声があったわけじゃないんですが、やはり、ボランティアにも限界があるという声は来ております。

なので、そこで、資料を御覧いただきたいんですが、私が鹿児島市のチラシを1枚資料として、お配りしております。

これはですね、鹿児島市が、今年度から始められた「市道の草刈りで地域をきれいに！」っていうことなんです、草刈りの作業について、少し補助金といいますかですね、私どものほうが手厚いとは思いますが、そんな出すというところで、1点だけここなんです。対象団体、NPO法人であるとか、町内会は私たちもしていますが、ここが違います、企業とか、任意団体などにも、こういった報償金というのをスタートされています。

私どもの町でも、ボランティアで、それこそ高所作業まで機械を使って、町道をきれいにしている方たちもいらっしゃいます。

ですので、これ公民会対象じゃない、任意団体の方たちにも少しこういったところの補助っていうのを使っていただきたいと思うので、この道路及び河川愛護作業補助金を、公民会対象から少し広げていただくということではできないでしょうか。

○垣内 浩隆建設課長

この道路河川愛護作業ということでございますけれども、地域住民全体の安全な通行、また防災、こういったために行うものであると考えております。

特定の団体に、そういった補助金を出すということになりますと、特定の場所だけの作業をするといったことにつながるのかなと考えております。

地域全体を代表する組織である、公民会であるからこそ、地域に根差した公平な作業ができると考えております。

なお、公民会内での話合いの結果、特定の団体が、そういった作業を請け負ってされる場合には、そういった形で、公民会から人件費について支出をするという形については可能かと考えております。

この場合につきましても、公民会に対して補助金を支出するということにはなるかと思います。

そういったことで、公民会で話合いをした上で、総意の上で作業に取り組んでいただければと考えております。

○有川 美子議員

公民会を通じれば、そういった話合いをできれば、この補助事業を利用することもできるということを確認をいたしました。

私のほうでも、声をいただいたところにも御説明をしてみたいです。

みんなで、共同で、まちをきれいにするというところで、これからもこの補助金を、またより一層、お使いになっている方々の声を聞いていただきまして、改善のほうに向かっていただければと思います。

それでは、大項目3へと移ってまいります。

大項目3は、防災士の育成についてです。

私は、令和3年7月の豪雨災害発生後に、12月定例会において、地域防災力強化の観点から、「行政主体での防災士育成の必要性について」質問をいたしました。

その後、令和4年4月より、防災士資格取得のための支援事業が施行され、本町に新たな防災士が誕生しております。

この事業成果及び防災士育成に対する本町の目標、今後について、2つに分けて質問いたします。

- 1、防災士資格取得支援事業を活用した防災士の人数及び今後の防災士育成の目標は。
- 2、日本防災士機構の防災士養成研修を単独開催するには、受講者数70名以上が必要と開催ハードルは高めです。

これは、現在、さつま町の方が防災士を資格取得するには、近くて福岡に行かねばならないということから、単独開催のことを申し上げております。

そのため、本町単独ではなく、近隣自治体との合同開催を検討できないでしょうか。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

残された時間もあまりないようでございますので、端的にお答えさせていただきます。

まず、防災士の項目の1点目でございます。

令和4年度からは、現在までにこの本事業を活用して資格を取得された方は、防災士としては5名いらっしゃるところでございます。

本町といたしましては、各地区や自主防災組織に防災士を配置できる体制づくりを目指して

おりまして、今後も資格取得支援事業を継続しながら、防災士を増やしていく取組を進めていきたいと考えているところでございます。

また、資格取得後の活動が重要でありますことから、防災訓練や研修会への参加を促進し、防災士相互の連携強化や活動機会の充実にも取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の近隣自治体との合同開催についてでございます。

日本防災士機構が認証する防災士の養成研修につきましては、議員からありましたように、一定数以上の受講者を確保する必要もございまして、本町単独での開催につきましては、受講者数の問題、運営経費の面から課題があるところでございます。

また現在、本町から受講可能な養成研修は限られておりまして、県外では、福岡県で開催される研修が比較的参加しやすい状況でございますけれども、開催回数も年2回程度と限られていますことから、受講を希望する住民にとりましては、時期や移動面で負担が大きい状況にあります。

防災士の育成をさらに促進するためには、県内で安定的に受講できる環境づくりが重要と考えております。

そのため、本町としましては、近隣自治体との広域連携に加え、県に対しまして、防災士養成研修の県内開催や県主導による、広域的な研修体制の構築についても要望してまいりたいと考えているところであります。

県が主体となって受講者の募集や開催調整を行うことで、市町村の負担軽減と受講機会の拡大が図られ、より多くの防災士の育成につながるものと理解しているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

○有川 美子議員

1回目の防災士の人数、目標など、回答いただきました。本当にですね、各地区に防災士の方がまんべんなくいるという状態ができれば、本当によろしいかと思うんですが、令和3年の12月定例会の質問のときは、確か防災士の方に25名ほどいらっしゃるって回答いただいているので、それプラス5名で、今30名ほどなのかというのが1点と、あと、今日は、防災士の試験を受けた方から、実際に防災士の教本を借りてまいりました。すごく分厚いんですね。これを2日間で研修を行って、テストを受けて合格ということになっているんですが、福岡まで行く、補助を出しているんですけど、万が一、合格しなかったっていう方は、そういう補助金は返さないといけないのか、この2点お願いします。

○菊野 祐二危機管理監

ただいまの御質問について、お答えいたします。

現在、町内の防災士は34名でございまして、まだ十分とは言えない状況であります。

先ほど町長の説明でもありましたとおり、うち町補助金により資格取得をされた防災士は、令和4年施行から5名となっておりますが、想定より伸びていないところです。

考えられるのが、まず試験会場が福岡市と遠く、移動の時間的な負担も大きいということだと思います。

補助金の返納につきましては、ただいま、そういったことは想定していないところです。

○有川 美子議員

補助金の返納を想定していないということで、やっぱり福岡まで行って2日間の予定を組むには大変、仕事をしながらですと、調整などもございますが、とにかく合格していただくのがもちろんありがたいんですが、チャレンジしてほしい、してみたいという方にはですね、お勧めできるような体制をと思っております。

この（１）の最後で、もう１問だけ。

郵便局、全国の郵便局の局長さんがですね、防災士の資格を持ってらっしゃると、これ郵便局のホームページで、防災士とすれば出てまいります。

すいません、こういう１企業ですね、民間企業とかで、推進していた場合に、その方たちが、この補助金の活用というのを申請はできるんでしょうか。

○菊野 祐二危機管理監

ただいま町の補助金要綱につきましては、自主防災組織に対して交付ということで決めているところでございます。

○有川 美子議員

では、しつこくして、すいませんが、先ほどの建設課の愛護作業のと一緒に、自主防災組織なんです、もしかすると、その方が、地域で公民館に入っていて、そこから推薦されれば、申請可能ということで間違いないでしょうか。

○菊野 祐二危機管理監

自主防災組織に入っているというようなことであれば、可能というふうに考えております。

○有川 美子議員

まだ３分ありますので、では１番目の質問、そうですね、防災士のほうですね、本当に少しずつ増えていただいて、防災士の気持ちを持って、地域で暮らしていただく方が増えればと思います。

２番目の質問でございます。

先ほど町長から前向きに、やはり県内で安定した防災士の研修っていうのを、広域での連携もですけれども、県が推進していくということを要請するという形でした。私もそう思います。やっぱり県外で受けないといけないってところは、鹿児島市は、こういう防災士の資格を受けられる事業というのをしていらいっしゃいますが、やはり、ほかの地域はですね、お伺いすると、日本防災士機構に、研修の単独開催をしたいという問合せは、幾つかの自治体がしたけれど、見合せているってような情報も入っておりますので、どうぞ、こちらのほうですね、いろいろな機会があると思いますので、鹿児島県で開催ができるように、町長、御尽力いただけたらと思います。

それでは、本日、大項目３つの質問をしまいにしました。

はじめに申し上げたように、町民の皆様の命と暮らしを守る、そして、私たち議員は、町民に一番近い議員、行政につなげる役としてですね、私もその一員として、これからも、しっかりと努めてまいりたいと思います。

一番最初の犯罪被害者等支援条例の制定につきましては、もちろん丁寧な協議をしていただきまして、たくさん要請を申し上げましたが、とにかく、犯罪に遭ってしまうかもしれない方、それから、遭った方などですね、２次被害を起さないように、そして給付金で即時、私たちが基礎自治体として、助けられる体制の構築を強く要請をいたします。

そして２番目の愛護作業については、公民会対象ですけれども、建設課が、今まで、いろいろと拡充してまいりました。

また声を聞いていただいて、ホームページとか、受付の仕方とか、前向きに御検討を要請をいたします。

それでは、以上をもちまして、６月定例会、有川美子一般質問を終わります。

〔有川 美子議員降壇〕

○新改 秀作議長

以上で、有川美子議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時40分とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、7番、桑波田大議員の発言を許します。

〔桑波田 大議員登壇〕

○桑波田 大議員

改めまして、おはようございます。

先輩議員が、時間をいっぱい使っていただきましたので、いずれは僕もああいうことができるようになりたいと思うんですが、まだ甚だ若輩者で、力もないもんですから、質問は何個かあるんですけど、大項目は1つしかありませんが、ガッツと集中して、バツとやっていきたいので、よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、一般質問を行います。

本町は、合宿・大会誘致を推進するために、コンベンションタウンさつま推進協議会を設置し、スポーツ・文化施設や宿泊施設を活用しながら、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図っていると認識しております。

合宿・大会の誘致は、宿泊施設だけではなく、非常に幅広い業種に経済的波及効果をもたらします。

交流人口を増やし、まちを元気にするこの取組自体は、大いに賛同し高く評価しているところ です。

しかしながら、実際に誘致活動を進めていく中で、このままでは他市町との誘致競争に残されてしまうのではないかと、幾つかの課題や問題点が見えてまいります。

希望があっても、受入れに至らないケースが見られること、将来的な宿泊施設の不足が懸念されること、利用者にとって手続が煩雑であること、そして、町外への営業活動の効果が十分に上がっていない可能性があることなど、複数の課題を指摘することができると思います。

これらの課題を一つ一つ明らかにし、本町の合宿・大会誘致を持続可能で効果的なものにしていくために、以下の4点について、町長の御所見をお伺いします。

1点目、合宿の要望がありながら、受入れに至らなかったケースはあるのか。また、その件数を把握しているのか。

2点目、誘致を続け、交流人口の拡大を目指す上で、宿泊施設の不足が懸念されるが、どのような対応を考えているのか。

3点目は、合宿・大会等では、さまざまな手配を利用者が個別に行っている現状です。これを、ワンストップで簡単に行える専門窓口のような部署や係、または、官民一体となる総合的な受入れ体制を構築していく考えはないか。

4点目は、町外への各種団体等に対しての営業活動は行っているのか。行っているのなら、現在の状況はどうなっているのか。

以上、4点についての現在の認識と状況について、総括的な御答弁をお願いいたします。

○上野 俊市町長

それでは、桑波田大議員からの「合宿等誘致強化と交流人口拡大について」の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の合宿の受入れに至らなかったケースの件数等の把握についてであります。

「コンベンションタウンさつま推進協議会」につきましては、さつまPR課に事務局を設置しまして、町の商工会や飲食業生活衛生協同組合、町内宿泊施設等の会員で構成しており、令和7年度の受入れ実績につきましては、9つの競技233団体、延べ1万3,963人に町内の体育施設を御利用いただき、延べ3,924人が町内の宿泊施設へ宿泊いただいたところでございます。

議員御質問の合宿の要望がありながら、受入れに至らなかったケースの件数等については、実施できなかった件数の詳細な把握はできていないところでございますけれども、主なケースとしましては、予約希望日に、体育施設の予約ができないケース、それから、ゴールデンウィークやお盆などの繁忙期に宿泊施設が確保できず、コンベンション事業を実施できなかったケースが中心となっているようでございます。

次に、2点目のコンベンション誘致における宿泊施設不足への対応方法についてでございます。

1点目の回答にも関連いたしますけれども、例年、各学校の長期休業期間中、例えば、ゴールデンウィークや夏休みなどの期間にスポーツ合宿が集中する傾向にあります。

先月のゴールデンウィーク期間中におきましても、水泳、バレーボール、ラグビーの3つの競技で、開催期間の重複が生じておりまして、宿泊施設の確保に苦慮しているところでございます。

議員御指摘のとおり、繁忙期の宿泊施設の確保策につきましては、庁舎内で協議を重ね、イベント民泊による宿泊施設の確保に向けまして、国及び県への照会を行っているところでございます。

このようなイベント民泊制度につきましては、町内の宿泊施設で不足が見込まれる期間に、町が町内で受入れ可能な施設を募集いたしまして、公民館などの施設を宿泊施設として活用することを想定いたしているところであります。

これは、イベント民泊による宿泊施設という定義づけになると思います。

今後、各公民館長を対象としまして、この制度に対する説明会を計画しておりまして、受入れを希望する地区を中心に、町を挙げて、コンベンション事業に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、3点目のコンベンションのワンストップ窓口の設置等についてでございます。

まず、コンベンション事業の該当となる条件といたしまして、町内の社会体育施設等を利用し、町内の宿泊施設を延べ20泊以上利用する団体に対しまして、施設使用料の減免や宿泊費等の一部助成等を行っているところであります。

事例としまして、バレーボールのスポーツ合宿の希望があった場合の流れを御紹介いたしますと、まずは体育館の空き状況を把握していただき、予算に応じた宿泊施設を予約していただいた上で、コンベンション事業に該当することが確認された場合、宿泊費用の助成や社会体育施設の減免手続、それから弁当補助の実施を行う流れとなっているところでございます。

議員御指摘のとおり、この手続が完了されるためには、多少煩雑な手続を行うものでございまして、ワンストップ化のメリットも想定されるところであります。

また、ワンストップ化に向けましては、手続のデジタル化や、専任職員の窓口の一本化等によって、コンベンション事業の効率化が図られ、改善が可能であると想定されるところであります。

協議会につきましては、官民一体となった組織でもありますことから、より効果的な事業が実施できるよう、先進事例の研究も行いながら、引き続き取組を強化してまいりたいと考えているところであります。

最後に、4点目の町外への営業活動の状況等についてであります。

令和8年度において、実施予定となっているコンベンション事業につきましては、令和7年度までに実施された事業の割合が高く、リピーター効果が一定程度見込まれるところであります。

このようなことから、今年度のゴールデンウィーク期間中におきましても、実施された事業についても、協議会役員が会場に赴き、主催団体に対しまして開催のお礼や、要望等を確認するなど、継続的な関係構築にも努めているところであります。

なお、議員御指摘の各種団体に対する営業活動につきましては、これまでも県のコンベンション担当部署等が主催する県外の高校や、大学プロサッカーチーム等への営業活動に帯同し、営業活動を行ったり、県外チームへの訪問活動を実施し、継続して、さつま町を利用させていただくよう要請活動に努めているところであります。

今後におきましても、参加チームに対するアンケート調査を継続して実施し、改善すべきところは改善し、加えて、協議会を主体とした営業活動にも、積極的に取り組むなど、新規団体の獲得につなげてまいりたいと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

○桑波田 大議員

1点目から順に質問させていただきます。

受入れができなかった理由を整理し、把握できていないのであれば、誘致を進める立場として不十分ではないかと考えます。

この見えない損失の理由をつかんでいくことが、次の一手を打つための手がかりになるはずです。この理由がデータ化できると、これからの町の支援策にも活かせると思います。

さらに、受入れできなかった案件は、他自治体に流れた可能性も高いと考えますが、そこへの認識はどうか、お伺いします。

○山口 泰徳さつまPR課長

本町での合宿等申し込む場合は、まず、それぞれの団体において、競技会場の予約を行っていただきます。

そのあと会場の予約が取れた場合には、合宿の30日前までに、さつまPR課へ連絡後、コンベンション事業申請書をメール等で提出していただきまして、承認後、正式な受入れ決定となるところでございます。

受入れができなかった主な理由は、競技会場が予約できなかったことと、宿泊施設の不足が原因と考えておりますので、今後は、直近の空いている競技会場をお知らせしたり、イベント民泊を導入し、宿泊施設の確保に取り組みながら、他の自治体に流れない対策にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○桑波田 大議員

機会損失の把握についてです。

最初の答弁で実施できなかった件数の詳細は把握できていないとのことでしたが、これは非常にもったいない状況だと思います。

どこにも記録が残らない、これが一番怖いことだと思っています。

なぜ、断らざるを得なかったのかという理由を集めることこそが、次の一手になり得ます。

理由が分かれば、町としての対策が打てます。

そこでお聞きします。

難しいシステムを入れる必要はありません。

月に一回、ファクスやLINE等で何件、どんな理由でお断りしたかを関係各所から報告してもらおう。そういった簡単な情報集約の仕組みは、すぐにスタートできると考えますが、いかがでしょうか。

○山口 泰徳さつまPR課長

議員のほうから御指摘がありましたとおり、そういうことにつきましては、今後、調査・研究に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○桑波田 大議員

見えないデータを見える化することが、誘致戦略の第一歩となりえます。

受入れできなかった案件というのは、本町にとっては、交流人口を増やす機会を逃したということであり、同時に経済効果を逃した可能性もあるわけです。

さらに、言い換えれば、受入れできなかった案件は、本町の受入れ体制の弱点を示す材料でもあります。

受入れに至らなかった案件をそのままにするのではなく、今後の改善につなげる材料として、整理していくことが大事だと考えます。

件数や理由を明確にしながら、受入れ体制の強化にどう結びつけていくのか。町の考えを、都度、改めていく必要があると考えています。

2点目の質問に移ります。

イベント民泊等の受入れ拡大に対して、具体的な支援策などは検討しているのでしょうか。

民間の施設任せでは限界があるように考えます。

町として、主体的に関与していかないのか。

合宿時期の分散化や施設予約調整により、宿泊需要を平準化する考えはないか、お伺いします。

○山口 泰徳さつまPR課長

イベント民泊につきましては、多数の集客が見込まれるイベントの開催時に、宿泊施設が不足する地域において実施できる制度でございまして、自治体が宿泊施設の不足を判断後、旅館業法担当部署、これは川薩保健所になります。それと警察署、消防署等と事前協議の上、ホームページや、広報誌等によりまして、自宅や集会施設等の宿泊施設提供事業者を公募し、決定後、提供事業者に対する研修や注意事項の案内を行い、受入れを実施する流れとなることになります。

また受入れ後には自治体がアンケート調査を実施するなど、ガイドラインに定められているところであります。

町としましても、主体的にイベント民泊に関わりながら、また、夏休みなどの長期休業中には、合宿時期の分散化を働きかけるなど、平準化に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、令和7年度に町内の空き家を町の補助制度を活用して、簡易宿所の許可を取得され、1棟貸しの宿泊施設として開業された施設もございまして、今後におきましても、宿泊施設の確保に向けた取組を同時に進めてまいりたいというふうに考えております。

○桑波田 大議員

宿泊施設の不足について、本町が今後も合宿大会誘致を進め、交流人口の拡大を図っていくのであれば、受皿となる宿泊施設の確保は極めて重要であります。

合宿を呼びたい、でも泊まる場所がない。これが一番のネックです。

実態の数字が見えていなければ対策も立てにくいと思います。何がどれだけ足りないのかを、把握しないままでは、現場対応の積み重ねにとどまってしまうのではないのでしょうか。

今後、宿泊需要のピーク時の受入れ可能人数や、不足分を把握するための調査、分析を行う考えがあるのか、お伺いします。

○山口 泰徳さつまPR課長

合宿等を実施する際の宿泊施設の一日当たりの受入れ可能者数は、約350名程度と推測しております。

一般宿泊者数の状況も日々異なるため、現状の宿泊可能者数は、さらに少なくなると予想されているところでございます。

これまで、特にお盆前後の夏季合宿期間中に、宿泊施設と合宿希望団体が合同で打合せを行い、調整等を行う会議を開催しまして、原則、町外施設への宿泊とならないように努めているところでございます。

なお、直近の対応策としまして、イベント民泊制度については、繁忙期の宿泊施設が確保できない際に活用できる補完的な制度であるため、一時的な宿泊場所の提供方法でございます。

本町におきましては、ビジネスホテル等がなく、恒常的に宿泊施設が不足している状況でもございまして、コンベンション事業から波及する地域経済への影響も考慮すると、恒常的な宿泊施設の誘致に向けての取組も実施をしてみたいというふうに考えております。

○桑波田 大議員

近隣自治体への宿泊も、一つの方法ではありますが、町外に泊まれば、その分、飲食や買物などの消費も町外に流れてしまう面があります。

本町の活性化につなげるという観点からすると、なるべく町内で受け止めることが大切だと思います。

宿泊施設不足が誘致の制約になっているのであれば、合宿・大会誘致を進める以上、受皿となる宿泊施設の確保は避けて通れない課題であります。

そこに手を打たなければ成果は伸びにくいと考えています。

3点目に移ります。

ワンストップ窓口を設置する場合、方向性は決まっているのでしょうか。

官民一体の仕組みとしては、具体的に、どの団体と、どのように役割分担を想定しているのか、利用者目線で考えると、問合せ先が複数あること自体が、ハードルとなるのではないのでしょうか。

誘致競争がある中で、ワンストップ対応は必須なのではないかと考えます。お伺いいたします。

○山口 泰徳さつまPR課長

ワンストップ窓口の設置につきましては、今後、競技会場の予約先である、社会教育課等と連携し、協議を進めてまいりたいというふうに思います。

また、他市町村の取組としましては、NPO法人や一般社団法人等が中心となり、スポーツコンベンションなどに取り組んでいる地域もございますので、そのような団体を視察するなど、ワンストップ化へ向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○桑波田 大議員

利用者にとっては、どこに相談したらいいのか分かりにくく、調整の負担も大きいのではないのでしょうか。

もし、さつま町に、「ここに一本電話すれば、全部手配してくれますよ」という窓口があったなら、利用者は絶対にさつま町を選ぶと思います。

誘致競争が進む中で、ワンストップで相談できる体制というのは、選ばれるまちになるための大きな条件だと思います。

利用者目線で考えると、相談窓口がはっきりしていて、必要な手配が一連で進む仕組みがあるかどうかは、非常に重要です。

宿泊、飲食、交通、施設管理、それぞれが別々に動くのではなく、受入れ体制全体として連携する仕組みが必要ではないのでしょうか。

協議会の機能強化も含め、総合調整機能を高めていく必要があると考えます。

今後、選ばれるまちになるためにも、「さつま町は、手配が一番楽だ」と言われる仕組みづくりを、ぜひスピード感を持って進めていただきたいと思います。

4点目に移ります。

文化系の団体等に対する営業活動は、どの程度行っているのか、お伺いします。

○山口 泰徳さつまPR課長

特に、文化系に絞った営業活動というのは、現在、取り組んでいないところでございます。

過去には、文化系の合宿も行われているようでありましたけれども、最近では、文化センター等の施設の老朽化等により、合宿は行われていないようでございます。

協議会のメンバーには、町文化協会の会長にも入っていただいておりますし、昨年、改定しました町合宿ガイドブックにも、鶴田中央公民館や薩摩農村環境改善センターも掲載し、PRに努めているところでございますので、今後は、文化系の団体等と連携を図りながら、誘致に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○桑波田 大議員

合宿や大会誘致を進めるには、受入れ環境を整えるだけでなく、本町の魅力や利用条件を町外の学校、競技団体、文化団体などに、積極的に発信し、働きかけていくことが必要だと思います。

もし、営業活動の実績や成果が、十分整理されていないのであれば、どの手法が有効だったのか、次の戦略につなげにくいのではないかと思います。

今後は、ただ情報を発信するだけでなく、営業の対象、件数、成果を整理しながら進める必要があると思います。

これからは、待ちの姿勢ではなく、こちらから出向いていく、取りに行く営業が必要だと思います。

特にスポーツ団体だけでなく、吹奏楽、合唱、演劇、書道、美術など、文化系団体への働きかけも、今後の可能性として大きいのではないのでしょうか。

そこで伺います。

ターゲットを明確にした戦略的な営業活動を進める考えがあるのか、お示してください。

○山口 泰徳さつまPR課長

議員のおっしゃるとおり、非常に営業活動というのは、非常に大事なところでございます。

今後も、協議会の会長は、副町長がされておりますので、会長と一緒にしながらですね、いろんな、スポーツだけでなく文化系の団体やら、営業に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○桑波田 大議員

営業活動されていることは、理解しました。

副町長がトップなのも理解しました。

ですが、さらに強力な最後の一押しとなるのが、トップセールスだと考えます。

さつま町が本気で合宿大会の誘致を目指し、推進していくなら、町長自らが、本町にゆかりのある学校やスポーツ団体などへ赴き、熱意を伝えるトップセールスが絶対に必要だと考えます。

今後の合宿誘致における、町長御自身の具体的な熱い意気込みをお聞かせください。

○上野 俊市町長

スポーツコンベンションの関係等についてはですね、今議員のほうからもるるございまして、非常に、この宿泊の問題というのが、非常に大きな課題と今なっているところであります。

私自身もですね、さまざまなところで、合宿等の関係等のほうについては誘致もお願いをしてきているところでございます。

また加えまして、企業誘致もそうでございますけれども、やはり、その中ではですね、「宿泊施設が確保できますか」ということを、やっぱり言われるところが一番大きいところであります。

それ以外のおもてなしというのはですね、本当にこれしっかりと、さつま町は行っていると思っているところでございますので、宿泊していただくことは、先ほどありましたように、この地元にお金が落ちていきますので、とにかくこの地元にやっぱり泊まっていたく、これが大事だろうと思っております。

その観点からもですね、このビジネスホテルの誘致関係についても、さまざまな機会を捉え、また、さまざまなところに、このビジネスホテル等の設置の関係についても、今お願いもしているところでございます。

また、この合宿の関係等については、スポーツコンベンションのほうは副町長が会長ですが、私自身もですね、これまで、各学校等のお付き合いもありますし、合宿等で来られたときには出向いていきまして、このお礼も申し上げながらですね、また次の合宿につながるようなお願いもしているところでございます。

今後におきましては、私自身も、積極的にどんどんどんどん、ここについてはPRをしていて、合宿の誘致等につなげていきたいと思っているところでございます。

合宿の誘致はですね、期間というのが、どうしてもこの休みの期間中に周知をするという、非常に現状もありますので、その辺りの分散化ができるのかというのもですね、またしっかりと、そういう先ほど言いましたように、いろんな情報等を取りながらですね、ここについては、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○桑波田 大議員

やっぱりですね、町長が、男の背中を見せるといいますか。汗をかいて、役場職員もですけど、町議もですけど、町民全体をですね、引っ張っていく姿っていうのは、やっぱり男として憧れる、っていうか、見てしまう、手助けしてしまうような、そんな背中を見させていただけることを願っております。

誘致を進める上で、受入れ環境を整えるだけでなく、本町の魅力をしっかり外に向けて発信し、相手先に働きかけていくことが、欠かせません。

現在の取組をどう評価し、今後、どう強化していくのか、具体的な方針を町長自ら示し続けていたいただきたいと思っています。

今回は、合宿の大会の誘致拡大に向けて、機会損失の把握、宿泊キャパシティの問題、ワ

ンストップ体制の構築、そして、町外への積極的な営業活動、どれか一つだけを進めればよいということではなく、全体として受入れ体制をどう整えていくかを問うてきました。

これからは、いずれも本町が今後、合宿・大会誘致を着実に進めていく上で、避けて通れない重要な課題だと考えます。

「コンベンションタウンさつま推進協議会」という枠組みがあるのですから、これが単なる会議体で終わってはいけないと考えます。

官民協働を実現し、本町が、全国から選ばれる合宿のまちとして、確固たる地位を築き、交流人口の拡大と地域経済の発展につながることを私は強く心から信じています。

本町には、立派な施設、豊かな自然、そして温泉、さらに宮之城中学校、薩摩中央高校の子どもたちの多方面による活躍など、ほかに類を見ない、すばらしいポテンシャルがあります。

これらを最大限に活かし、検討・研究にとどまらない、具体的な行動と結果を強く、要望いたしまして、一般質問を終わりたいと思います。

〔桑波田 大議員降壇〕

○新改 秀作議長

以上で、桑波田大議員の質問を終わります。

△散 会

○新改 秀作議長

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前11時10分

令和8年第2回さつま町議会定例会

第 4 日

令和8年6月12日

令和8年第2回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和8年6月12日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(14名)

1番 岸 良 光 廣 議員	2番 上別府 ユ キ 議員
3番 堅 山 秀 樹 議員	4番 徳 留 和 樹 議員
5番 橋之口 富 雄 議員	6番 古 田 昌 也 議員
7番 桑波田 大 議員	8番 武 さとみ 議員
9番 宮之脇 尚 美 議員	10番 柏 木 幸 平 議員
11番 有 川 美 子 議員	12番 川 口 憲 男 議員
13番 中 村 慎 一 議員	14番 新 改 秀 作 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

早 崎 行 宏 事 務 局 長	神 園 大 士 事務局長補佐兼議事係長
奥 平 一 樹 議 事 係 主 任	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上 野 俊 市 町 長	角 茂 樹 副 町 長
中 山 春 年 教 育 長	富 満 悦 郎 総 務 課 長
大 平 誠 総合政策課長兼行革推進室長	西 圀 豪 紀 財 政 課 長
小野原 和 人 税 務 課 長	山 口 良 浩 農林課長兼担い手支援室長
山 口 泰 徳 さつまPR課長	上 原 光 志 水 道 課 長
西 一 樹 消 防 長	古 川 秀 人 消 防 総 務 課 長
藤 園 育 美 教育総務課長	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第47号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 2 議案第48号 令和8年度さつま町一般会計補正予算（第3号）
- 第 3 議案第49号 令和8年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総務厚生 (第1委員会室)	47 48	さつま町税条例の一部改正について 令和8年度さつま町一般会計補正予算（第3号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 15款 国庫支出金 16款 県支出金（関係分） 19款 繰入金 20款 繰越金 22款 町債 歳 出 2款 総務費 9款 消防費 12款 公債費 第2条 債務負担行為の補正 第3条 地方債の補正
文教経済 (第2委員会室)	48 49	令和8年度さつま町一般会計補正予算（第3号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 16款 県支出金（関係分） 歳 出 6款 農林水産業費 7款 商工費 令和8年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）

△開 議 午前９時３０分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和８年第２回さつま町議会定例会第４日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

これから、６月８日に提案がありました議案第４７号から議案第４９号までの議案３件について総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第１「議案第４７号 さつま町税条例の一部改正について」

○新改 秀作議長

まず、日程第１「議案第４７号 さつま町税条例の一部改正について」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第４７号については、配布してあります議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第２「議案第４８号 令和８年度さつま町一般会計補正予算（第３号）」

○新改 秀作議長

次は、日程第２「議案第４８号 令和８年度さつま町一般会計補正予算（第３号）」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○上別府ユキ議員

おはようございます。

先日説明があった中で、補正予算説明資料の８ページ、所管が違いますので、ちょっとお伺いしたいことがございます。

償還金、かんぽ生命からの借入れについての繰上償還についてですが、旧永野小学校の跡地にあった屋内体育館は平成１８年頃に建てられて、ちょうど今年で２０年目ぐらいになるかと思われるんですが、幾らで建てて、幾らぐらいの債務が残ри、どういう計画で返していくか、返済計画はどのようなものであったのかっていうことと、譲渡先には幾らで譲渡されたのかというところをお伺いしたいです。

○西園 豪紀財政課長

今回の地方債の償還金元金の関係で、御質問にお答えいたします。

まずこの旧永野小学校の跡地につきましては、御承知のとおり、地元にある企業に譲渡したところでございますが、建物については、無償で譲渡をしたところでございます。

この旧永野小学校の屋内運動場につきましては、議員からもありましたとおり、平成１８年

に、この簡保資金を借りて建設をしたところでございます。

当初の借入れ額は5,640万円となっております、借入れ日が、平成18年の5月22日となっております。最終償還の予定日が令和13年の3月30日となっております。

今回の繰上げ償還につきましては、繰上げ償還の予定日が令和8年9月の30日となっております。

この当初の借入れ額の5,640万円の利率につきましては、2.2%、償還につきましては、3年据置きで25年で計画をされていたところでございます。

今回の補正では、令和9年3月31日償還後の未償還金元金分となりますものを、補正予算として計上したものであります。

○新改 秀作議長

ほかに質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号については、配布してあります議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第3「議案第49号 令和8年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」

○新改 秀作議長

次は、日程第3「議案第49号 令和8年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号については、配布してあります議案付託表のとおり、文教経済常任委員会に審査を付託します。

本日から16日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○新改 秀作議長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月26日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前9時36分

令和8年第2回さつま町議会定例会

第 5 日

令和8年6月26日

令和8年第2回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 令和8年6月26日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(14名)

1番 岸 良 光 廣 議員	2番 上別府 ユ キ 議員
3番 堅 山 秀 樹 議員	4番 徳 留 和 樹 議員
5番 橋之口 富 雄 議員	6番 古 田 昌 也 議員
7番 桑波田 大 議員	8番 武 さとみ 議員
9番 宮之脇 尚 美 議員	10番 柏 木 幸 平 議員
11番 有 川 美 子 議員	12番 川 口 憲 男 議員
13番 中 村 慎 一 議員	14番 新 改 秀 作 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

早 崎 行 宏 事務局 長	神 園 大 士 事務局 長補佐兼議事係 長
奥 平 一 樹 議事係 主任	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上 野 俊 市 町 長	角 茂 樹 副 町 長
中 山 春 年 教 育 長	富 満 悦 郎 総 務 課 長
菊 野 祐 二 危機管理 監	大 平 誠 総合政策課 長兼行革推進室 長
西 園 豪 紀 財 政 課 長	小野原 和 人 税 務 課 長
山 口 良 浩 農林課 長兼担い手支援室 長	山 口 泰 徳 さつまPR課 長
太 田 竜 也 産業・定住支援室 長	上 原 光 志 水 道 課 長
西 一 樹 消 防 長	古 川 秀 人 消防総務課 長
藤 園 育 美 教育総務課 長	串 下 哲 也 学校給食センター所 長

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第47号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 2 議案第48号 令和8年度さつま町一般会計補正予算（第3号）
- 第 3 議案第49号 令和8年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第63号 令和8年度災害時用発電機購入契約の締結について
- 第 5 議案第64号 学校給食センター給食配送車購入事業契約の締結について
- 第 6 陳情第 7号 日本政府に対して核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情書
- 第 7 報告第 6号 令和7年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）について
- 第 8 報告第 7号 令和7年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第 9 報告第 8号 令和8年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について
- 第10 防衛施設等調査特別委員会報告の件
- 第11 議員派遣の件
- 第12 閉会中の継続調査の件

△開 議 午前9時30分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和8年第2回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第47号 さつま町税条例の一部改正について」、日程第2「議案第48号 令和8年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」、日程第3「議案第49号 令和8年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」

○新改 秀作議長

日程第1「議案第47号 さつま町税条例の一部改正について」から、日程第3「議案第49号 令和8年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案3件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の審査報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔柏木 幸平総務厚生常任委員長登壇〕

○柏木 幸平総務厚生常任委員長

おはようございます。

総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第47号 さつま町税条例の一部改正について」及び「議案第48号 令和8年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」関係分、以上の議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その主な概要を申し上げます。

まず、議案第47号であります。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。主な改正内容は、ふるさと納税の寄附金税額控除の見直しや固定資産税の免税点の見直し等であります。

次は、議案第48号の関係分であります。

歳出の2款1項7目、企画費には、創生GDXセンター事業費として2,435万7,000円が計上されております。これは、中小企業等伴走支援事業に係る経費や、創生GDXセンターの拠点として屋地楽習館の大会議室を整備するための経費であります。

質疑の中で、すでに「うましき里きららの楽校」がさつま町創生GDXセンターとして稼働しているが、今回、整備する屋地楽習館との事業の区別について、どのように考えているのかたどしましたところ、「屋地楽習館については、サテライトオフィスとしての機能を考えている。今後は、薩摩地区と鶴田地区にも、こうした施設を整備していきたいと考えており、いつでも、どこでも自宅から近いところで業務を行うことができるようにしたい」とのことです。

次に、9款1項3目、消防施設費には、紫尾柵野分団柵野部消防車庫新築工事に係る経費として3,550万円が計上されております。これは、老朽化が著しい柵野部消防車庫を、柵野小学校跡地の校庭へ移転新築し、消防団活動の円滑化と防災拠点の機能強化を図るためのものであり

ます。

質疑の中で、今回、当該消防車を移転新築する要因についてたまたましたところ、「リフォームを行う場合は、新たに耐震診断と診断結果に応じて耐震補強が必要になる可能性があること、また、現在の車庫は他の分団の車庫と比べると狭いため、リフォームを行ったとしても環境整備には繋がらないことから、地元との協議も踏まえ、移転新築する方針を決定した」とのことです。

この回答を受けて、他の分団車庫においても空調機器について整備されていると思うが、室内の広さに応じた適切な容量の空調機器を整備するように要請したところでもあります。

次に、歳入の２２款１項５目、消防債には３，５５０万円が計上されております。併せて、地方債補正について、一般単独事業（緊急防災・減災事業）を増額し、限度額が４億８，７９０万円に変更されております。また、今回の補正により、今年度中の起債見込額の合計は９億７，４６０万円になるとのことです。

質疑の中で、地方債の借入利率の状況と町の財政運営を行う上での地方債の上限額をどの程度で考えているのかたまたましたところ、「借入利率は上昇傾向にあると捉えている。地方債の総額については、令和７年度は８億４，０００万円程度を見込んでおり、災害の発生状況にもよるが、おおむね１０億円から１２億円程度で推移できれば財政運営に支障を来すことはないと考えている。また、各課に対し多額の事業費を要する普通建設事業の見込調査等を行い、公債費負担適正化計画の参考としている。起債を行う場合は、十分な検討と適正な判断が必要になってくると考えている」とのことです。

この回答を受けて、以前にも財政状況が厳しい時期があり、事業課を中心に、現場を確認しながら事業の選別を行ったことがあった。今後は厳しい財政状況が予測されることから、財政課が中心となり、現場を確認しながら適切に対処するよう要請したところでもあります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔柏木 幸平総務厚生常任委員長降壇〕

○新改 秀作議長

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔橋之口富雄文教経済常任委員長登壇〕

○橋之口富雄文教経済常任委員長

おはようございます。

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第４８号 令和８年度さつま町一般会計補正予算（第３号）」関係分及び「議案第４９号 令和８年度さつま町上水道事業会計補正予算（第１号）」以上の議案２件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、議案第４８号の関係分であります。

歳出の６款１項９目、フレッシュファーマー育成事業費には、新規就農者育成総合対策事業補助として７６万３，０００円、経営発展支援事業補助として２７２万１，０００円が計上されてお

ります。

新規就農者育成総合対策事業補助は、年間補助金の増額に伴う差額分の補正であり、経営発展支援事業補助は、花き栽培の新規就農者への大型スポットエアコン2台の購入に対する補助であります。

質疑の中で、大型スポットエアコンの内容についてたどしましたところ、時吉地区でシクラメンを栽培する第三者継承の新規認定就農者に係るもので、約50メートル先まで届く強風により、大規模空間で作業エリアのみを狙って冷暖房する製品であるとのことであります。

次に、歳出の7款1項5目、物産観光施設費には、鶴田ダム公園トイレの井戸ポンプ等取替修繕に要する経費として473万円が計上されております。これは、寒波の影響や老朽化により井戸ポンプが故障し、水洗トイレの水が出なくなったことによるものであります。

質疑の中で、給水管の取替方法について確認しましたところ、既設の給水管はすべて撤去し、これまでと同じ場所に新しい給水管を設置するとのことであります。

次は、議案第49号であります。

収益的収入は、消費税還付金97万2,000円の増額であります。

資本的収入は、佐志地区水道施設再編事業に係る社会資本整備総合交付金について、内示額が666万7,000円であったため差額を減額するものであります。

資本的支出は、原水及び浄水設備費1,070万円の増額で、大俣水源地管理室屋根改修設計業務委託及び鶴田中央地区中央監視装置更新工事を追加するものであり、配水設備費2,666万6,000円の減額は交付金の減額分であります。

質疑の中で、中央監視装置更新工事の内容についてたどしましたところ、当初は令和9年度の予定であったが、不具合が頻繁に発生したため優先順位を上げて今回計上したもので、ポンプの制御盤、インターフェース盤及び発電機等を一体的に連携させた機材を整備するとのことあります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔橋之口富雄文教経済常任委員長降壇〕

○新改 秀作議長

これから、文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、議案第47号について、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第47号 さつま町税条例の一部改正について」を採決します。

議案第47号の議案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第47号 さつま町税条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第４８号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第４８号 令和８年度さつま町一般会計補正予算（第３号）」を採決します。

本案に対する各委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第４８号 令和８年度さつま町一般会計補正予算（第３号）」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第４９号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第４９号 令和８年度さつま町上水道事業会計補正予算（第１号）」を採決します。

議案第４９号に対する文教経済委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第４９号 令和８年度さつま町上水道事業会計補正予算（第１号）」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第４「議案第６３号 令和８年度災害時用発電機購入契約の締結について」

○新改 秀作議長

次は、日程第４「議案第６３号 令和８年度災害時用発電機購入契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、「議案第６３号 令和８年度災害時用発電機購入契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

これは、令和８年度災害時用発電機の購入につきまして、去る５月２７日、入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、危機管理監に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○菊野 祐二危機管理監

それでは、「議案第６３号 令和８年度災害時用発電機購入契約の締結について」内容を御説

明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第63号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

よって本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第63号 令和8年度災害時用発電機購入契約の締結について」を採決します。
お諮りします。

本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

よって、「議案第63号 令和8年度災害時用発電機購入契約の締結について」は、可決することに決定しました。

△日程第5「議案第64号 学校給食センター給食配送車
購入事業契約の締結について」

○新改 秀作議長

次は、日程第5「議案第64号 学校給食センター給食配送車購入事業契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、「議案第64号 学校給食センター給食配送車購入事業契約の締結について」であります。

これは、さつま町学校給食センターの給食配送車の購入につきまして、去る6月19日、入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、学校給食センター所長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○串下 哲也学校給食センター所長

それでは、「議案第64号 学校給食センター給食配送車購入事業契約の締結について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第64号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第64号 学校給食センター給食配送車購入事業契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第64号 学校給食センター給食配送車購入事業契約の締結について」は、可決することに決定しました。

△日程第6「陳情第7号 日本政府に対して核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情書」

○新改 秀作議長

次は、日程第6「陳情第7号 日本政府に対して核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情書」を議題とします。

本件について、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔柏木 幸平総務厚生常任委員長登壇〕

○柏木幸平総務厚生常任委員長

当委員会に付託されました、令和7年「陳情第7号 日本政府に対して核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情書」について、審査の過程と結果を御報告いたします。

本陳情は、さつま町宮之城屋地931-6、福元孝洋氏から提出され、令和7年11月26日に受理されたものであります。

陳情の主な趣旨は、国際連合（以下、国連と言う）で、平成29年7月に採択され、令和3年

1月に発効された核兵器禁止条約（核兵器の開発・生産・実験・保有・備蓄などを禁止）について、日本政府がこの条約に署名し、国会で批准するよう本町議会から要望することを求めるというものであります。

本陳情について、当委員会では、3月定例議会と今6月定例議会の2回にわたり慎重に審査を行いました。各委員からは次のような意見が出されました。

日本は、世界で唯一の戦争被爆国である。

広島や長崎の悲惨な状況を繰り返さないためにも、国は署名・批准すべきである。

国内には、原子力発電所もあるので、これが攻撃されたら同様の悲劇が繰り返されることになるのではないかと危惧している。

多くの人が核兵器のない平和な社会を望んでいると思う。

町民をはじめ、町及び町議会も一体となって、国に意見書を提出すべきであると強く思う。

現在の国連の加入国は193か国で、このうち署名・批准した国が74か国、38.3%、署名のみの国が25か国、12.9%となっている。

日本は、唯一の戦争被爆国であるが、近接する中国やロシアのほか、北朝鮮は最近、核兵器を保有したのではないかと情報の情報もある。

日本は、1960年に日米安全保障条約を締結しており、今日までアメリカの核の傘のもとに軍事的安全保障と抑止力を依存してきている。

日本には、「核兵器を持たない・作らない・持ちこませない」という三大原則が踏襲されているが、現在の不安定な国際情勢を考慮し、今後の抑止力として継続するためにも当面は現状を維持すべきではないかと思う。

本陳情の国内の採択状況であるが、審査日時点では、高いところで岩手県100%、徳島県92%、長崎県91%、新潟県90%、秋田県88%、広島県83%となっており、最も低い県では5%である。九州管内では、大分県47%、宮崎県44%、沖縄県43%、福岡県30%、鹿児島県20%、佐賀県10%となっており、全国では、全自治体の42%が採択している。各都道府県によって大きな差があるが、主な理由は定かでない。

広島原爆資料館を見たが、被爆後の惨状には耐え難いものがある。陳情の趣旨は十分に理解できるし、多くの人も望んでいることと思う。ただ、現在の国際情勢を考えた場合、慎重に取り扱うべきではないかと考える。

この陳情は、国の専権事項であると思う。外交的な問題もあり、単に自治体で判断することは容易ではない。なお、現在の国際情勢も考慮する必要がある。

このように、それぞれ各委員の意見が出されましたが、本陳情について起立による採決を行った結果、賛成者1人、反対者4人となり、不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

〔柏木 幸平総務厚生常任委員長降壇〕

○新改 秀作議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「陳情第7号 日本政府に対して核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情書」を採決します。

この採決は、起立採決で行います。陳情第7号に対する委員長の報告は、不採択です。

「陳情第7号 日本政府に対して核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情書」について、採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○新改 秀作議長

起立少数であります。よって、「陳情第7号 日本政府に対して核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情書」については不採択とすることに決定しました。

△日程第7「報告第6号 令和7年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）について」、日程第8「報告第7号 令和7年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第9「報告第8号 令和8年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」

○新改 秀作議長

次は、日程第7「報告第6号 令和7年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）について」から、日程第9「報告第8号 令和8年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」までの報告3件を一括して議題とします。

報告の内容については、説明済みであります。

何かお聞きしたいことは、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで報告3件を終わります。

△日程第10「防衛施設等調査特別委員会報告の件」

○新改 秀作議長

次は、日程第10「防衛施設等調査特別委員会報告の件」を議題とします。

防衛施設等調査特別委員長が、調査中であります事項について報告を求めます。

防衛施設等調査特別委員長の報告を求めます。

〔古田 昌也防衛施設等調査特別委員長登壇〕

○古田 昌也防衛施設等調査特別委員長

それでは、早速ですが、議会防衛施設等調査特別委員会の視察研修について、御報告を申し上げ

げます。

去る５月２１日から２２日にかけて、「瀬戸内町の自衛隊誘致に係る行政と議会の取り組みについて」、「瀬戸内分屯地の弾薬庫について」それぞれ研修を行いました。

瀬戸内町は、奄美大島の最南端に位置し、人口約７，６００人、行政面積は大島海峡をはさんで加計呂麻島、請島、与路島の有人３島を含む２４０平方キロメートルで、面積の８７％が標高４００メートルほどの原生林となっており、平地がほとんどないため漁業を中心とした町であります。

同町の自衛隊誘致についてであります。平成２１年９月に町商工会から議会に対して「自衛隊誘致についての陳情書」が提出され、これを全会一致で可決するとともに、政府に対して「陸上自衛隊の配置を求める意見書」を提出されております。

議会では、平成２３年に特別委員会を設置し、九州管内各地の駐屯地や離島の分遣隊の状況を調査されるとともに、「陸上自衛隊の配置と海上自衛隊の補給基地の拡充について」政府や防衛省、本県出身の国会議員等に対し、積極的な誘致活動を展開されております。

平成２６年６月には、当時の防衛大臣が奄美入りし、南西諸島における防衛力の強化を図るため、警戒監視部隊の配置について協力要請があり、同年８月には防衛副大臣から奄美駐屯地３５０人、瀬戸内分屯地（警備部隊）２００人程度に施設を整備したいとの説明のほか、瀬戸内町には、地对艦ミサイルなどを配備する旨説明がなされております。

その後、平成３１年には、瀬戸内分屯地が開設されておりますが、町が誘致運動を始めてから約１０年程度の異例の速さで分屯地が設置されております。

近年、国際情勢が混沌としている中、尖閣諸島を中心とした領海、領空侵犯等が急速に増加していたことなどから、南西諸島の防衛力の強化を図る必要があると国の意向と地元の自衛隊誘致の要望が一致したため、早期整備が図られたものと推測されたところであります。

一方、海上自衛隊の分遣隊は、以前から配置され、古仁屋港を中心に護衛艦等が不定期で停泊して、旧日本海軍が使用していた施設を一部活用し、隊員の休息や物資補給などを行ってきたとのことであります。

これまで台風や豪雨災害等が発生した際、その都度、隊員の献身的な活動を直接見てきた町民も多くいたことなどから、自衛隊に対する理解度は他の地域と比較しても高いものがあつたとのことであります。

陸上自衛隊の新たな誘致については、慎重な意見もあつたようですが、議会や役場に対しては、これまで反対意見等は１件も寄せられていないとのことであります。

なお、ミサイル部隊配備については、一部に反対運動や攻撃目標にされるのではないかと、との懸念する声があると聞いていましたが、行政や議会に対して、目立った反対運動や抗議活動はなされていないとのことであります。

隊員宿舎であります。２地区に２棟６５戸が建設されているほか、海上自衛隊と海上保安庁の共用宿舎が２棟２０戸建設されております。また、現在、古仁屋港では艦船停泊のための港湾工事が進められており、海上自衛隊の増員が見込まれることから、令和９年度以降さらに１棟の増築が予定されているとのことであります。

分屯地の隊員は実数２１０人となっておりますが、うち４０人が家族帯同者で併せて１６０人、独身者や単身赴任者を含めると３３０人の人口増加が図られているほか、日頃の買い物は、地元商店を利用されており、一定の経済効果があるとのことであります。

各集落では、各種の伝統行事やイベント、道路等の除草作業など数多く行われているようですが、各隊員も積極的な参加を行っており、地元住民との交流など集落の中に溶け込んだ活

動が行われているとのことであります。

令和7年度は、町と奄美駐屯地との大規模災害緊急避難所協定も締結されておりますが、これまでも大雨や台風時など、隊員が災害対策本部にリエゾンとして派遣されるため、町としても心強いとのことであります。

また、これまでの間、町では自衛隊に係る町民全体を対象とした説明会は開催していないが、町民からの要望も無いとのことであります。

自衛隊の具体的な内容は、機密事項が多く町民から多岐にわたる質問がなされても共有する部分が少ないため、説明会の意味がないのでは、とのことであります。

なお、この説明会に代わるものとして、役場で雇用している自衛隊OBの防災専門監による出前講座を実施しており、「国民保護勉強会」という観点から取り組んでいるとのことであります。

翌22日は、古仁屋港の市街地から車で30分ほど北東方向に移動して分屯地を訪問しましたが、標高400メートルほどの山頂付近に整備されております。運動場や車両整備棟、ヘリポートなどが設置されており、全体面積は、約48ヘクタールになるようであります。

到着後、司令から分屯地についての概要説明がありましたが、前日に防災専門監から説明がなされた内容とほぼ同一でありましたので割愛させていただきます。

司令の説明のあと、弾薬庫を視察しましたが、官舎から車で約5分の山間の地域に建設されております。国道からは直線距離で5キロメートル以上離れており、周辺は原生林に囲まれているほか、弾薬庫の管理棟とトンネル内の空調設備棟以外は何も見当たらない所に位置してありました。

保守管理は、当然のことながら隊員が年間を通じて交代制で警備に当たっているとのことであります。

いずれもトンネル方式で、延長や幅は機密事項とのことでありましたが、大型車が直接乗り入れても十分なスペースが確保されているようであります。

大まかなトンネルの見取り図では、入り口から数十メートル付近に干渉帯らしき場所があり、その奥に弾薬等が格納されているのではないかと推測されました。

現在、供用開始されている弾薬庫は、並列して3本ありますが、隣接する1本は工事中で本年度内には完成見込みとなっており、来年度以降、さらに1本増設される予定とのことで、全体では5本の弾薬庫が整備される計画となっているようであります。

これまで視察した大分市や北九州市の弾薬庫と大きく違うところは、トンネル（弾薬庫）の断面積が大きく、車両がトンネル内に直接進入し、積み下ろし作業が可能な構造となっている点であります。また、トンネル内は弾薬の劣化防止のため、常に湿度や温度が一定に保持されるよう空調施設が整備されております。

なお、初日は、瀬戸内町に向かう途中で龍郷町を表敬訪問し、本町の町制施行20周年記念行事に出演いただいた、同町の子どもミュージカルのお礼を申し上げたところであります。

町長、議長のほか関係職員の皆さんと懇談の中で、今後とも子どもたちを含め、機会あるごとに交流を深めていければと、お互いに確認を行ったところであります。

以上、議会防衛施設等調査特別委員会視察研修の概要についての報告といたします。

〔古田 昌也防衛施設等調査特別委員長降壇〕

○新改 秀作議長

これで防衛施設等調査特別委員会の報告を終わります。

△日程第11「議員派遣の件」

○新改 秀作議長

次は、日程第１１「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、会議規則第１２９条の規定により、配布しましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、配布しましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣につきましては、やむを得ず日程等について変更を生ずる場合には、議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、やむを得ず日程等について変更を生ずる場合には、議長に委任することに決定しました。

△日程第１２「閉会中の継続調査の件」

○新改 秀作議長

次は、日程第１２「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から会議規則第７５条の規定によってお配りしました申出書の各事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○新改 秀作議長

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和８年第２回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前１０時１６分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 新 改 秀 作

さつま町議会議員 中 村 慎 一

さつま町議会議員 岸 良 光 廣